

令和6年度 茨城地方最低賃金審議会
第1回 茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会 次第

令和6年10月3日（木）

1 開 会

2 議 題

- (1) 専門部会の部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会の運営規程について
- (3) 最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (4) 専門部会の日程調整について
- (5) 金額調査審議
- (6) その他

4 閉 会

令和6年度 茨城地方最低賃金審議会
第1回 茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会 資料

令和6年10月3日(木)

No.1	鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿	…P1
No.2	最低賃金法(昭和34.4.15法律137号)	…P2
No.3	最低賃金審議会令(昭和34.5.4政令163号)	…P10
No.4	鉄鋼業最低賃金専門部会の運営規程(案)	…P12
No.5	茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移	…P14
No.6	令和6年最低賃金に関する基礎調査結果(茨城局)	…P15
	① 茨城県特定最低賃金3業種	
	産業別・規模別特性値及び未満率	…P16
	第1・10分位数及び未満率の推移	…P17
	② 茨城県鉄鋼業最低賃金	
	第1・10分位数・最低賃金額・未満率の推移	…P18
	総括表	…P19
	最低賃金額の引上げ額と影響率の関係表	…P23
No.7	2024年6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)日本銀行水戸事務所	…P25
No.8	茨城県金融経済概況(2024年9月6日)日本銀行水戸事務所	…P29
No.9	県内の雇用情勢の概況(令和6年8月)	…P41
No.10	茨城県及び全国の指標	…P56
No.11	令和6年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況(厚生労働省)	…P58
No.12	茨城県最低賃金の改正決定に関する官報公示文	…P64

令和6年度年度茨城地方最低賃金審議会 茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿

令和6年9月25日任命

茨城労働局

区分	氏名 (ふりがな)	現職
公益代表	せいやま れい 清山 玲	茨城大 学 教授 人文社会科学部法律経済学科
	のむら たかひろ 野村 貴広	水口・野村法律事務所 士 護
	ぶんどう ひろゆき 文堂 弘之	常磐大 学 教授 総合政策学部経営学科
労働者代表	うめはら きよかつ 梅原 清活	基幹労連茨城県本部長 事務局
	おおもり もとのり 大森 玄則	連部 茨城 城長
	やまだ まこと 山田 誠	基幹労連日鉄大径鋼管労働組合 組 合 長
使用者代表	さわはた ひでふみ 澤畑 英史	一般社団法人茨城県経営者協会 事務局 会長
	まきの ともはる 牧野 智治	茨城スチールセンター株式会 社 代表取締役社長
	やなせ つよし 築瀬 剛	日本製鉄株式会社東日本製鉄所鹿島地区 労働・購買部部長代理

注) 各代表「氏名」欄表示は、五十音順となっており、敬称は略してあります。

I 関係法令等

1 最低賃金法

昭和34. 4.15法律137号
 改正 昭和43. 6. 3法律 90号
 改正 昭和44. 7.18法律 64号
 改正 昭和45. 5.16法律 60号
 改正 昭和55.11.19法律 85号
 改正 昭和58.12. 2法律 78号
 改正 昭和59. 5. 8法律 25号
 改正 昭和60. 6. 8法律 56号
 改正 平成 4. 6. 3法律 67号
 改正 平成10. 9.30法律112号
 改正 平成11. 7.16法律 87号
 改正 平成11. 7.16法律102号
 改正 平成11.12.22法律160号
 改正 平成13. 4.25法律 35号
 改正 平成14. 5.31法律 54号
 改正 平成19.12. 5法律129号
 改正 平成20. 5. 2法律 26号
 改正 平成24. 4. 6法律 27号
 (施行 平成24.10. 1)

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 最低賃金

第1節 総則 (第3条-第8条)

第2節 地域別最低賃金 (第9条-第14条)

第3節 特定最低賃金 (第15条-第19条)

第3章 最低賃金審議会 (第20条-第26条)

第4章 雑則 (第27条-第38条)

第5章 罰則 (第39条-第42条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。
- 二 使用者 労働基準法第10条に規定する使用者をいう。
- 三 賃金 労働基準法第11条に規定する賃金をいう。

第2章 最低賃金

第1節 総則

(最低賃金額)

第3条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によつて定めるものとする。

(最低賃金の効力)

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3 次に掲げる賃金は、前2項に規定する賃金に算入しない。

- 一 1月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
- 二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
- 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

4 第1項及び第2項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

(現物給与等の評価)

第5条 賃金が通貨以外のもので支払われる場合又は使用者が労働者に提供した食事その他のものの代金を賃金から控除する場合においては、最低賃金の適用について、これらのものは、適正に評価されなければならない。

(最低賃金の競合)

第6条 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第4条の規定を適用する。

2 前項の場合においても、第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額については、第4条第1項及び第40条の規定の適用があるものとする。

(最低賃金の減額の特例)

第7条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第4条の規定を適用する。

- 一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 二 試の使用期間中の者
- 三 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの

四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

(周知義務)

第8条 最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。

第2節 地域別最低賃金

(地域別最低賃金の原則)

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
- 3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(地域別最低賃金の決定)

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)

第11条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日から15日を経過するまでは、前条第1項の決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

(地域別最低賃金の改正等)

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

(派遣中の労働者の地域別最低賃金)

第13条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条第1項に規定する派遣中の労働者(第18条において「派遣中の労働者」という。)については、その派遣先の事業(同項に規定する派遣先の事業をいう。第18条において同じ。)の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用す

る。

(地域別最低賃金の公示及び発効)

第14条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 第10条第1項の規定による地域別最低賃金の決定及び第12条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

第3節 特定最低賃金

(特定最低賃金の決定等)

第15条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。
- 3 第10条第2項及び第11条の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第2項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第2項の決定をする場合において、前項において準用する第11条第2項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第3項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。
- 5 第10条第2項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

第16条 前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

第17条 第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不相当となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

(派遣中の労働者の特定最低賃金)

第18条 派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用する。

(特定最低賃金の公示及び発効)

第19条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 第15条第2項の規定による特定最低賃金の決定及び特定最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条第2項及び第17条の規定による特定最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

第3章 最低賃金審議会

（設置）

第20条 厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く。

（権限）

第21条 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあつては、都道府県労働局長の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる。

（組織）

第22条 最低賃金審議会は、政令で定めるところにより、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

（委員）

第23条 委員は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。
- 4 委員は、非常勤とする。

（会長）

第24条 最低賃金審議会に会長を置く。

- 2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

（専門部会等）

第25条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。
- 3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 第23条第1項及び第4項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。
- 5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

(政令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第4章 雑則

(援助)

第27条 政府は、使用者及び労働者に対し、関係資料の提供その他最低賃金制度の円滑な実施に必要な援助に努めなければならない。

(調査)

第28条 厚生労働大臣は、賃金その他労働者の実情について必要な調査を行い、最低賃金制度が円滑に実施されるように努めなければならない。

(報告)

第29条 厚生労働大臣及び都道府県労働局長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、賃金に関する事項の報告をさせることができる。

(職権等)

第30条 第10条第1項、第12条、第15条第2項及び第17条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び1の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案で厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて厚生労働省令で定めるところにより指定するものについては、厚生労働大臣が行い、1の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低賃金が著しく不相当であると認めるときは、その改正又は廃止の決定をなすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ中央最低賃金審議会の意見を聴かななければならない。

4 第10条第2項の規定は、前項の規定による中央最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第31条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第32条 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)

の規定による司法警察員の職務を行う。

(監督機関に対する申告)

第34条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるように求めることができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(船員に関する特例)

第35条 第6条第2項、第2章第2節、第16条及び第17条の規定は、船員法(昭和22年法律第100号)の適用を受ける船員(以下「船員」という。)に関しては、適用しない。

2 船員に関しては、この法律に規定する厚生労働大臣、都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、国土交通大臣、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は船員労務官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第3条中「時間」とあるのは「時間、日、週又は月」と、第7条第4号中「軽易な」とあるのは「所定労働時間の特に短い者、軽易な」と、第19条第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条第2項並びに第35条第3項及び第7項」と、「同条第2項及び第17条」とあるのは「第15条第2項及び第35条第7項」と、第30条第1項中「第10条第1項、第12条、第15条第2項及び第17条」とあるのは「第15条第2項並びに第35条第3項及び第7項」と、「都道府県労働局の管轄区域」とあるのは「地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域(政令で定める地方運輸局にあつては、運輸監理部の管轄区域を除く。)」と読み替えるものとする。

3 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「交通政策審議会等」という。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をすることができる。

4 第10条第2項及び第11条の規定は、前項の規定による交通政策審議会等の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第2項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。

5 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第3項の決定をする場合において、前項において準用する第11条第2項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第3項の規定による交通政策審議会等の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

6 第10条第2項の規定は、前項の規定による交通政策審議会等の意見の提出があつた場合について準用する。

7 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第15条第2項又はこの条第3項の規定により決定された船員に適用される特定最低賃金について、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

8 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第89条第1項に規定する乗組み派遣船員については、その

船員派遣の役務の提供を受ける者の事業又はその船員派遣の役務の提供を受ける者に使用される同種の船員の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用する。

第36条 船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に属する事項は、交通政策審議会等が行う。

第37条 交通政策審議会等に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、最低賃金専門部会を置くことができる。

2 交通政策審議会等は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならない。

3 第25条第5項及び第6項の規定は、交通政策審議会等について準用する。

(省令への委任)

第38条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第5章 罰則

第39条 第34条第2項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

第41条 次の各号の1に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第8条の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）

二 第29条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第32条第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則（平成24年4月6日法律第27号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 最低賃金審議会令

昭和34. 5. 4政令163号
 改正 昭和35. 6.20政令162号
 改正 昭和45. 5.30政令151号
 改正 平成11.12. 3政令390号
 改正 平成12. 6. 7政令309号
 改正 平成13. 9.27政令317号
 改正 平成17. 9.30政令306号
 改正 平成20. 4.25政令151号
 改正 平成22. 8. 4政令178号
 改正 平成28. 6.17政令238号
 (施行 平成28. 6.21)

(名称)

第1条 地方最低賃金審議会には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。ただし、東京地方最低賃金審議会及び大阪地方最低賃金審議会にあつては、18人とする。

3 中央最低賃金審議会に、最低賃金法第25条第1項に規定する事項及び同条第2項に規定する最低賃金の決定又はその改正の決定その他特別の事項(第4条第2項において「最低賃金決定等」という。)を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の推薦)

第3条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

(臨時委員の任命等)

第4条 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 臨時委員は、その者の任命に係る最低賃金決定等に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員は、非常勤とする。

4 前条の規定は、関係労働者を代表する臨時委員及び関係使用者を代表する臨時委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(厚生労働大臣が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)の3分の2以上又は労働者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をい

う。)、使用者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関する臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。)及び公益関係委員(中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関する臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。)の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 3 審議会の議事は、委員及び議事に関する臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)で会議に出席したものの過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(最低賃金専門部会)

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低賃金専門部会」という。)の委員及び臨時委員(地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員)の数は、9人以内とする。

- 2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。

- 4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

- 6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第2項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。

- 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

(庶務)

第7条 中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局賃金課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。

(雑則)

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (省略)

(案)

茨城地方最低賃金審議会
鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程

第1条 この規程は、茨城地方最低賃金審議会鉄鋼業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、茨城労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により茨城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、少なくとも当該期日の1週間前までに、付議事項及び希望期日を部会長に通知するものとする。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、茨城労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、部会長及び部会長が指名した委員2人がその内容を確認するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、議決書を茨城地方最低賃金審議会会長に提出するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 専門部会は、茨城県鉄鋼業最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

資料 5

茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移

(単位：円、%)

		25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
県最賃	時間額	713	729	747	771	796	822	849	851	879	911	953	1,005
	引上額	14	16	18	24	25	26	27	2	28	32	42	52
	引上率	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24	3.29	3.64	4.61	5.46
発効日		10.20	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
鉄鋼業	時間額	818	834	851	871	892	916	943	945	975	1,004	1,046	
	引上額	13	16	17	20	21	24	27	2	30	29	42	
	引上率	1.61	1.96	2.04	2.35	2.41	2.69	2.95	0.21	3.17	2.97	4.18	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額	798	811	825	841	859	880	905	907	935	964	1,005	
	引上額	9	13	14	16	18	21	25	2	28	29	41	
	引上率	1.14	1.63	1.73	1.94	2.14	2.44	2.84	0.22	3.09	3.10	4.25	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	時間額	793	806	821	837	855	877	901	904	932	961	1,002	
	引上額	11	13	15	16	18	22	24	3	28	29	41	
	引上率	1.41	1.64	1.86	1.95	2.15	2.57	2.74	0.33	3.10	3.11	4.27	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
各種商品小売業	時間額	767	780	795	811	828	849	871	874	881	—	—	—
	引上額	11	13	15	16	17	21	22	3	7	—	—	—
	引上率	1.46	1.69	1.92	2.01	2.10	2.54	2.59	0.34	0.80	—	—	—
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	—	—	—

令和6年 最低賃金に関する基礎調査結果（茨城局）

1 調査の概要

茨城地方最低賃金審議会における最低賃金改正の審議資料とするため、「最低賃金に関する基礎調査」を実施した。

(1) 調査対象産業及び調査事業所規模

①調査対象産業

日本標準産業分類に定める産業のうちE・G・I・L・M・N・P・Rに含まれる産業

②調査事業所規模

対象産業に属する民営事業所のうち、常用労働者数に応じて以下の事業場を対象とした。

I56(各種商品小売業)：全規模

E(製造業)、G413(新聞業)・G414(出版業)：100人未満

その他産業：30人未満

(2) 調査対象事業所数（調査書発送件数）・・・1,967件

(3) 調査の対象年月・・・令和6年6月分

(4) 調査方法・・・無作為抽出による郵送、オンライン

2 調査結果の概要

(1) 有効データ数・・・10,877（1データは1労働者）

(2) 集計方法

- ・1時間当たりの所定内賃金額を賃金階層化して集計した。
- ・本調査は、抽出による調査のため、調査票により得られた労働者数を、母集団の労働者数まで復元して労働者数を集計した。
- ・地域別最低賃金に係る集計については、特定最低賃金適用産業における地域別最低賃金が適用される労働者（65歳以上等）を含めて集計した。

令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果

産業別特性値及び未満率

区分	第1・20分位数				第1・10分位数				中位数				未満率	
	R5年	R6年	増減額	増減率	R5年	R6年	増減額	増減率	R5年	R6年	増減額	増減率	R5年	R6年
県最賃適用産業計	911	953	42	4.61	920	960	40	4.35	1,187 (1,376)	1,250 (1,495)	63 (119)	5.31 (8.65)	2.60	2.35
鉄鋼業	1,061	1,070	9	0.85	1,149	1,156	7	0.61	1,510 (1,627)	1,617 (1,708)	107 (81)	7.09 (4.98)	2.60	3.65
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	949	1,022	73	7.69	1,000	1,100	100	10.00	1,434 (1,591)	1,581 (1,732)	147 (141)	10.25 (8.86)	6.60	4.57
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	920	982	62	6.74	961	1,024	63	6.56	1,375 (1,537)	1,430 (1,591)	55 (54)	4.00 (3.51)	9.60	6.89

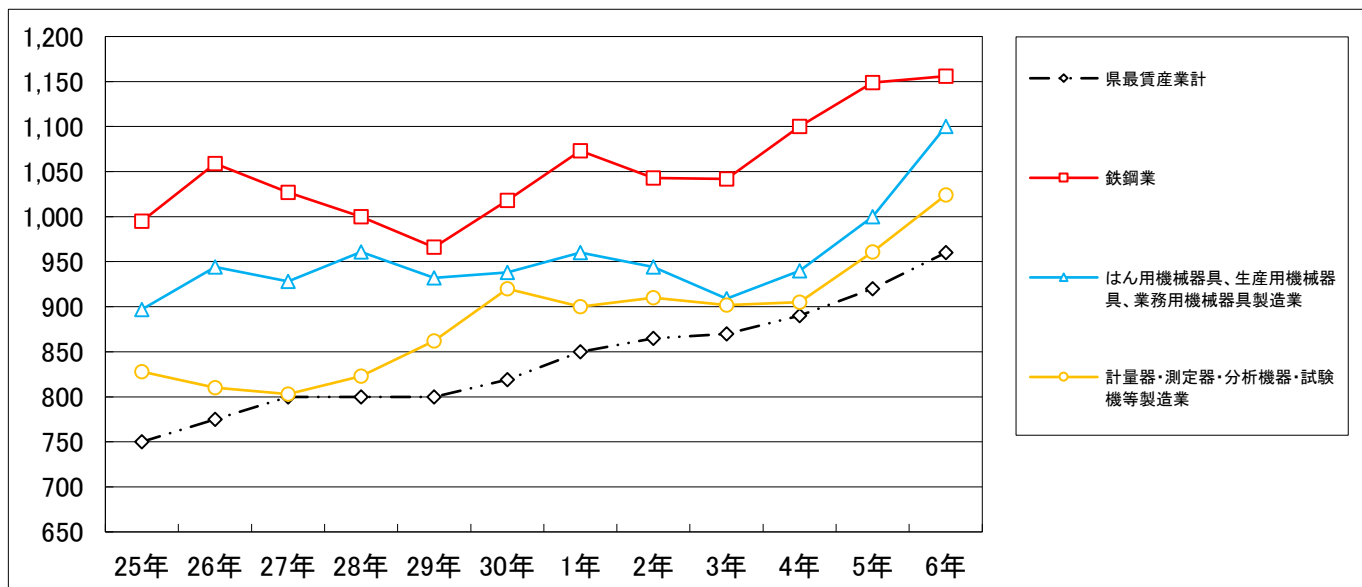
() は、時間当たり平均賃金額

規模別特性値及び未満率

	規模 (人)	鉄鋼業		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業		計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	
		R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年
第1・20分位数 (円)	1～9	1,075	970	950	960	911	953
	10～29	1,011	1,111	928	1,026	915	961
	30～99	1,073	1,090	960	1,056	950	1,009
	計	1,061	1,070	949	1,022	920	982
第1・10分位数 (円)	1～9	1,100	970	1,000	1,000	920	980
	10～29	1,101	1,303	993	1,100	920	1,002
	30～99	1,158	1,160	1,025	1,150	1,000	1,030
	計	1,149	1,156	1,000	1,100	961	1,024
未満率 (%)	1～9	4.80	14.34	6.50	10.77	17.60	13.15
	10～29	4.70	2.65	9.20	3.92	15.30	9.93
	30～99	1.60	2.59	5.00	2.93	6.10	4.18
	計	2.60	3.65	6.60	4.57	9.60	6.89

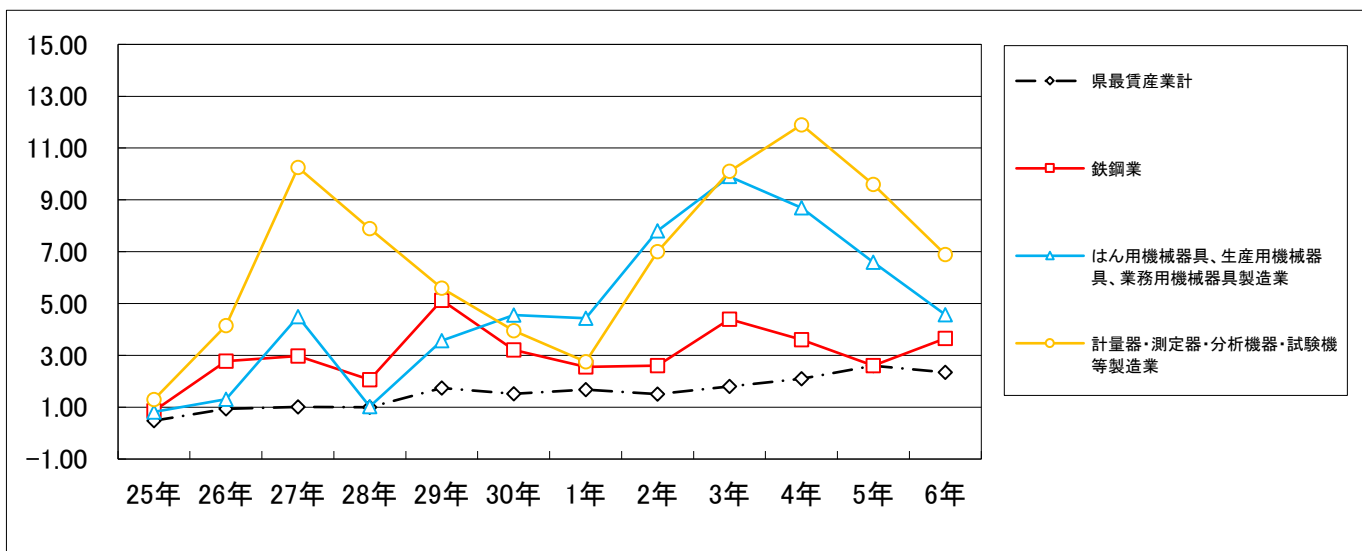
3業種の “第1・10分位数の推移”

	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
県最賃産業計	750	775	800	800	800	819	850	865	870	890	920	960
鉄鋼業	995	1,059	1,027	1,000	966	1,018	1,073	1,043	1,042	1,100	1,149	1,156
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	897	944	928	961	932	938	960	944	909	940	1,000	1,100
計量器・測定器・分析機器・試験機等 製造業	828	810	803	823	862	920	900	910	902	905	961	1,024



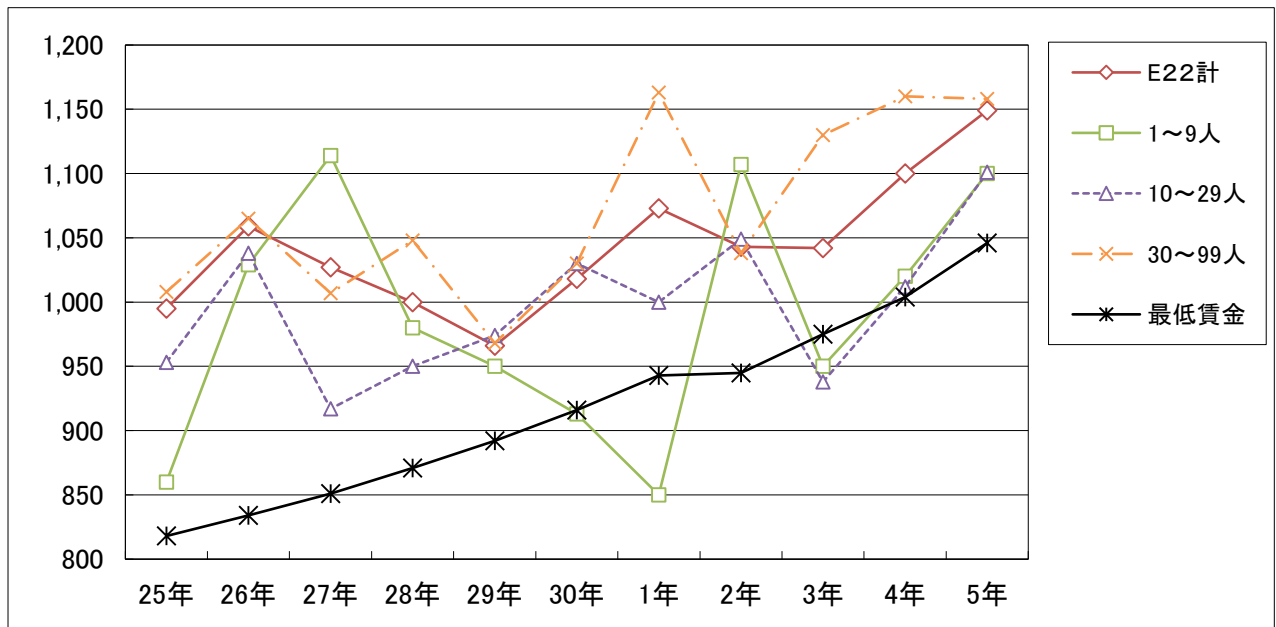
3業種の未満率の推移

	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
県最賃産業計	0.48	0.94	1.01	1.00	1.74	1.52	1.68	1.50	1.80	2.10	2.60	2.35
鉄鋼業	0.86	2.78	2.98	2.06	5.13	3.21	2.55	2.60	4.40	3.60	2.60	3.65
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	0.82	1.31	4.50	1.02	3.57	4.56	4.43	7.80	9.90	8.70	6.60	4.57
計量器・測定器・分析機器・試験機等 製造業	1.30	4.15	10.25	7.89	5.60	3.95	2.75	7.00	10.10	11.90	9.60	6.89



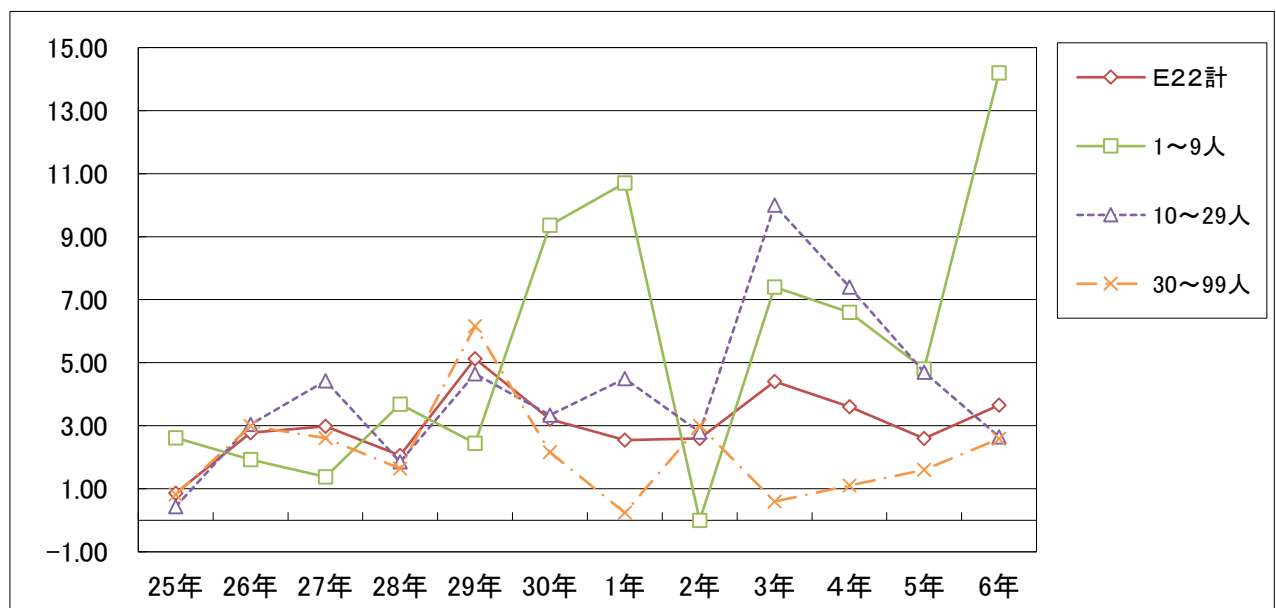
鉄鋼業の ”第1・10分位数と最低賃金の推移”

	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
E22計	995	1,059	1,027	1,000	966	1,018	1,073	1,043	1,042	1,100	1,149	1,156
1～9人	860	1,029	1,114	980	950	913	850	1,107	950	1,020	1,100	970
10～29人	953	1,038	917	950	974	1,030	1,000	1,049	938	1,012	1,101	1,303
30～99人	1,008	1,065	1,007	1,048	968	1,030	1,163	1,038	1,130	1,160	1,158	1,160
最低賃金	818	834	851	871	892	916	943	945	975	1,004	1,046	



鉄鋼業の未満率の推移

	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
E22計	0.86	2.78	2.98	2.06	5.13	3.21	2.55	2.60	4.40	3.60	2.60	3.65
1～9人	2.62	1.93	1.38	3.68	2.44	9.36	10.70	0.00	7.40	6.60	4.80	14.20
10～29人	0.43	3.04	4.42	1.86	4.65	3.34	4.50	2.80	10.00	7.40	4.70	2.65
30～99人	0.82	2.99	2.61	1.64	6.16	2.16	0.24	3.00	0.60	1.10	1.60	2.59



総括表（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、年齢別）

06年

総括表

産業：鉄鋼業

就業形態：全て

産別適用除外除く

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	2,408	223	489	1,695		12	1,867	278	251	
円	82	30	13	39		4	56	11	11	
- 1035	(3.4)	(13.5)	(2.7)	(2.3)		(35.0)	(3.0)	(4.0)	(4.5)	
1036 - 1036	82	30	13	39		4	56	11	11	
	(3.4)	(13.5)	(2.7)	(2.3)		(35.0)	(3.0)	(4.0)	(4.5)	
1037 - 1037	84	30	13	41		4	58	11	11	
	(3.5)	(13.5)	(2.7)	(2.4)		(35.0)	(3.1)	(4.0)	(4.5)	
1038 - 1038	84	30	13	41		4	58	11	11	
	(3.5)	(13.5)	(2.7)	(2.4)		(35.0)	(3.1)	(4.0)	(4.5)	
1039 - 1039	84	30	13	41		4	58	11	11	
	(3.5)	(13.5)	(2.7)	(2.4)		(35.0)	(3.1)	(4.0)	(4.5)	
1040 - 1040	84	30	13	41		4	58	11	11	
	(3.5)	(13.5)	(2.7)	(2.4)		(35.0)	(3.1)	(4.0)	(4.5)	
1041 - 1041	84	30	13	41		4	58	11	11	
	(3.5)	(13.5)	(2.7)	(2.4)		(35.0)	(3.1)	(4.0)	(4.5)	
1042 - 1042	84	30	13	41		4	58	11	11	
	(3.5)	(13.5)	(2.7)	(2.4)		(35.0)	(3.1)	(4.0)	(4.5)	
1043 - 1043	86	32	13	41		4	58	13	11	
	(3.6)	(14.2)	(2.7)	(2.4)		(35.0)	(3.1)	(4.5)	(4.5)	
1044 - 1044	86	32	13	41		4	58	13	11	
	(3.6)	(14.2)	(2.7)	(2.4)		(35.0)	(3.1)	(4.5)	(4.5)	
1045 - 1045	88	32	13	44		4	61	13	11	
	(3.7)	(14.2)	(2.7)	(2.6)		(35.0)	(3.3)	(4.5)	(4.5)	
1046 - 1046	100	32	13	56		4	61	13	23	
	(4.2)	(14.2)	(2.7)	(3.3)		(35.0)	(3.3)	(4.5)	(9.1)	
1047 - 1047	102	32	13	57		4	63	13	23	
	(4.2)	(14.2)	(2.7)	(3.4)		(35.0)	(3.4)	(4.5)	(9.1)	
1048 - 1048	104	32	13	59		4	65	13	23	
	(4.3)	(14.2)	(2.7)	(3.5)		(35.0)	(3.5)	(4.5)	(9.1)	
1049 - 1049	104	32	13	59		4	65	13	23	
	(4.3)	(14.2)	(2.7)	(3.5)		(35.0)	(3.5)	(4.5)	(9.1)	
1050 - 1050	108	36	13	59		4	69	13	23	
	(4.5)	(16.0)	(2.7)	(3.5)		(35.0)	(3.7)	(4.5)	(9.1)	
1051 - 1051	108	36	13	59		4	69	13	23	
	(4.5)	(16.0)	(2.7)	(3.5)		(35.0)	(3.7)	(4.5)	(9.1)	
1052 - 1052	108	36	13	59		4	69	13	23	
	(4.5)	(16.0)	(2.7)	(3.5)		(35.0)	(3.7)	(4.5)	(9.1)	
1053 - 1053	108	36	13	59		4	69	13	23	
	(4.5)	(16.0)	(2.7)	(3.5)		(35.0)	(3.7)	(4.5)	(9.1)	
1054 - 1054	108	36	13	59		4	69	13	23	
	(4.5)	(16.0)	(2.7)	(3.5)		(35.0)	(3.7)	(4.5)	(9.1)	
1055 - 1055	110	36	13	62		4	71	13	23	
	(4.6)	(16.0)	(2.7)	(3.6)		(35.0)	(3.8)	(4.5)	(9.1)	
1056 - 1056	110	36	13	62		4	71	13	23	
	(4.6)	(16.0)	(2.7)	(3.6)		(35.0)	(3.8)	(4.5)	(9.1)	
1057 - 1057	110	36	13	62		4	71	13	23	
	(4.6)	(16.0)	(2.7)	(3.6)		(35.0)	(3.8)	(4.5)	(9.1)	
1058 - 1058	110	36	13	62		4	71	13	23	
	(4.6)	(16.0)	(2.7)	(3.6)		(35.0)	(3.8)	(4.5)	(9.1)	
1059 - 1059	114	36	13	65		8	71	13	23	
	(4.7)	(16.0)	(2.7)	(3.9)		(67.5)	(3.8)	(4.5)	(9.1)	
1060 - 1060	114	36	13	65		8	71	13	23	
	(4.7)	(16.0)	(2.7)	(3.9)		(67.5)	(3.8)	(4.5)	(9.1)	
1061 - 1061	114	36	13	65		8	71	13	23	
	(4.7)	(16.0)	(2.7)	(3.9)		(67.5)	(3.8)	(4.5)	(9.1)	
1062 - 1062	120	37	13	69		8	71	13	28	
	(5.0)	(16.6)	(2.7)	(4.1)		(67.5)	(3.8)	(4.5)	(11.2)	
1063 - 1063	120	37	13	69		8	71	13	28	
	(5.0)	(16.6)	(2.7)	(4.1)		(67.5)	(3.8)	(4.5)	(11.2)	
1064 - 1064	120	37	13	69		8	71	13	28	
	(5.0)	(16.6)	(2.7)	(4.1)		(67.5)	(3.8)	(4.5)	(11.2)	
1065 1065	120	37	13	69		8	71	13	28	
	(5.0)	(16.6)	(2.7)	(4.1)		(67.5)	(3.8)	(4.5)	(11.2)	
1066 1066	120	37	13	69		8	71	13	28	
	(5.0)	(16.6)	(2.7)	(4.1)		(67.5)	(3.8)	(4.5)	(11.2)	
1067 1067	120	37	13	69		8	71	13	28	
	(5.0)	(16.6)	(2.7)	(4.1)		(67.5)	(3.8)	(4.5)	(11.2)	

1068	1068	120 (5.0)	37 (16.6)	13 (2.7)	69 (4.1)		8 (67.5)	71 (3.8)	13 (4.5)	28 (11.2)	
1069	1069	120 (5.0)	37 (16.6)	13 (2.7)	69 (4.1)		8 (67.5)	71 (3.8)	13 (4.5)	28 (11.2)	
1070	1070	121 (5.0)	37 (16.6)	13 (2.7)	71 (4.2)		8 (67.5)	73 (3.9)	13 (4.5)	28 (11.2)	
1071	1071	121 (5.0)	37 (16.6)	13 (2.7)	71 (4.2)		8 (67.5)	73 (3.9)	13 (4.5)	28 (11.2)	
1072	1072	121 (5.0)	37 (16.6)	13 (2.7)	71 (4.2)		8 (67.5)	73 (3.9)	13 (4.5)	28 (11.2)	
1073	1073	121 (5.0)	37 (16.6)	13 (2.7)	71 (4.2)		8 (67.5)	73 (3.9)	13 (4.5)	28 (11.2)	
1074	1074	121 (5.0)	37 (16.6)	13 (2.7)	71 (4.2)		8 (67.5)	73 (3.9)	13 (4.5)	28 (11.2)	
1075	1075	125 (5.2)	37 (16.6)	13 (2.7)	75 (4.4)		8 (67.5)	77 (4.1)	13 (4.5)	28 (11.2)	
1076	1076	125 (5.2)	37 (16.6)	13 (2.7)	75 (4.4)		8 (67.5)	77 (4.1)	13 (4.5)	28 (11.2)	
1077	1077	132 (5.5)	37 (16.6)	16 (3.3)	79 (4.7)		8 (67.5)	82 (4.4)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1078	1078	132 (5.5)	37 (16.6)	16 (3.3)	79 (4.7)		8 (67.5)	82 (4.4)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1079	1079	132 (5.5)	37 (16.6)	16 (3.3)	79 (4.7)		8 (67.5)	82 (4.4)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1080	1080	132 (5.5)	37 (16.6)	16 (3.3)	79 (4.7)		8 (67.5)	82 (4.4)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1081	1081	132 (5.5)	37 (16.6)	16 (3.3)	79 (4.7)		8 (67.5)	82 (4.4)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1082	1082	132 (5.5)	37 (16.6)	16 (3.3)	79 (4.7)		8 (67.5)	82 (4.4)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1083	1083	132 (5.5)	37 (16.6)	16 (3.3)	79 (4.7)		8 (67.5)	82 (4.4)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1084	1084	132 (5.5)	37 (16.6)	16 (3.3)	79 (4.7)		8 (67.5)	82 (4.4)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1085	1085	134 (5.6)	37 (16.6)	16 (3.3)	81 (4.8)		8 (67.5)	84 (4.5)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1086	1086	134 (5.6)	37 (16.6)	16 (3.3)	81 (4.8)		8 (67.5)	84 (4.5)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1087	1087	134 (5.6)	37 (16.6)	16 (3.3)	81 (4.8)		8 (67.5)	84 (4.5)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1088	1088	134 (5.6)	37 (16.6)	16 (3.3)	81 (4.8)		8 (67.5)	84 (4.5)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1089	1089	134 (5.6)	37 (16.6)	16 (3.3)	81 (4.8)		8 (67.5)	84 (4.5)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1090	1090	139 (5.8)	37 (16.6)	16 (3.3)	85 (5.0)		8 (67.5)	88 (4.7)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1091	1091	140 (5.8)	37 (16.6)	18 (3.6)	85 (5.0)		8 (67.5)	90 (4.8)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1092	1092	140 (5.8)	37 (16.6)	18 (3.6)	85 (5.0)		8 (67.5)	90 (4.8)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1093	1093	144 (6.0)	37 (16.6)	18 (3.6)	89 (5.3)		10 (83.8)	92 (4.9)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1094	1094	146 (6.1)	37 (16.6)	18 (3.6)	91 (5.4)		10 (83.8)	94 (5.0)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1095	1095	148 (6.1)	39 (17.5)	18 (3.6)	91 (5.4)		10 (83.8)	96 (5.1)	13 (4.5)	30 (11.9)	
1096	1096	150 (6.2)	39 (17.5)	18 (3.6)	93 (5.5)		10 (83.8)	96 (5.1)	15 (5.3)	30 (11.9)	
1097	1097	152 (6.3)	39 (17.5)	18 (3.6)	95 (5.6)		10 (83.8)	98 (5.2)	15 (5.3)	30 (11.9)	
1098	1098	152 (6.3)	39 (17.5)	18 (3.6)	95 (5.6)		10 (83.8)	98 (5.2)	15 (5.3)	30 (11.9)	
1099	1099	152 (6.3)	39 (17.5)	18 (3.6)	95 (5.6)		10 (83.8)	98 (5.2)	15 (5.3)	30 (11.9)	
1100	1100	156 (6.5)	43 (19.3)	18 (3.6)	95 (5.6)		10 (83.8)	102 (5.5)	15 (5.3)	30 (11.9)	
1101	1101	159 (6.6)	43 (19.3)	21 (4.2)	95 (5.6)		10 (83.8)	105 (5.6)	15 (5.3)	30 (11.9)	

1102	1102	159 (6.6)	43 (19.3)	21 (4.2)	95 (5.6)		10 (83.8)	105 (5.6)	15 (5.3)	30 (11.9)	
1103	1103	159 (6.6)	43 (19.3)	21 (4.2)	95 (5.6)		10 (83.8)	105 (5.6)	15 (5.3)	30 (11.9)	
1104	1104	159 (6.6)	43 (19.3)	21 (4.2)	95 (5.6)		10 (83.8)	105 (5.6)	15 (5.3)	30 (11.9)	
1105	1105	159 (6.6)	43 (19.3)	21 (4.2)	95 (5.6)		10 (83.8)	105 (5.6)	15 (5.3)	30 (11.9)	
1106	1106	163 (6.8)	43 (19.3)	21 (4.2)	99 (5.9)		10 (83.8)	105 (5.6)	15 (5.3)	34 (13.4)	
1107	1107	163 (6.8)	43 (19.3)	21 (4.2)	99 (5.9)		10 (83.8)	105 (5.6)	15 (5.3)	34 (13.4)	
1108	1108	163 (6.8)	43 (19.3)	21 (4.2)	99 (5.9)		10 (83.8)	105 (5.6)	15 (5.3)	34 (13.4)	
1109	1109	166 (6.9)	43 (19.3)	24 (4.8)	99 (5.9)		10 (83.8)	105 (5.6)	18 (6.4)	34 (13.4)	
1110	1110	166 (6.9)	43 (19.3)	24 (4.8)	99 (5.9)		10 (83.8)	105 (5.6)	18 (6.4)	34 (13.4)	
1111	1111	168 (7.0)	43 (19.3)	25 (5.2)	99 (5.9)		10 (83.8)	106 (5.7)	18 (6.4)	34 (13.4)	
1112	1112	172 (7.1)	43 (19.3)	25 (5.2)	103 (6.1)		10 (83.8)	106 (5.7)	18 (6.4)	38 (15.0)	
1113	1113	192 (8.0)	43 (19.3)	25 (5.2)	124 (7.3)		10 (83.8)	121 (6.5)	18 (6.4)	43 (17.3)	
1114	1114	192 (8.0)	43 (19.3)	25 (5.2)	124 (7.3)		10 (83.8)	121 (6.5)	18 (6.4)	43 (17.3)	
1115	1115	192 (8.0)	43 (19.3)	25 (5.2)	124 (7.3)		10 (83.8)	121 (6.5)	18 (6.4)	43 (17.3)	
1116	1116	194 (8.1)	43 (19.3)	25 (5.2)	126 (7.4)		10 (83.8)	121 (6.5)	18 (6.4)	46 (18.2)	
1117	1117	194 (8.1)	43 (19.3)	25 (5.2)	126 (7.4)		10 (83.8)	121 (6.5)	18 (6.4)	46 (18.2)	
1118	1118	196 (8.1)	43 (19.3)	25 (5.2)	128 (7.5)		10 (83.8)	123 (6.6)	18 (6.4)	46 (18.2)	
1119	1119	198 (8.2)	43 (19.3)	25 (5.2)	130 (7.6)		10 (83.8)	125 (6.7)	18 (6.4)	46 (18.2)	
1120	1120	198 (8.2)	43 (19.3)	25 (5.2)	130 (7.6)		10 (83.8)	125 (6.7)	18 (6.4)	46 (18.2)	
1121	1121	198 (8.2)	43 (19.3)	25 (5.2)	130 (7.6)		10 (83.8)	125 (6.7)	18 (6.4)	46 (18.2)	
1122	1122	198 (8.2)	43 (19.3)	25 (5.2)	130 (7.6)		10 (83.8)	125 (6.7)	18 (6.4)	46 (18.2)	
1123	1123	198 (8.2)	43 (19.3)	25 (5.2)	130 (7.6)		10 (83.8)	125 (6.7)	18 (6.4)	46 (18.2)	
1124	1124	198 (8.2)	43 (19.3)	25 (5.2)	130 (7.6)		10 (83.8)	125 (6.7)	18 (6.4)	46 (18.2)	
1125	1125	207 (8.6)	43 (19.3)	25 (5.2)	139 (8.2)		10 (83.8)	134 (7.2)	18 (6.4)	46 (18.2)	
1126	1126	207 (8.6)	43 (19.3)	25 (5.2)	139 (8.2)		10 (83.8)	134 (7.2)	18 (6.4)	46 (18.2)	
1127	1127	207 (8.6)	43 (19.3)	25 (5.2)	139 (8.2)		10 (83.8)	134 (7.2)	18 (6.4)	46 (18.2)	
1128	1128	207 (8.6)	43 (19.3)	25 (5.2)	139 (8.2)		10 (83.8)	134 (7.2)	18 (6.4)	46 (18.2)	
1129	1129	207 (8.6)	43 (19.3)	25 (5.2)	139 (8.2)		10 (83.8)	134 (7.2)	18 (6.4)	46 (18.2)	
1130	1130	210 (8.7)	43 (19.3)	25 (5.2)	141 (8.3)		10 (83.8)	136 (7.3)	18 (6.4)	46 (18.2)	
1131	1131	210 (8.7)	43 (19.3)	25 (5.2)	141 (8.3)		10 (83.8)	136 (7.3)	18 (6.4)	46 (18.2)	
1132	1132	217 (9.0)	43 (19.3)	25 (5.2)	149 (8.8)		10 (83.8)	140 (7.5)	18 (6.4)	49 (19.7)	
1133	1133	217 (9.0)	43 (19.3)	25 (5.2)	149 (8.8)		10 (83.8)	140 (7.5)	18 (6.4)	49 (19.7)	
1134	1134	217 (9.0)	43 (19.3)	25 (5.2)	149 (8.8)		10 (83.8)	140 (7.5)	18 (6.4)	49 (19.7)	
1135	1135	217 (9.0)	43 (19.3)	25 (5.2)	149 (8.8)		10 (83.8)	140 (7.5)	18 (6.4)	49 (19.7)	
1136	1136	217 (9.0)	43 (19.3)	25 (5.2)	149 (8.8)		10 (83.8)	140 (7.5)	18 (6.4)	49 (19.7)	

1137	1137	223 (9.3)	43 (19.3)	25 (5.2)	155 (9.1)	12 (100.0)	144 (7.7)	18 (6.4)	49 (19.7)
1138	1138	227 (9.4)	43 (19.3)	27 (5.6)	157 (9.3)		146 (7.8)	18 (6.4)	51 (20.5)
1139	1139	230 (9.5)	43 (19.3)	27 (5.6)	159 (9.4)		149 (8.0)	18 (6.4)	51 (20.5)
1140	1140	232 (9.6)	43 (19.3)	27 (5.6)	161 (9.5)		151 (8.1)	18 (6.4)	51 (20.5)
1141	1141	233 (9.7)	43 (19.3)	29 (5.9)	161 (9.5)		151 (8.1)	18 (6.4)	53 (21.1)
1142	1142	233 (9.7)	43 (19.3)	29 (5.9)	161 (9.5)		151 (8.1)	18 (6.4)	53 (21.1)
1143	1143	233 (9.7)	43 (19.3)	29 (5.9)	161 (9.5)		151 (8.1)	18 (6.4)	53 (21.1)
1144	1144	233 (9.7)	43 (19.3)	29 (5.9)	161 (9.5)		151 (8.1)	18 (6.4)	53 (21.1)
1145	1145	233 (9.7)	43 (19.3)	29 (5.9)	161 (9.5)		151 (8.1)	18 (6.4)	53 (21.1)
1146	1146	236 (9.8)	46 (20.8)	29 (5.9)	161 (9.5)		154 (8.2)	18 (6.4)	53 (21.1)
1147	1149	238 (9.9)	46 (20.8)	29 (5.9)	163 (9.6)		156 (8.3)	18 (6.4)	53 (21.1)
1150	1159	247 (10.2)	48 (21.7)	29 (5.9)	169 (10.0)		164 (8.8)	18 (6.4)	53 (21.1)
1160	1169	264 (11.0)	48 (21.7)	29 (5.9)	187 (11.0)		170 (9.1)	22 (7.8)	61 (24.2)
1170	1179	278 (11.5)	48 (21.7)	32 (6.6)	197 (11.6)		183 (9.8)	22 (7.8)	61 (24.2)
1180	1189	285 (11.8)	52 (23.4)	32 (6.6)	201 (11.9)		190 (10.2)	23 (8.3)	61 (24.2)
1190	1199	303 (12.6)	53 (24.0)	35 (7.1)	214 (12.7)		204 (11.0)	23 (8.3)	64 (25.3)
1200	1299	469 (19.5)	76 (34.3)	48 (9.8)	345 (20.3)		356 (19.1)	29 (10.4)	72 (28.9)
1300	1399	668 (27.7)	86 (38.7)	78 (16.0)	503 (29.7)		526 (28.2)	34 (12.4)	95 (38.0)
1400	1499	916 (38.0)	113 (50.5)	128 (26.2)	675 (39.8)		745 (39.9)	53 (19.0)	106 (42.4)
1500	1599	1,162 (48.3)	134 (60.2)	168 (34.4)	859 (50.7)		951 (50.9)	75 (27.0)	124 (49.5)
1600	1699	1,439 (59.8)	140 (62.6)	232 (47.5)	1,067 (63.0)		1,161 (62.2)	108 (38.8)	159 (63.3)
1700	1799	1,604 (66.6)	154 (69.2)	301 (61.4)	1,149 (67.8)		1,291 (69.2)	130 (46.8)	171 (68.1)
1800	1899	1,774 (73.7)	163 (73.0)	338 (69.0)	1,274 (75.2)		1,408 (75.4)	174 (62.7)	180 (71.8)
1900	1999	1,915 (79.6)	184 (82.5)	355 (72.6)	1,376 (81.2)		1,518 (81.3)	188 (67.5)	198 (78.9)
2000		2,408 (100.0)	223 (100.0)	489 (100.0)	1,695 (100.0)		1,867 (100.0)	278 (100.0)	251 (100.0)
月平均賃金		283,742	245,723	303,830	282,943	181,209	279,720	319,717	278,604
時間当平均賃金額		1,708	1,566	1,816	1,696	1,051	1,682	1,931	1,682
月一人当たり労働時間数		166	154	167	167	173	166	165	165
第1・20分位数		1,070	970	1,111	1,090	983	1,094	1,096	1,046
第1・10分位数		1,156	970	1,303	1,160	983	1,181	1,279	1,062
第1・4分位数		1,362	1,200	1,491	1,344	987	1,361	1,571	1,190
中位数		1,617	1,493	1,708	1,590	1,059	1,590	1,846	1,600
四分位偏差係数		0.1725	0.2478	0.1827	0.1739	0.0500	0.1682	0.1501	0.2425

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

最低賃金の引上げ額と影響率の関係表

件名		茨城県鉄鋼業最低賃金		
現行の最低賃金額	時間額	1046円		
未満率	3.7%			
時間額			影響率(%)	未満労働者数(人)
引上げ額(円)	引上げ率(%)	引上げ後時間額(円)		
1	0.10	1,047	4.16	100
2	0.19	1,048	4.24	102
3	0.29	1,049	4.32	104
4	0.38	1,050	4.32	104
5	0.48	1,051	4.49	108
6	0.57	1,052	4.49	108
7	0.67	1,053	4.49	108
8	0.76	1,054	4.49	108
9	0.86	1,055	4.49	108
10	0.96	1,056	4.58	110
11	1.05	1,057	4.58	110
12	1.15	1,058	4.58	110
13	1.24	1,059	4.58	110
14	1.34	1,060	4.74	114
15	1.43	1,061	4.74	114
16	1.53	1,062	4.74	114
17	1.63	1,063	4.96	120
18	1.72	1,064	4.96	120
19	1.82	1,065	4.96	120
20	1.91	1,066	4.96	120
21	2.01	1,067	4.96	120
22	2.10	1,068	4.96	120
23	2.20	1,069	4.96	120
24	2.29	1,070	4.96	120
25	2.39	1,071	5.04	121
26	2.49	1,072	5.04	121
27	2.58	1,073	5.04	121

28	2.68	1,074	5.04	121
29	2.77	1,075	5.04	121
30	2.87	1,076	5.21	125
31	2.96	1,077	5.21	125
32	3.06	1,078	5.49	132
33	3.15	1,079	5.49	132
34	3.25	1,080	5.49	132
35	3.35	1,081	5.49	132
36	3.44	1,082	5.49	132
37	3.54	1,083	5.49	132
38	3.63	1,084	5.49	132
39	3.73	1,085	5.49	132
40	3.82	1,086	5.58	134
41	3.92	1,087	5.58	134
42	4.02	1,088	5.58	134
43	4.11	1,089	5.58	134
44	4.21	1,090	5.58	134
45	4.30	1,091	5.75	139
46	4.40	1,092	5.82	140
47	4.49	1,093	5.82	140
48	4.59	1,094	5.98	144
49	4.68	1,095	6.06	146
50	4.78	1,096	6.14	148
51	4.88	1,097	6.23	150
52	4.97	1,098	6.32	152
53	5.07	1,099	6.32	152
54	5.16	1,100	6.32	152
55	5.26	1,101	6.49	156
56	5.35	1,102	6.61	159
57	5.45	1,103	6.61	159
58	5.54	1,104	6.61	159
59	5.64	1,105	6.61	159
60	5.74	1,106	6.61	159

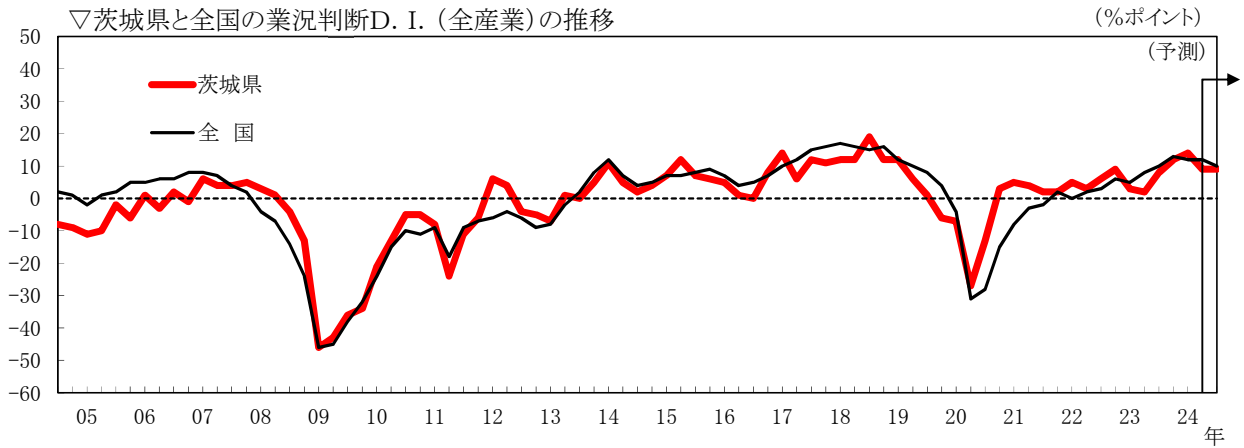
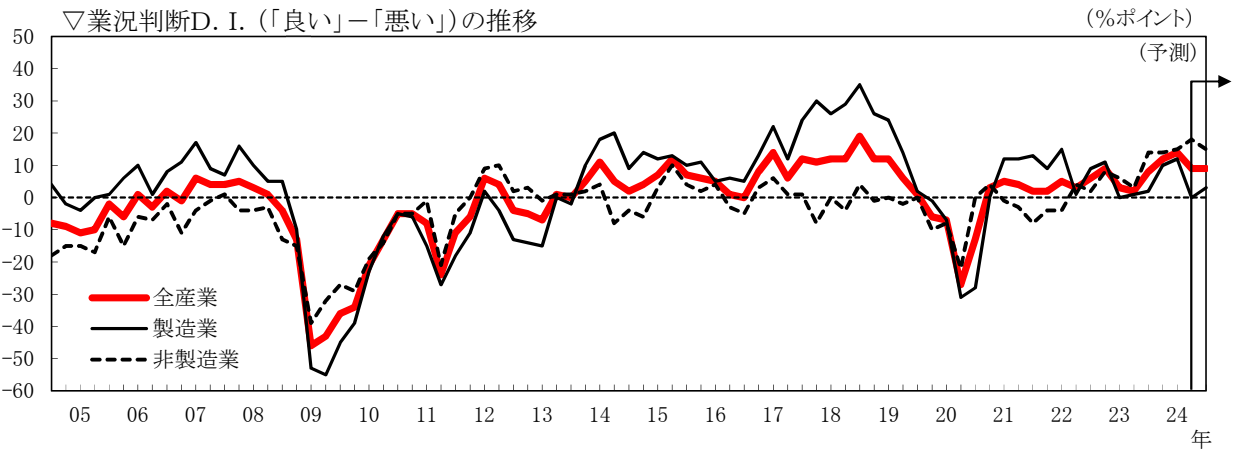
2024年6月 企業短期経済観測調査結果（茨城県）

○調査時期 2024年6月 （回答期間 5月29日～6月28日）

—— 2024年3月調査において、調査対象企業の見直しを実施。2023年12月調査以前の計数については、遡及変更は行っていない。

○調査対象企業数

	全産業			うち中小企業		
	合計	製造業	非製造業	合計	製造業	非製造業
対象企業数	135社	65社	70社	71社	29社	42社
回答率	95.6%	98.5%	92.9%	94.4%	96.6%	92.9%



▽業況判断D.I.（%ポイント）

	調査時期										
	22年6月	22年9月	22年12月	23年3月	23年6月	23年9月	23年12月	24年3月		24年6月	
								最近	先行き	最近	先行き
全産業	3	6	9	3	2	8	12	14	4	9	9
製造業	1	9	11	0	1	2	10	12	0	0	3
非製造業	4	2	8	6	3	14	14	15	9	18	15

(注1) D. I. は、Diffusion Indexの略。

(注2) 判断D. I. は、「良い」(回答社数構成比<%)－「悪い」(回答社数構成比<%) (以下同じ)。

I. 判断D. I.

1. 業況判断D. I. および業況判断の選択肢別社数構成比

(%ポイント、%)

	回答 企業数	調 査 時 期						
		23年6月	23年9月	23年12月	24年3月		24年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
全 産 業	129	2	8	12	14	4	9	9
製 造 業	64	1	2	10	12	0	0	3
良 い		15	17	22	23	14	14	16
さほど良くない		71	68	66	66	72	72	71
悪 い		14	15	12	11	14	14	13
化 学	5	▲16	▲16	0	0	17	0	20
窯 業・土 石	9	11	11	0	22	0	11	0
鉄 鋼	6	0	16	16	▲33	▲33	▲16	▲33
非 鉄 金 属	3	▲20	▲25	40	▲25	▲25	▲33	▲33
食 料 品	6	20	20	40	50	33	50	33
金 属 製 品	7	17	14	0	0	▲29	▲29	▲14
はん用・生産用 ・業務用機械	10	▲11	▲22	▲10	20	▲20	0	0
電 気 機 械	12	16	0	16	33	33	0	25
輸 送 用 機 械	5	▲20	20	20	0	0	0	0
非 製 造 業	65	3	14	14	15	9	18	15
良 い		17	24	24	23	18	26	23
さほど良くない		69	66	66	69	73	66	69
悪 い		14	10	10	8	9	8	8
建 設	12	▲17	0	9	▲9	9	25	25
卸 売	10	▲10	0	▲9	0	▲18	10	▲10
小 売	17	0	21	0	17	12	6	17
運 輸・郵 便	6	67	83	83	50	33	50	33
情 報 通 信	3	33	33	33	33	0	33	33
対 事 業 所 サ ー ビ ス	3	20	25	25	25	25	33	33
対 個 人 サ ー ビ ス	5	25	20	40	50	50	0	0
宿 泊・飲 食 サ ー ビ ス	4	▲25	0	25	25	0	25	25

(注) 掲載期間において回答社数が3社未満の業種(紙・パルプ、不動産・物品賃貸、電気・ガス)については、業種別計数は非公表。

2. 需給・在庫・価格判断D. I.

(%ポイント)

		調 査 時 期						
		23年6月	23年9月	23年12月	24年3月		24年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
国内での製商品・サービス需給判断 「需要超過」-「供給超過」	全 産 業	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 18	▲ 15	▲ 14	▲ 14
	製 造 業	▲ 9	▲ 11	▲ 13	▲ 23	▲ 22	▲ 25	▲ 21
	非 製 造 業	▲ 14	▲ 11	▲ 9	▲ 12	▲ 8	▲ 3	▲ 6
海外での製商品需給判断 「需要超過」-「供給超過」	製 造 業	3	▲ 3	0	▲ 11	▲ 8	▲ 14	▲ 17
製商品在庫水準判断 「過大」-「不足」	全 産 業	14	13	14	12	/	14	/
	製 造 業	23	20	22	19	/	18	/
	非 製 造 業	3	5	3	0	/	8	/
仕入価格判断 「上昇」-「下落」	全 産 業	55	61	53	51	55	56	56
	製 造 業	52	55	58	52	56	57	58
	非 製 造 業	57	65	46	50	54	53	53
販売価格判断 「上昇」-「下落」	全 産 業	30	37	26	32	39	40	33
	製 造 業	25	30	19	28	33	41	26
	非 製 造 業	36	45	32	35	44	38	40

3. 設備・雇用人員判断D. I.

(%ポイント)

		調 査 時 期						
		23年6月	23年9月	23年12月	24年3月		24年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
生産・営業用設備判断 「過剰」-「不足」	全 産 業	3	3	3	0	2	2	▲ 3
	製 造 業	7	6	9	1	4	6	4
	非 製 造 業	▲ 1	0	▲ 3	▲ 2	▲ 1	▲ 3	▲ 9
雇用人員判断 「過剰」-「不足」	全 産 業	▲ 29	▲ 28	▲ 34	▲ 32	▲ 37	▲ 25	▲ 31
	製 造 業	▲ 14	▲ 12	▲ 21	▲ 24	▲ 31	▲ 9	▲ 16
	非 製 造 業	▲ 43	▲ 43	▲ 46	▲ 38	▲ 43	▲ 40	▲ 48

4. 企業金融関連判断D. I.

(%ポイント)

		調 査 時 期						
		23年6月	23年9月	23年12月	24年3月		24年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
資金繰り判断 「楽である」-「苦しい」	全 産 業	8	6	9	12	/	9	/
	製 造 業	3	4	6	9	/	6	/
	非 製 造 業	12	9	11	15	/	12	/
金融機関の貸出態度判断 「緩い」-「厳しい」	全 産 業	16	15	13	15	/	15	/
	製 造 業	14	12	9	10	/	10	/
	非 製 造 業	17	17	15	21	/	21	/
借入金利水準判断 「上昇」-「低下」	全 産 業	5	5	12	8	25	24	39
	製 造 業	12	10	17	14	26	26	32
	非 製 造 業	0	2	7	2	24	22	46

II. 事業計画

1. 売上高

(前年比・%)

	23年度		24年度		上期		下期	
		修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率
全産業	3.8	▲0.4	2.7	1.0	1.4	2.0	4.0	0.2
製造業	6.9	0.4	3.3	1.5	0.9	2.6	5.3	0.6
非製造業	0.3	▲1.4	2.1	0.4	1.8	1.3	2.3	▲0.4
中小企業	6.5	2.4	▲2.8	2.1	▲2.0	2.7	▲3.4	1.6
製造業	▲2.1	0.6	1.4	2.5	0.3	2.4	2.3	2.7
非製造業	8.5	2.8	▲3.6	2.0	▲2.5	2.7	▲4.6	1.3

(注1)修正率は前回調査との対比(以下同じ)。

(注2)中小企業は資本金2千万円以上1億円未満の先(以下同じ)。

(参考:ここまでの推移)

(前年比・%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(計画)
全産業	▲2.7	▲4.6	4.4	5.7	3.8	2.7
製造業	▲4.4	▲9.8	10.1	8.8	6.9	3.3
非製造業	▲0.7	1.2	▲1.2	2.3	0.3	2.1

2. 経常利益

(前年比・%)

	23年度		24年度		上期		下期	
		修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率
全産業	▲4.6	▲12.4	16.7	2.7	2.2	2.1	31.1	3.1
製造業	15.8	▲20.0	54.1	26.5	37.7	33.4	74.5	20.4
非製造業	▲11.1	▲8.8	1.1	▲8.3	▲15.0	▲13.8	15.8	▲4.2
中小企業	14.6	7.8	▲17.4	▲0.7	▲20.5	0.4	▲15.0	▲1.5
製造業	16.0	5.8	▲1.7	25.1	▲2.8	30.5	▲0.9	20.8
非製造業	13.9	8.7	▲24.6	▲11.6	▲29.3	▲13.3	▲21.1	▲10.5

(参考:ここまでの推移)

(前年比・%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(計画)
全産業	6.1	10.2	▲0.4	▲14.4	▲4.6	16.7
製造業	39.3	0.7	9.2	▲29.3	15.8	54.1
非製造業	▲3.5	14.2	▲3.9	▲8.2	▲11.1	1.1

3. 設備投資額

ソフトウェアを含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	23年度		24年度	
		修正率	(計画)	修正率
全産業	▲14.6	▲4.7	39.2	▲1.6
製造業	▲10.4	▲7.0	46.2	▲1.2
非製造業	▲22.4	0.5	24.5	▲2.6
中小企業	1.6	▲0.6	8.9	▲7.8
製造業	▲16.7	▲0.2	30.6	▲5.8
非製造業	11.9	▲0.8	▲0.3	▲8.9

ソフトウェア・研究開発を含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	23年度		24年度	
		修正率	(計画)	修正率
全産業	▲8.0	▲3.6	34.0	▲1.8
製造業	▲4.8	▲4.4	36.2	▲1.9
非製造業	▲18.3	▲0.2	25.1	▲1.5
中小企業	1.3	▲0.8	8.8	▲7.6
製造業	▲15.7	▲0.9	28.1	▲5.3
非製造業	11.8	▲0.8	▲0.3	▲8.9

(参考:ここまでの推移)

ソフトウェアを含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						24年度(計画)	
					調査時期						調査時期	
					23年3月	23年6月	23年9月	23年12月	24年3月	24年6月	24年3月	24年6月
全産業	▲11.7	6.7	▲8.4	11.6	5.3	0.1	0.6	▲0.9	▲11.5	▲14.6	35.0	39.2
製造業	▲17.0	17.6	▲29.7	19.7	7.9	9.3	7.1	5.5	▲4.0	▲10.4	34.9	46.2
非製造業	1.3	▲15.1	61.6	▲1.2	▲0.1	▲17.6	▲12.2	▲13.5	▲25.6	▲22.4	35.2	24.5

4. 新卒採用

(前年比・%)

	23年度	24年度(計画)		25年度(計画)
		調査時期		
		23年12月	24年6月	
全産業	0.4	2.2	4.7	6.6
製造業	13.4	▲8.1	3.1	7.2
非製造業	▲8.5	11.0	6.0	6.2

本稿は、直前の営業日までに利用可能であった情報をもとに記述しています。

2024年9月6日

日本銀行水戸事務所

茨城県金融経済概況

1. 要 旨

県内景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している。

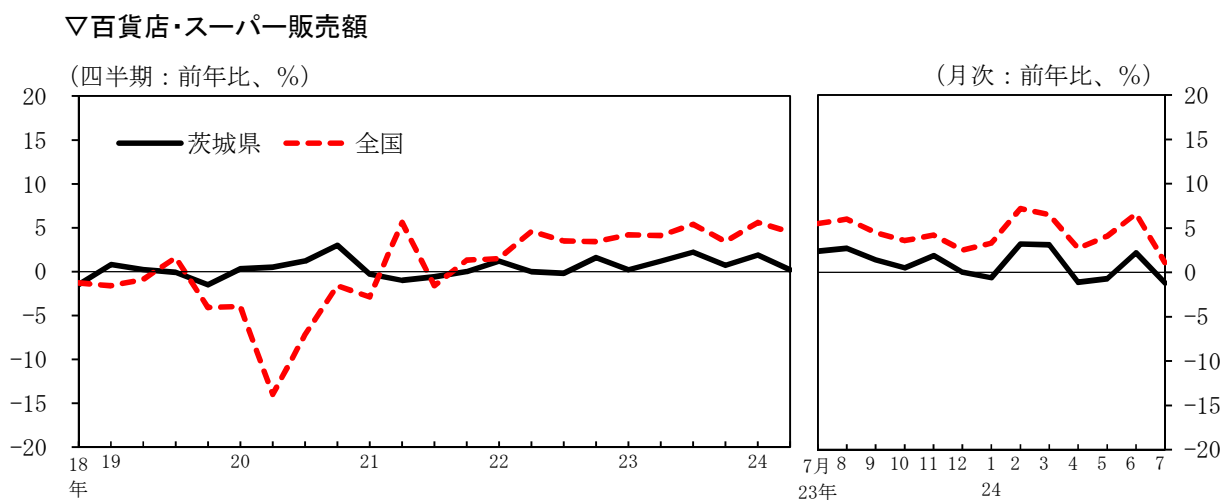
主要支出項目等をみると、個人消費は、ペースを鈍化させつつも、緩やかな増加を続けている。住宅投資は弱い動きとなっている。公共投資は持ち直している。設備投資は、6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)では、2023年度は前年度を下回ったが、2024年度は前年度を上回る計画となっている。生産は、弱めの動きとなっている。雇用・所得環境は、全体として緩やかに改善している。

なお、金融面をみると、預金、貸出ともに増加した。貸出約定平均金利は上昇した。

2. 実体経済

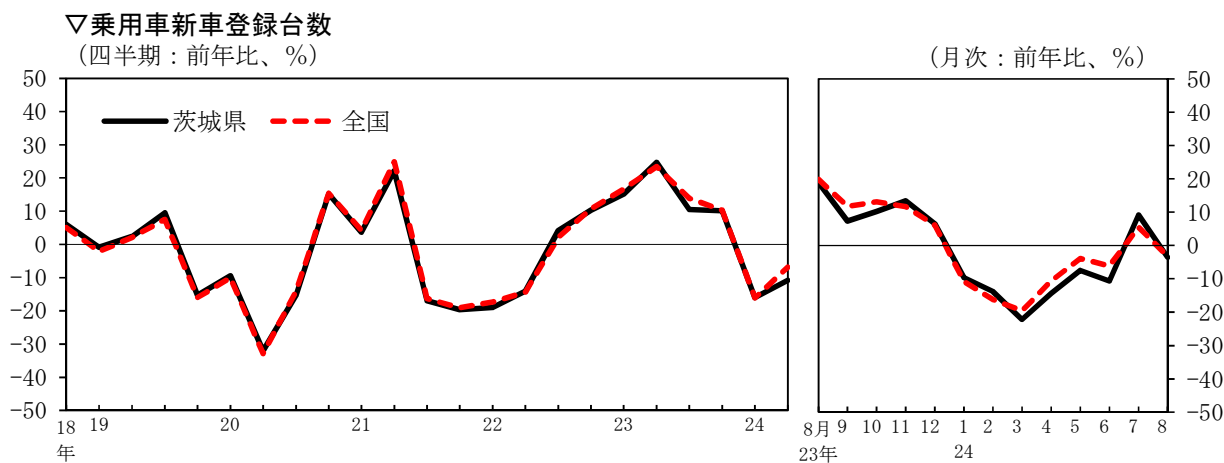
(1) 個人消費

7月の百貨店・スーパー販売額は、前年を下回った。



(出所) 経済産業省「商業動態統計」

8月の乗用車新車登録台数は、前年を下回った。



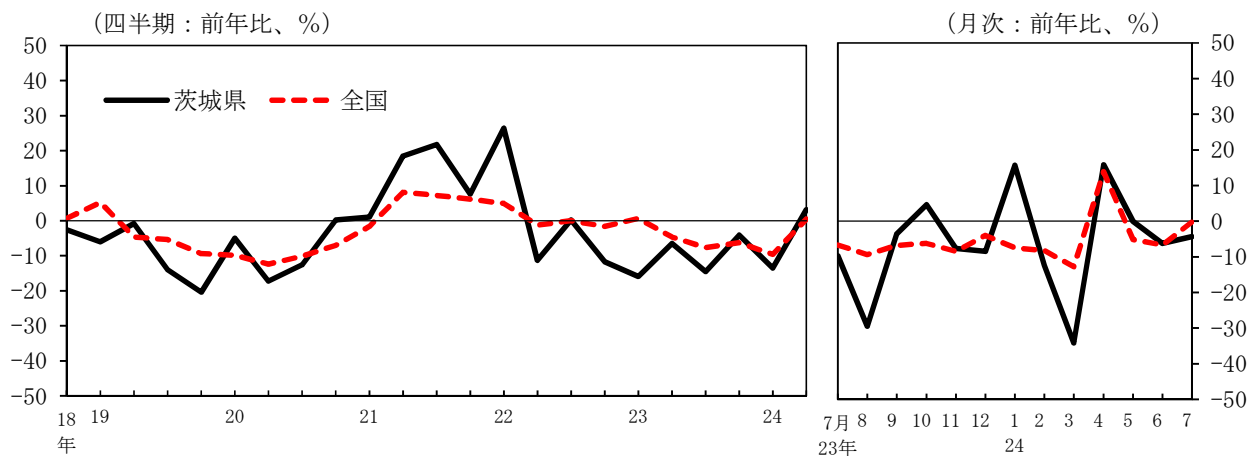
(出所) 茨城県自動車販売店協会、日本自動車販売協会連合会「自動車登録統計情報」、
全国軽自動車協会連合会「軽自動車新車販売」

家電販売は、持ち直している。

(2) 住宅投資

7月の新設住宅着工戸数は、貸家系が前年を上回ったものの、持家、分譲が前年を下回り、全体では3か月連続で前年を下回った。

▽新設住宅着工戸数

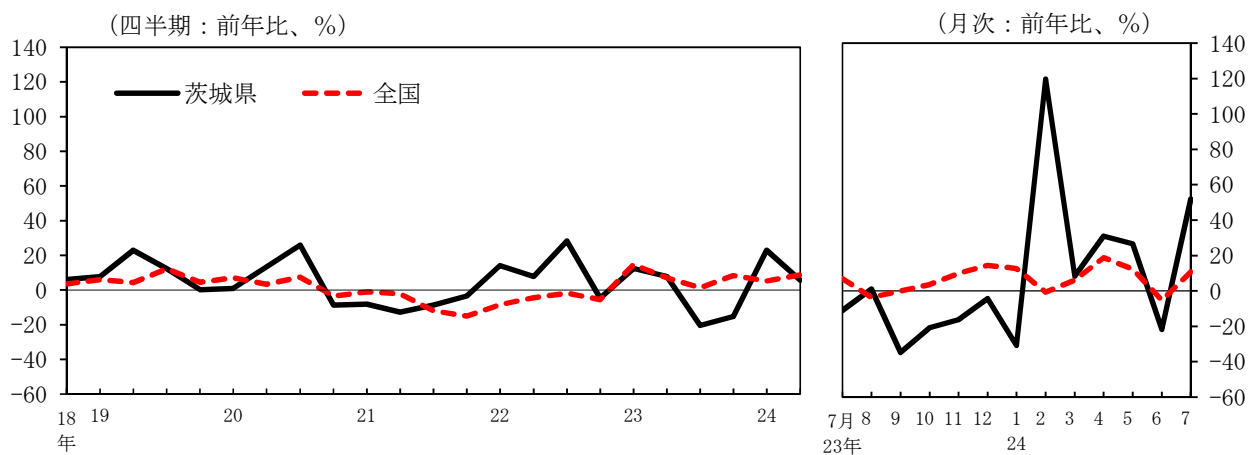


(出所)国土交通省「建築着工統計」

(3) 公共投資

7月の公共工事請負金額は、前年を上回った。

▽公共工事請負金額

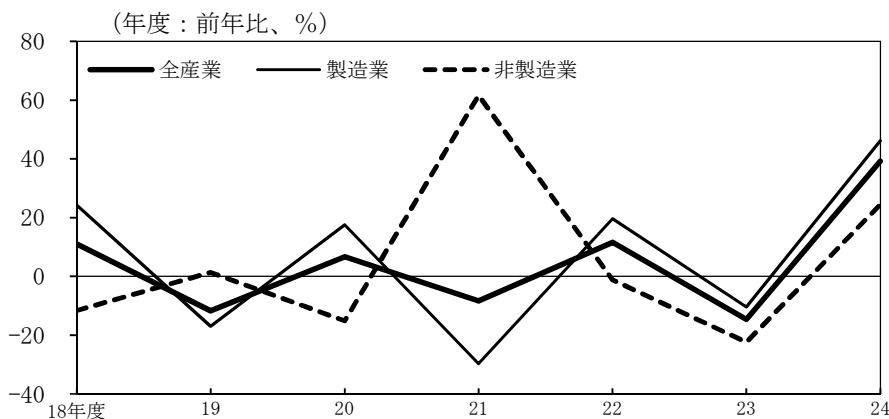


(出所)東日本建設業保証茨城支店「茨城県内の公共工事の動向」、東日本建設業保証「公共工事前払金保証統計」

(4) 設備投資

6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)をみると、2023年度は前年度を下回ったが、2024年度は前年度を上回る計画となっている。

▽設備投資

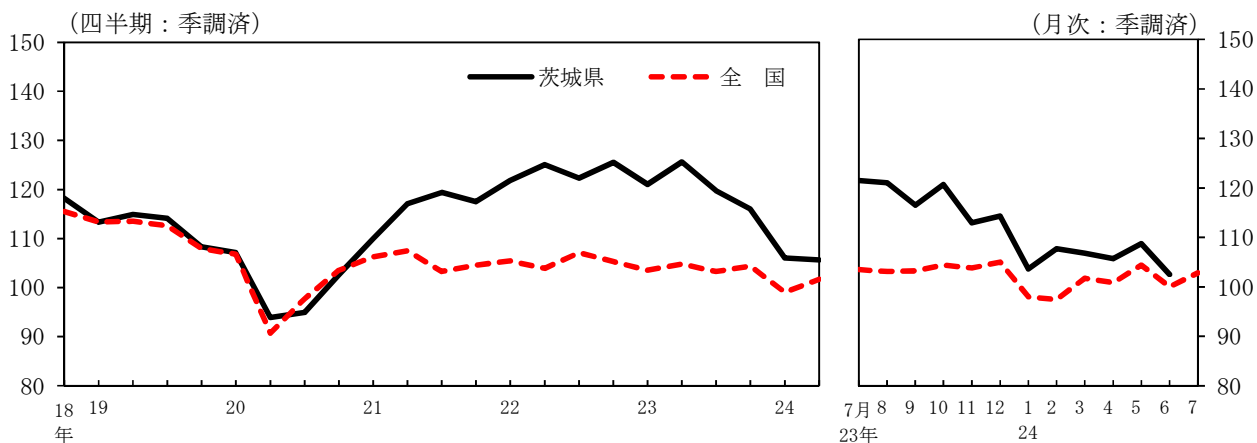


(出所)日本銀行水戸事務所

(5) 生産

6月の鉱工業生産指数(原指数)は、11か月連続で前年を下回った。

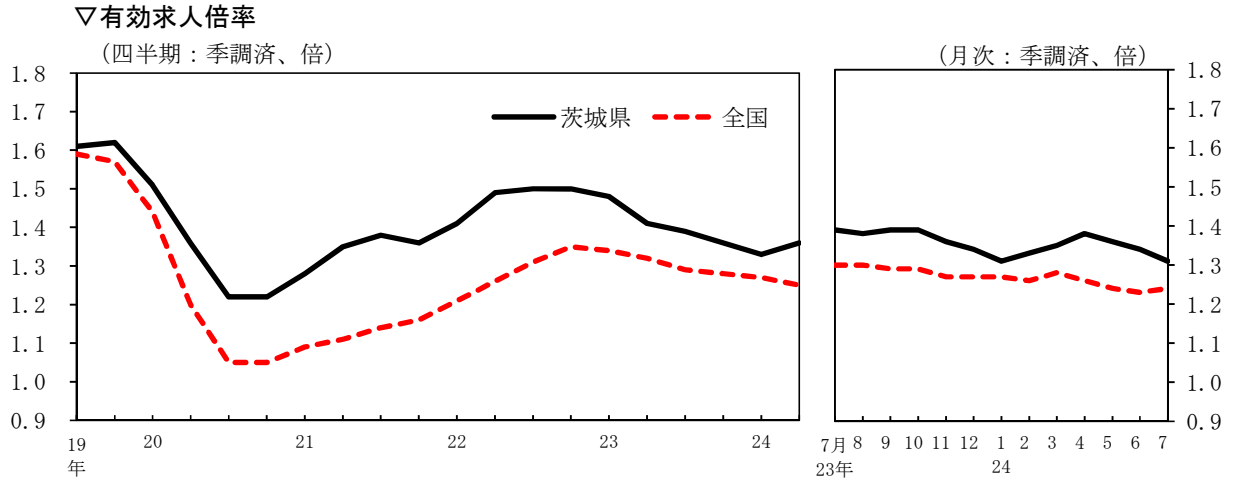
▽鉱工業生産指数(2020年=100)



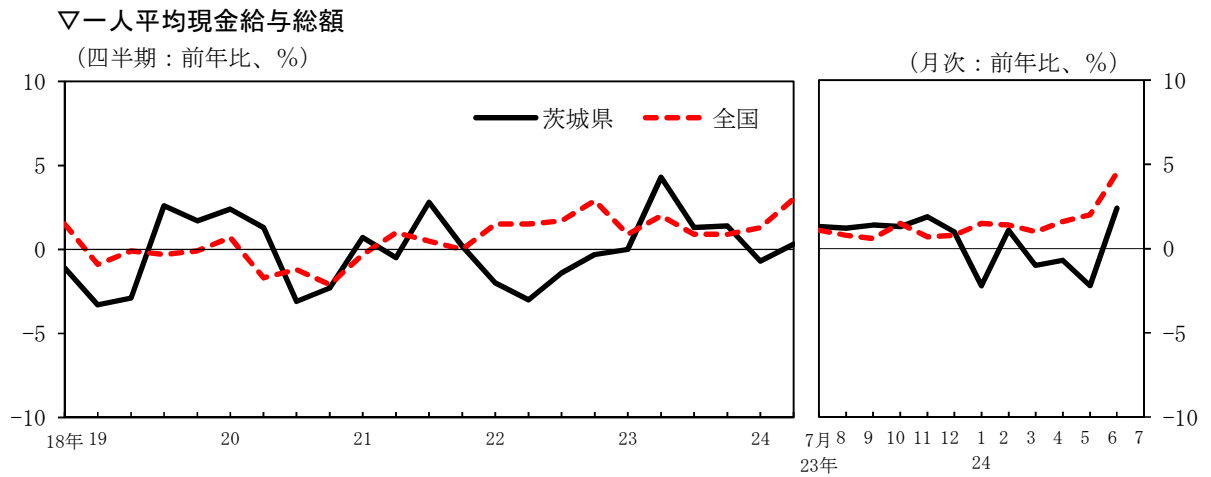
(出所)茨城県「茨城県鉱工業指数」、経済産業省「鉱工業指数統計」

(6) 雇用・所得環境

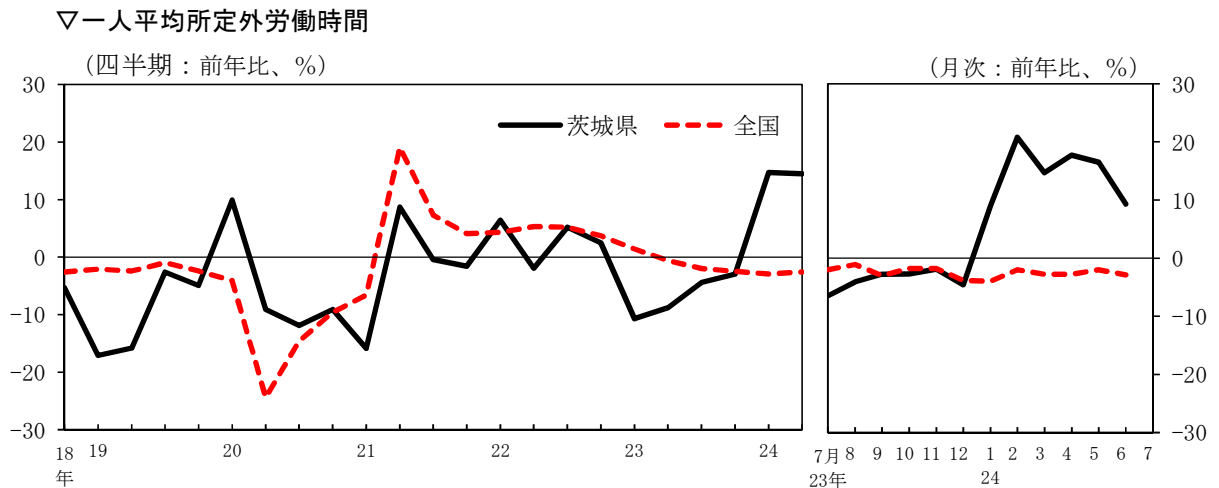
雇用・所得環境は、7月の有効求人倍率(季節調整済)は1.31倍と前月を下回った。一方、一人平均現金給与総額、一人平均所定外労働時間(6月)はいずれも前年を上回った。



(出所)厚生労働省「一般職業紹介状況」



(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

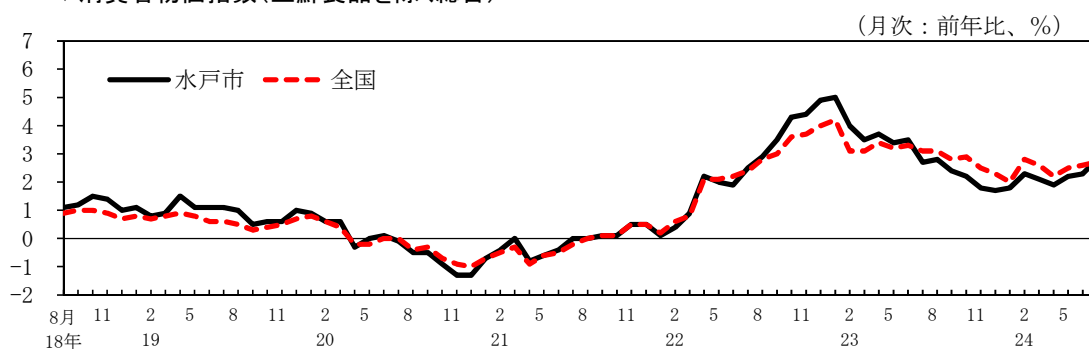


(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(7) 物 価

7月の水戸市の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)前年比は、+2.8%と前年を上回った。

▽消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)



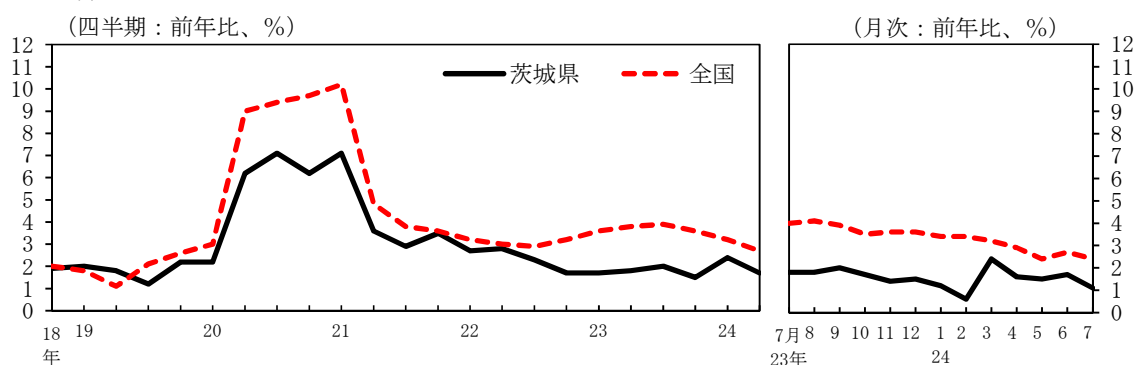
(出所)総務省「消費者物価指数」

3. 金 融

(1) 預金

7月末の県内金融機関の預金残高(末残)は、15兆5,188億円(前年比+1.1%)と前年を上回った。

▽預金

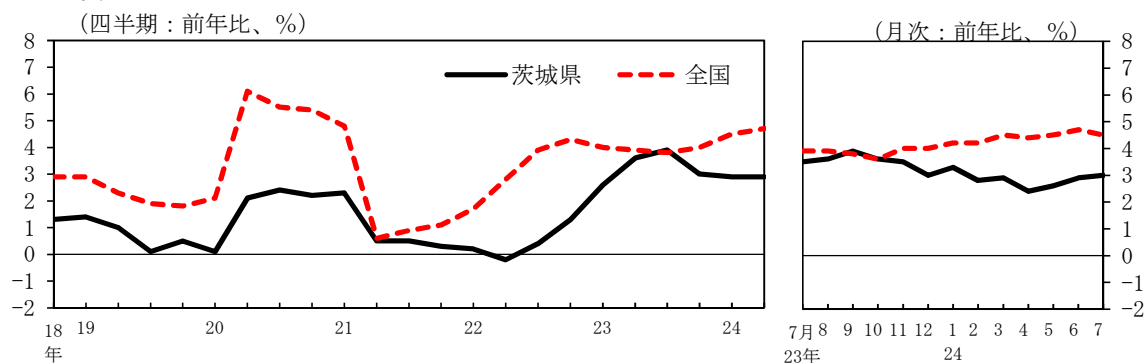


(出所)日本銀行水戸事務所、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

(2) 貸出

7月末の県内金融機関の貸出残高(末残)は、7兆59億円(前年比+3.0%)と前年を上回った。

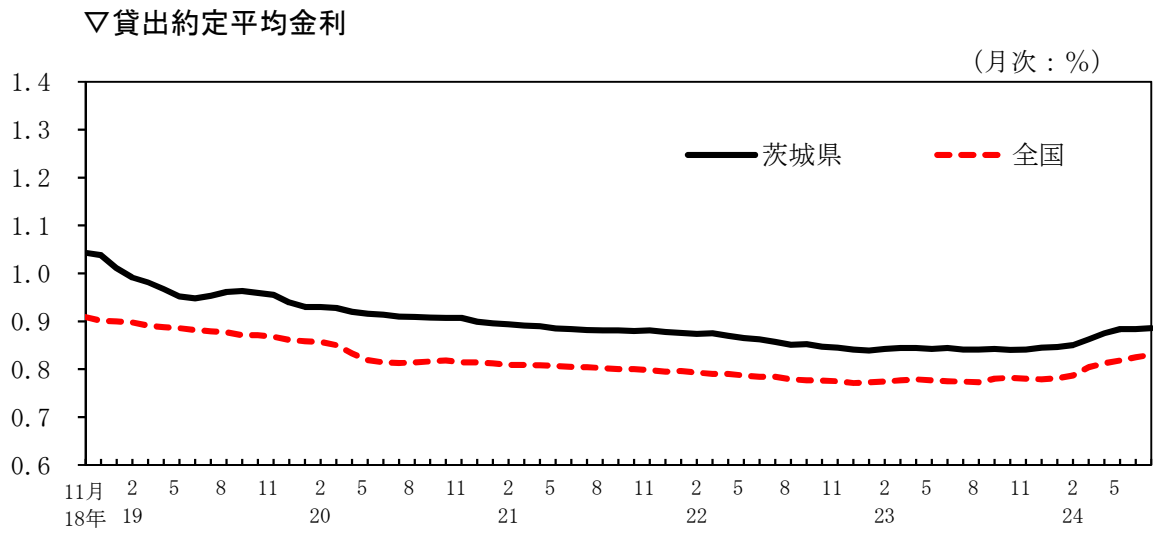
▽貸出金



(出所)日本銀行水戸事務所、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

(3) 貸出約定平均金利

7月末の県内金融機関の貸出約定平均金利(ストックベース<総合>)は、0.886%と前月を上回った。



(出所) 日本銀行水戸事務所、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」

以 上

本資料に関する問い合わせ先: 日本銀行水戸事務所
TEL: 029-224-2734(代表)

I. 実体経済

(1) 個人消費

(前年比、%)

	個人消費関連							
	百貨店・スーパー販売額		乗用車新車登録台数					
	茨城県	全国	茨城県			全国		
			普通・小型	軽自動車		普通・小型	軽自動車	
2022年	0.6	3.2	▲ 6.4	▲ 8.9	▲ 1.5	▲ 6.2	▲ 7.4	▲ 4.0
2023年	1.1	4.2	14.7	18.7	7.3	15.8	19.3	9.5
2023年 7～9月	2.2	5.4	10.5	16.2	0.5	13.9	16.3	9.4
10～12月	0.7	3.4	10.1	16.1	▲ 0.1	10.3	14.3	3.6
2024年 1～3月	1.9	5.6	▲ 16.0	▲ 10.4	▲ 26.9	▲ 16.1	▲ 13.6	▲ 21.2
4～6月	0.2	4.5	▲ 10.8	▲ 6.5	▲ 19.8	▲ 6.9	▲ 5.0	▲ 10.7
2024年 3月	3.1	6.5	▲ 22.2	▲ 17.6	▲ 32.6	▲ 19.6	▲ 18.6	▲ 22.0
4月	▲ 1.1	2.7	▲ 14.4	▲ 8.9	▲ 25.9	▲ 10.6	▲ 5.9	▲ 20.1
5月	▲ 0.7	4.1	▲ 7.5	▲ 3.5	▲ 15.3	▲ 3.9	▲ 1.7	▲ 8.2
6月	2.2	6.6	▲ 10.6	▲ 6.9	▲ 18.5	▲ 6.1	▲ 6.9	▲ 4.3
7月	p ▲ 1.2	p 1.1	9.2	6.4	15.7	5.5	3.6	9.7
8月	n. a.	n. a.	▲ 3.5	▲ 2.8	▲ 5.0	▲ 3.2	▲ 1.6	▲ 6.3
出所	経済産業省		茨城県自動車販売店協会			日本自動車販売協会連合会		全国軽自動車協会連合会

(注) 1. 既存店ベース。

2. p は速報値。

3. 乗用車新車登録台数の普通・小型車および軽自動車の合計の前年比は、日本銀行水戸事務所が算出。

4. 出所元が公表していない四半期計数、年次・四半期・月次の前年比については、日本銀行水戸事務所が算出（以下同じ）。

(2) 住宅投資

(前年比、%)

	新設住宅着工戸数				
	茨城県			全国	
		持家	貸家系	分譲	
2022年	▲ 0.2	▲ 13.4	8.7	20.8	0.4
2023年	▲ 10.7	▲ 10.0	4.7	▲ 28.4	▲ 4.6
2023年 7～9月	▲ 14.5	▲ 13.4	▲ 4.5	▲ 28.4	▲ 7.7
10～12月	▲ 4.1	▲ 11.3	8.3	▲ 7.5	▲ 6.3
2024年 1～3月	▲ 13.5	▲ 11.9	▲ 13.9	▲ 15.7	▲ 9.6
4～6月	3.1	▲ 8.7	19.3	4.7	0.5
2024年 2月	▲ 12.5	▲ 11.7	▲ 10.2	▲ 18.5	▲ 8.2
3月	▲ 34.2	▲ 9.1	▲ 38.5	▲ 56.0	▲ 12.8
4月	15.8	▲ 9.9	65.3	2.3	13.9
5月	▲ 0.1	▲ 8.4	▲ 8.0	33.3	▲ 5.2
6月	▲ 6.3	▲ 7.8	7.6	▲ 28.3	▲ 6.7
7月	▲ 4.4	▲ 1.2	35.1	▲ 54.4	▲ 0.2
出所	国土交通省				

(注) 貸家系は貸家と給与住宅の合計。日本銀行水戸事務所が算出。

(3) 公共投資

(前年比、%)

	公共工事請負金額					
	茨城県					全 国
	うち	国	独立行政法人等	県	市町村	
2022年度	12.6	▲ 18.1	198.3	▲ 3.6	4.4	▲ 0.4
2023年度	▲ 4.3	▲ 1.3	▲ 19.7	2.7	1.0	5.3
2023年 7～9月	▲ 20.4	▲ 7.0	▲ 83.7	14.0	20.1	1.3
10～12月	▲ 15.3	▲ 16.2	58.9	▲ 23.8	▲ 4.9	8.3
2024年 1～3月	22.9	31.1	149.9	1.7	▲ 6.5	5.2
4～6月	5.7	24.7	▲ 19.7	▲ 30.8	45.9	8.8
2024年 2月	119.7	144.7	576.3	▲ 14.9	37.3	▲ 0.7
3月	8.4	7.5	5.5	7.8	▲ 10.3	6.2
4月	30.9	▲ 30.0	▲ 4.5	8.3	377.2	18.8
5月	26.6	345.8	▲ 24.4	41.5	8.7	12.3
6月	▲ 21.6	▲ 47.7	▲ 20.0	▲ 59.8	18.6	▲ 5.3
7月	52.0	174.3	487.1	46.6	18.4	10.9
出 所	東日本建設業保証茨城支店					東日本建設業保証

(注) 1. 公共工事請負金額 (茨城県) は工事場所ベース。
 2. 公共工事請負金額 (全国) は、北海道建設業信用保証 (株)、東日本建設業保証 (株)、西日本建設業保証 (株) による請負金額の合計。

(4) 設備投資

(前年比、%)

	企業短期経済観測調査					
	茨城県			全 国		
		製造業	非製造業		製造業	非製造業
2022年度	11.6	19.7	▲ 1.2	7.0	8.5	6.1
2023年度	▲ 14.6	▲ 10.4	▲ 22.4	11.1	8.5	12.7
修正率	▲ 4.7	▲ 7.0	0.5	▲ 0.8	▲ 3.1	0.7
2024年度 (計画)	39.2	46.2	24.5	12.1	18.8	8.1
修正率	▲ 1.6	▲ 1.2	▲ 2.6	5.2	5.8	4.8
出 所	日本銀行水戸事務所			日本銀行		

(注) 1. ソフトウェア投資を含み、土地投資は含まない。
 2. 修正率は前回調査からの変化率。

(5) 生産

(前年比、%)

	鉱工業指数 < 季節調整済 >											
	生産				出荷				在庫			
	茨城県		全国		茨城県		全国		茨城県		全国	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
2022年	123.5	6.5	105.3	▲ 0.1	111.5	1.0	103.9	▲ 0.5	104.0	9.1	101.2	2.7
2023年	120.4	▲ 2.5	103.9	▲ 1.3	110.7	▲ 0.7	103.2	▲ 0.7	101.1	▲ 2.8	100.7	▲ 0.5
2023年 7~9月	119.7	▲ 3.0	103.3	▲ 3.9	111.3	▲ 1.5	103.0	▲ 2.5	106.0	5.3	103.6	0.0
10~12月	116.0	▲ 7.0	104.4	▲ 0.7	108.9	▲ 3.0	103.6	▲ 0.3	103.3	▲ 2.8	102.7	▲ 0.5
2024年 1~3月	106.0	▲ 12.4	99.0	▲ 4.0	101.3	▲ 7.6	97.6	▲ 4.6	105.8	▲ 1.1	102.6	▲ 1.0
4~6月	105.6	▲ 16.1	101.7	▲ 2.9	101.6	▲ 10.4	101.0	▲ 3.0	101.2	▲ 5.9	102.6	▲ 2.7
2024年 2月	107.7	▲ 8.1	97.4	▲ 3.9	101.0	▲ 5.5	95.9	▲ 4.7	104.3	▲ 4.1	101.6	▲ 1.7
3月	106.8	▲ 17.8	101.7	▲ 6.2	104.5	▲ 10.7	100.4	▲ 6.8	105.8	▲ 1.1	102.6	▲ 1.0
4月	105.7	▲ 17.1	100.8	▲ 1.8	101.2	▲ 7.8	100.0	▲ 1.4	104.7	▲ 2.6	102.4	▲ 2.4
5月	108.7	▲ 10.2	104.4	1.1	103.4	▲ 7.7	103.9	1.3	105.2	▲ 1.3	103.3	▲ 2.1
6月	102.5	▲ 19.9	100.0	▲ 7.9	100.1	▲ 15.5	99.0	▲ 8.1	101.2	▲ 5.9	102.6	▲ 2.7
7月	n. a.	n. a.	p 102.8	p 2.7	n. a.	n. a.	p 101.4	p 1.7	n. a.	n. a.	p 103.0	p ▲ 2.5
出 所	茨城県		経済産業省		茨城県		経済産業省		茨城県		経済産業省	

(注) 1. 2020年=100。鉱工業指数の前年比は原指数の前年比。年ベースの指数は原指数。

2. p は速報値。

(6) 雇用・所得環境

(前年比、%)

	有効求人倍率 (季節調整済・倍)		常用労働者数		一人平均 現金給与総額		一人平均 所定外労働時間	
	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国
2022年	1.47	1.28	0.7	0.8	▲ 1.7	2.0	2.9	4.6
2023年	1.41	1.31	▲ 0.1	1.9	1.8	1.2	▲ 6.7	▲ 0.9
2023年 7~9月	1.39	1.29	0.0	1.9	1.3	0.9	▲ 4.4	▲ 2.0
10~12月	1.36	1.28	▲ 0.1	2.0	1.4	0.9	▲ 3.0	▲ 2.5
2024年 1~3月	1.33	1.27	0.6	1.3	▲ 0.7	1.3	14.7	▲ 2.9
4~6月	1.36	1.25	1.3	1.2	0.3	3.0	14.5	▲ 2.6
2024年 2月	1.33	1.26	0.7	1.3	1.1	1.4	20.8	▲ 2.0
3月	1.35	1.28	1.1	1.4	▲ 1.0	1.0	14.7	▲ 2.8
4月	1.38	1.26	1.0	1.2	▲ 0.7	1.6	17.7	▲ 2.8
5月	1.36	1.24	1.5	1.3	▲ 2.2	2.0	16.5	▲ 2.0
6月	1.34	1.23	1.2	1.1	2.4	4.5	9.3	▲ 2.9
7月	1.31	1.24	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.
出 所	厚生労働省		茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省

(注) 1. 有効求人倍率は、新規卒者を除きパートタイムを含む。

2. 常用労働者数、一人平均現金給与総額、一人平均所定外労働時間の前年比は2020年=100の指数で算出。事業所規模5人以上。

(7) 物価

(前年比、%)

		消費者物価指数 (生鮮食品を除く総合)	
		水戸市	全 国
2022年		2.5	2.3
2023年		3.0	3.1
2023年	7月	2.7	3.1
	8月	2.8	3.1
	9月	2.4	2.8
	10月	2.2	2.9
	11月	1.8	2.5
	12月	1.7	2.3
2024年	1月	1.8	2.0
	2月	2.3	2.8
	3月	2.1	2.6
	4月	1.9	2.2
	5月	2.2	2.5
	6月	2.3	2.6
	7月	2.8	2.7
出 所		総務省	

(注) 2020年=100。

(8) 企業倒産

(前年比、%)

		茨城県			
		件数 (件)		負債総額 (百万円)	
			前年比		前年比
2022年		121	16.3	31,428	188.7
2023年		135	11.6	26,884	▲ 14.5
2023年	7~9月	39	▲ 4.9	5,774	4.5
	10~12月	28	▲ 3.4	7,425	▲ 50.1
2024年	1~3月	35	16.7	9,590	155.5
	4~6月	40	5.3	4,629	▲ 53.4
2024年	2月	14	55.6	6,785	400.0
	3月	14	27.3	1,623	46.3
	4月	4	▲ 60.0	280	▲ 83.4
	5月	21	50.0	2,820	▲ 54.6
	6月	15	7.1	1,529	▲ 24.8
	7月	11	▲ 38.9	1,022	▲ 58.7
出 所		東京商工リサーチ			

(注) 負債総額10百万円以上の企業倒産。

II. 金融

(1) 実質預金、貸出、貸出約定平均金利

(前年比、%、残高は億円)

(月中変化幅、%ポイント、%)

	実質預金		貸出		貸出約定平均金利 (総合、ストックベース)			
	茨城県	全 国	茨城県	全 国		茨城県	全 国	
2023年 3月	1.7	3.6	2.6	4.0	2024年	4月中	0.013	0.008
6月	1.8	3.8	3.6	3.9				
9月	2.0	3.9	3.9	3.8				
12月	1.5	3.6	3.0	4.0				
2024年 2月	0.6	3.4	2.8	4.2				
3月	2.4	3.2	2.9	4.5				
4月	1.6	2.9	2.4	4.4				
5月	1.5	2.4	2.6	4.5	5月中	0.009	0.006	
6月	1.7	2.7	2.9	4.7	6月中	0.000	0.007	
7月	1.1	2.4	3.0	4.5	7月中	0.002	0.005	
7月末残高	155,188	9,869,476	70,059	6,007,534	7月末	0.886	0.830	
出 所	日本銀行 水戸事務所	日本銀行	日本銀行 水戸事務所	日本銀行	出 所	日本銀行 水戸事務所	日本銀行	

(注) 【実質預金、貸出】

- 「茨城県」は、国内銀行（ゆうちょ銀行等を除く）の茨城県内店舗、および、県内に本店を置く信用金庫の全店舗。
- 銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）を除く。
- 実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。
- 貸出金については、中央政府向け貸出を除く。
- 「全国」は、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」（本行ホームページ掲載）の全国計。詳しくは「都道府県別預金・現金・貸出金」の注釈をご参照ください。

【貸出約定平均金利】

- 「茨城県」は、茨城県内に本店を置く、国内銀行（ゆうちょ銀行等を除く）、信用金庫の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの（総合・ストックベース）。
- 貸出金利、貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、金融機関向け貸出を除いたもの。
- 「全国」は、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」（本行ホームページ掲載）における国内銀行の総合・ストックベース。詳しくは「貸出約定平均金利の推移」の注釈をご参照ください。

(2) 銀行券

(億円)

	発 行	還 収	発行・還収 (▲) 超	
				前年実績
2022年	7,291	283	7,007	7,197
2023年	6,994	279	6,714	7,007
2023年 7~9月	1,786	60	1,725	1,758
10~12月	2,325	65	2,259	2,405
2024年 1~3月	1,351	74	1,277	1,138
4~6月	1,402	82	1,320	1,590
2024年 3月	521	15	505	631
4月	677	25	652	607
5月	260	24	236	364
6月	465	32	432	618
7月	995	110	885	619
8月	627	51	575	713
出 所	日本銀行水戸事務所			

茨城労働局発表
令和6年10月1日(火)
午前10時30分解禁

【照会先】

茨城労働局職業安定部職業安定課
課長 海老澤 知子
地方労働市場情報官 檜村 洋介
電話 029-224-6218

報道関係者 各位

県内の雇用情勢の概況（令和6年8月分）

基調判断

「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、改善の動きが弱まっている。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響を注視していく必要がある。」

- 有効求人倍率（季節調整値）は、1.31倍となり、前月と同水準となりました。
⇒資料 P3、P4、P5、P6、P13、P14、P15 (1.31倍は全国16番目)
※ 有効求人数（季節調整値）は、47,277人で前月より**0.1%増**となり、**4か月ぶりの増加**となりました。
※ 有効求職者数（季節調整値）は、35,997人で前月より**0.4%減**となり、**2か月連続の減少**となりました。
- 新規求人倍率（季節調整値）は、2.17倍となり、前月より**0.06ポイント上回り**ました。
⇒資料 P4、P5、P6、P13
- 正社員有効求人倍率（原数値）は、1.05倍となり、前年同月と比べ**0.02ポイント下回り**ました。
⇒資料 P7、P10
- 新規求人数（原数値）は、前年同月に比べ**2.2%減**となり、**4か月連続の減少**となりました。
これを主要産業別でみると、前年同月比で「医療、福祉」（9.0%増・392人増）、「建設業」（5.6%増・73人増）が**増加**しました。
一方、「製造業」（17.1%減・395人減）、「卸売業、小売業」（16.7%減・269人減）、「宿泊業、飲食サービス業」（23.7%減・161人減）などが**減少**しました。
⇒資料 P4、P6、P8、P9、P12、P13
- 新規求職申込件数（原数値）は、前年同月に比べ**5.3%減**となり、**2か月ぶりの減少**となりました。
新規求職を雇用形態別にみると、「パートタイムを除く常用」は前年同月に比べ8.3%減少、「常用的パートタイム」は同比0.2%増加しました。
⇒資料 P4、P6、P7、P12、P13
- 失業の動き（雇用保険業務）
雇用保険失業給付受給資格決定件数は、前年同月に比べ**3.4%減**となり、**2か月ぶりの減少**となりました。
雇用保険受給者実人員は、前年同月に比べ**0.8%減**となり、**2か月ぶりの減少**となりました。
雇用保険被保険者資格喪失者数は、前年同月に比べ**5.0%減**、うち事業主都合離職者数は同比**8.8%減**。
雇用保険被保険者資格取得者数は、前年同月に比べ**11.5%減**。
⇒資料 P3、P11、P13

※新規学卒者は除く

【最近の雇用失業情勢 資料目次】

- P 3 …… 「有効求人倍率、求人・求職の推移（季節調整値）」、「受給資格決定件数、受給者実人員の推移」
- P 4 …… 一般職業紹介状況推移（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 5 …… 一般職業紹介状況推移の内訳（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
受理地別有効求人倍率と就業地別有効求人倍率の比較
- P 6 …… 第1表 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 7 …… 第2表 雇用形態別常用職業紹介状況（新規学卒者を除く）
- P 8 …… 第3表 主要産業別、規模別一般新規求人状況
 - 主要産業別、規模別一般新規求人状況（新規学卒者を除く）
 - 主要産業における対前年同月比の推移（新規学卒者を除く）
- P 9 …… 第4表 産業別一般新規求人状況（パートを含み、新規学卒者を除く）
- P 10 …… 第5表 正社員求人・求職の状況
- P 11 …… 第6表 雇用保険被保険者得喪及び受給状況
- P 12 …… 第7表 公共職業安定所引求職・求人・就職・充足状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 13 …… 【別途資料1】一般職業紹介状況一覧表
- P 14 …… 【別途資料2】季節調整済有効求人倍率（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 15 …… 【別途資料3】都道府県別有効求人倍率（季節調整値）

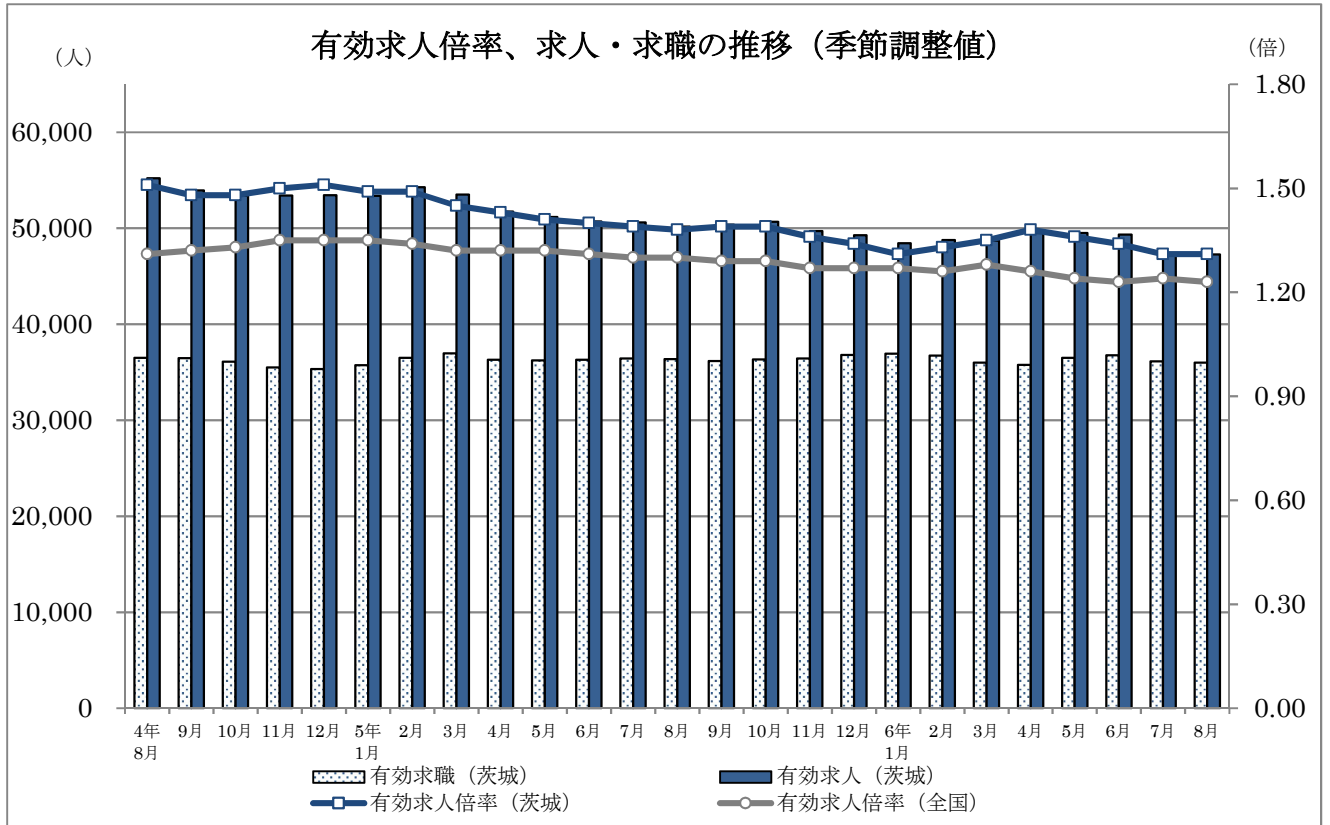
～ 用語の解説 ～

【職業紹介関係】

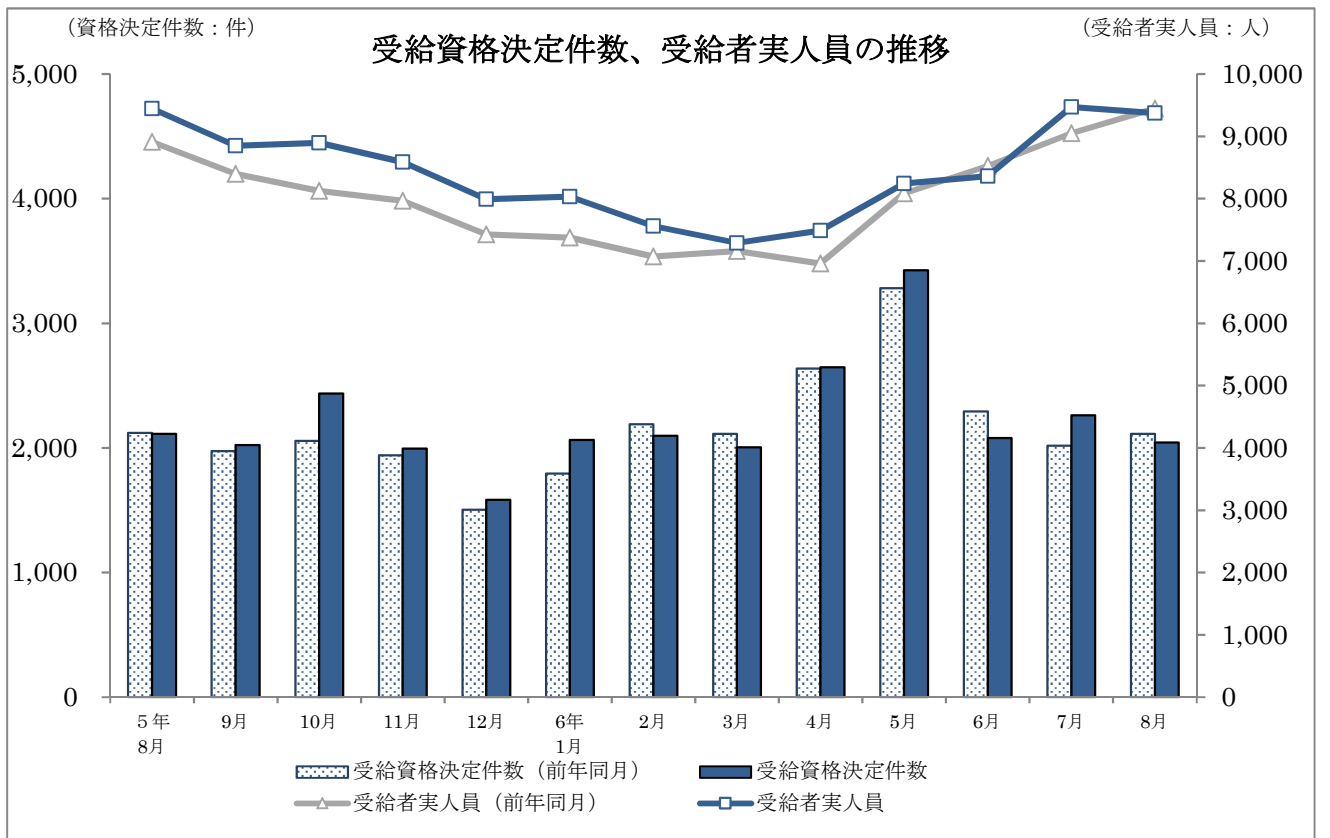
- *新規求人数…ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- *有効求人数…「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数。
- *新規求職申込件数…ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数。
- *有効求職者数…「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数。
- *求人倍率…求職者数に対する求人数の割合。
 - ⇒新規求人倍率：新規求人数÷新規求職申込件数
 - ⇒有効求人倍率：有効求人数÷有効求職者数なお、求人倍率の「季節調整値」とは、1年を周期として繰り返す季節的変動要因を一定の方法により取り除いて計算した数値をいう。（12月までの1年分のデータが集まった段階で過去5年分のデータが修正の対象となり、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。）
 - ⇒正社員有効求人倍率：正社員の有効求人数÷パートタイムを除く常用の有効求職者数ただし、パートタイムを除く常用の有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- *就職件数…県内のハローワークにおいて求職申込を受け付けた求職者に対して、全国のハローワークで受理した求人を紹介、就職が確認された件数。
- *充足数…県内のハローワークにおいて受け付けた求人に対して、全国のハローワークで紹介、就職が確認された件数。
- *一般…以下のパートタイム以外の就業形態
- *パートタイム…一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べ短い就業形態
- *常用…雇用契約において雇用期間の定めのない、又は、4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの

【雇用保険関係】

- *受給資格決定件数…受付した離職票を審査して、失業給付を受ける資格があると決定した件数。
- *受給者実人員…失業給付を実際に受けた受給資格者の数。



(注) 令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。



一般職業紹介状況推移(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	月間有効求職者数		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職申込件数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数	
	季節調整値 (人)	原数値 (人)	季節調整値 (人)	原数値 (人)	季節調整値 (倍)	原数値 (倍)	季節調整値 (件)	原数値 (件)	季節調整値 (人)	原数値 (人)	季節調整値 (倍)	原数値 (倍)	原数値 (件)	
令和元年度	-	34,386	-	54,463	-	1.58	-	8,550	-	19,036	-	2.23	2,741	
令和2年度	-	36,398	-	46,363	-	1.27	-	8,191	-	16,389	-	2.00	2,224	
令和3年度	-	37,399	-	51,491	-	1.38	-	8,091	-	18,111	-	2.24	2,225	
令和4年度	-	36,454	-	54,290	-	1.49	-	8,032	-	18,828	-	2.34	2,278	
令和5年度	-	36,405	-	49,992	-	1.37	-	7,909	-	17,239	-	2.18	2,149	
5年	1月	35,731	32,818	53,377	54,946	1.49	1.67	7,846	8,198	18,732	21,154	2.39	2.58	1,662
	2月	36,496	35,312	54,288	57,487	1.49	1.63	8,466	9,303	19,648	20,826	2.32	2.24	2,301
	3月	36,962	37,936	53,528	57,189	1.45	1.51	8,219	9,257	18,203	18,411	2.21	1.99	3,921
	4月	36,308	38,743	51,745	51,148	1.43	1.32	8,076	10,455	16,784	16,715	2.08	1.60	2,578
	5月	36,241	39,214	51,195	48,500	1.41	1.24	8,003	8,776	18,330	16,878	2.29	1.92	2,266
	6月	36,298	38,313	50,725	48,967	1.40	1.28	7,692	7,564	17,704	17,348	2.30	2.29	2,245
	7月	36,441	36,706	50,612	49,381	1.39	1.35	7,901	7,120	17,414	17,209	2.20	2.42	1,922
	8月	36,378	36,200	50,168	49,172	1.38	1.36	7,868	7,305	17,576	16,309	2.23	2.23	1,821
	9月	36,164	35,843	50,392	49,379	1.39	1.38	7,868	7,789	17,039	17,229	2.17	2.21	2,073
	10月	36,335	36,564	50,676	50,749	1.39	1.39	7,908	8,099	17,234	18,702	2.18	2.31	2,091
	11月	36,448	35,524	49,707	50,652	1.36	1.43	7,947	6,831	17,323	16,915	2.18	2.48	2,008
	12月	36,812	33,453	49,276	49,487	1.34	1.48	8,160	5,753	16,650	15,465	2.04	2.69	1,945
6年	1月	36,949	34,041	48,461	49,498	1.31	1.45	7,997	8,517	16,591	18,589	2.07	2.18	1,693
	2月	36,744	35,476	48,793	51,603	1.33	1.45	8,068	8,469	18,330	19,052	2.27	2.25	2,226
	3月	35,991	36,804	48,703	51,372	1.35	1.40	7,573	8,233	16,511	16,458	2.18	2.00	2,922
	4月	35,767	38,560	49,527	48,759	1.38	1.26	8,001	10,918	16,966	16,941	2.12	1.55	2,355
	5月	36,504	39,548	49,519	47,558	1.36	1.20	8,378	9,047	17,399	16,520	2.08	1.83	2,257
	6月	36,785	38,337	49,356	47,076	1.34	1.23	7,640	7,056	15,938	15,175	2.09	2.15	2,166
	7月	36,146	36,840	47,239	46,540	1.31	1.26	7,759	7,574	16,395	16,674	2.11	2.20	2,067
	8月	35,997	35,702	47,277	46,062	1.31	1.29	7,742	6,920	16,775	15,958	2.17	2.31	1,546
	9月													
	10月													
	11月													
	12月													

	前年度比		前年度比		前年度差		前年度比		前年度比		前年度差		前年度比	
	前月比	前年比	前月比	前年比	前月差	前年差	前月比	前年比	前月比	前年比	前月差	前年差	前年比	前年比
令和元年度	-	▲ 0.5	-	▲ 2.7	-	▲ 0.04	-	▲ 3.4	-	▲ 3.2	-	0.01	▲ 6.4	
令和2年度	-	5.9	-	▲ 14.9	-	▲ 0.31	-	▲ 4.2	-	▲ 13.9	-	▲ 0.23	▲ 18.9	
令和3年度	-	2.8	-	11.1	-	0.11	-	▲ 1.2	-	10.5	-	0.24	0.0	
令和4年度	-	▲ 2.5	-	5.4	-	0.11	-	▲ 0.7	-	4.0	-	0.10	2.4	
令和5年度	-	▲ 0.1	-	▲ 7.9	-	▲ 0.12	-	▲ 1.5	-	▲ 8.4	-	▲ 0.16	▲ 5.7	
5年	1月	1.1	▲ 8.1	▲ 0.1	▲ 0.5	▲ 0.02	0.12	3.0	▲ 2.7	0.6	▲ 2.9	▲ 0.05	▲ 0.01	▲ 7.4
	2月	2.1	▲ 2.5	1.7	4.1	0.00	0.11	7.9	16.7	4.9	16.5	▲ 0.07	0.00	10.9
	3月	1.3	▲ 0.5	▲ 1.4	1.8	▲ 0.04	0.04	▲ 2.9	5.9	▲ 7.4	▲ 3.9	▲ 0.11	▲ 0.20	32.2
	4月	▲ 1.8	▲ 2.1	▲ 3.3	▲ 3.9	▲ 0.02	▲ 0.03	▲ 1.7	0.1	▲ 7.8	▲ 11.8	▲ 0.13	▲ 0.22	6.9
	5月	▲ 0.2	▲ 2.1	▲ 1.1	▲ 7.4	▲ 0.02	▲ 0.07	▲ 0.9	▲ 1.5	9.2	0.8	0.21	0.04	▲ 3.5
	6月	0.2	▲ 1.8	▲ 0.9	▲ 9.8	▲ 0.01	▲ 0.11	▲ 3.9	▲ 5.7	▲ 3.4	▲ 15.1	0.01	▲ 0.26	▲ 5.8
	7月	0.4	▲ 0.9	▲ 0.2	▲ 8.5	▲ 0.01	▲ 0.11	2.7	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 8.4	▲ 0.10	▲ 0.20	▲ 8.0
	8月	▲ 0.2	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 9.3	▲ 0.01	▲ 0.13	▲ 0.4	▲ 4.3	0.9	▲ 3.8	0.03	0.01	▲ 8.6
	9月	▲ 0.6	▲ 0.9	0.4	▲ 6.7	0.01	▲ 0.08	0.0	0.9	▲ 3.1	▲ 6.4	▲ 0.06	▲ 0.18	▲ 5.1
	10月	0.5	1.3	0.6	▲ 4.4	0.00	▲ 0.08	0.5	9.0	1.1	▲ 5.5	0.01	▲ 0.35	▲ 2.6
	11月	0.3	1.9	▲ 1.9	▲ 6.9	▲ 0.03	▲ 0.13	0.5	▲ 0.2	0.5	▲ 7.3	0.00	▲ 0.19	▲ 1.3
	12月	1.0	3.8	▲ 0.9	▲ 7.3	▲ 0.02	▲ 0.18	2.7	5.1	▲ 3.9	▲ 10.1	▲ 0.14	▲ 0.45	4.6
6年	1月	0.4	3.7	▲ 1.7	▲ 9.9	▲ 0.03	▲ 0.22	▲ 2.0	3.9	▲ 0.4	▲ 12.1	0.03	▲ 0.40	1.9
	2月	▲ 0.6	0.5	0.7	▲ 10.2	0.02	▲ 0.18	0.9	▲ 9.0	10.5	▲ 8.5	0.20	0.01	▲ 3.3
	3月	▲ 2.0	▲ 3.0	▲ 0.2	▲ 10.2	0.02	▲ 0.11	▲ 6.1	▲ 11.1	▲ 9.9	▲ 10.6	▲ 0.09	0.01	▲ 25.5
	4月	▲ 0.6	▲ 0.5	1.7	▲ 4.7	0.03	▲ 0.06	5.7	4.4	2.8	1.4	▲ 0.06	▲ 0.05	▲ 8.7
	5月	2.1	0.9	▲ 0.0	▲ 1.9	▲ 0.02	▲ 0.04	4.7	3.1	2.6	▲ 2.1	▲ 0.04	▲ 0.09	▲ 0.4
	6月	0.8	0.1	▲ 0.3	▲ 3.9	▲ 0.02	▲ 0.05	▲ 8.8	▲ 6.7	▲ 8.4	▲ 12.5	0.01	▲ 0.14	▲ 3.5
	7月	▲ 1.7	0.4	▲ 4.3	▲ 5.8	▲ 0.03	▲ 0.09	1.6	6.4	2.9	▲ 3.1	0.02	▲ 0.22	7.5
	8月	▲ 0.4	▲ 1.4	0.1	▲ 6.3	0.00	▲ 0.07	▲ 0.2	▲ 5.3	2.3	▲ 2.2	0.06	0.08	▲ 15.1
	9月													
	10月													
	11月													
	12月													

注)1. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. ▲は減少を表す。年度の数値は月平均のもの。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数等が含まれている。

一般職業紹介状況推移の内訳(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	月間有効求職者数				有効求人倍率				新規求職申込件数				新規求人倍率				就職件数	
	季節調整値(人)		原数値(人)		季節調整値(倍)		原数値(倍)		季節調整値(件)		原数値(件)		季節調整値(倍)		原数値(倍)		原数値(件)	
	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	自主応募除く
5年 9月	36,164	35,571	35,843	35,254	1.39	1.42	1.38	1.40	7,868	7,660	7,789	7,583	2.17	2.22	2.21	2.27	2,073	2,071
10月	36,335	35,765	36,564	35,990	1.39	1.42	1.39	1.41	7,908	7,754	8,099	7,941	2.18	2.22	2.31	2.36	2,091	2,088
11月	36,448	35,842	35,524	34,932	1.36	1.39	1.43	1.45	7,947	7,717	6,831	6,633	2.18	2.24	2.48	2.55	2,008	2,004
12月	36,812	36,169	33,453	32,870	1.34	1.36	1.48	1.51	8,160	7,902	5,753	5,571	2.04	2.11	2.69	2.78	1,945	1,943
6年 1月	36,949	36,323	34,041	33,464	1.31	1.33	1.45	1.48	7,997	7,836	8,517	8,345	2.07	2.12	2.18	2.23	1,693	1,691
2月	36,744	36,126	35,476	34,880	1.33	1.35	1.45	1.48	8,068	7,856	8,469	8,246	2.27	2.33	2.25	2.31	2,226	2,225
3月	35,991	35,310	36,804	36,108	1.35	1.38	1.40	1.42	7,573	7,356	8,233	7,997	2.18	2.24	2.00	2.06	2,922	2,918
4月	35,767	35,110	38,560	37,852	1.38	1.41	1.26	1.29	8,001	7,849	10,918	10,710	2.12	2.16	1.55	1.58	2,355	2,350
5月	36,504	35,869	39,548	38,860	1.36	1.38	1.20	1.22	8,378	8,185	9,047	8,839	2.08	2.13	1.83	1.87	2,257	2,252
6月	36,785	36,106	38,337	37,630	1.34	1.37	1.23	1.25	7,640	7,401	7,056	6,835	2.09	2.15	2.15	2.22	2,166	2,162
7月	36,146	35,545	36,840	36,227	1.31	1.33	1.26	1.28	7,759	7,620	7,574	7,439	2.11	2.15	2.20	2.24	2,067	2,060
8月	35,997	35,434	35,702	35,143	1.31	1.33	1.29	1.31	7,742	7,560	6,920	6,757	2.17	2.22	2.31	2.36	1,546	1,545

(注)1. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。

3. 全数は、ハローワーク利用登録者及びオンライン登録者による件数である。ハローワーク欄は、ハローワーク利用登録者のみによる件数で全数の内数である。

4. 就職件数欄の「自主応募除く」は、「オンライン自主応募除く」の略。

受理地別有効求人倍率と就業地別有効求人倍率の比較【全数(パートを含む)】

	季節調整値				原数値			
	受理地別(A)(倍)	就業地別(B)(倍)	前月比(ポイント)	差(B-A)(ポイント)	受理地別(A)(倍)	就業地別(B)(倍)	前年比(ポイント)	差(B-A)(ポイント)
5年 1月	1.49	1.68	▲ 0.01	0.19	1.67	1.88	0.22	0.21
2月	1.49	1.66	▲ 0.02	0.17	1.63	1.81	0.16	0.18
3月	1.45	1.63	▲ 0.03	0.18	1.51	1.68	0.09	0.17
4月	1.43	1.61	▲ 0.02	0.18	1.32	1.49	0.03	0.17
5月	1.41	1.60	▲ 0.01	0.19	1.24	1.41	▲ 0.02	0.17
6月	1.40	1.59	▲ 0.01	0.19	1.28	1.46	▲ 0.05	0.18
7月	1.39	1.58	▲ 0.01	0.19	1.35	1.53	▲ 0.06	0.18
8月	1.38	1.58	0.00	0.20	1.36	1.56	▲ 0.07	0.20
9月	1.39	1.59	0.01	0.20	1.38	1.57	▲ 0.05	0.19
10月	1.39	1.58	▲ 0.01	0.19	1.39	1.58	▲ 0.06	0.19
11月	1.36	1.55	▲ 0.03	0.19	1.43	1.61	▲ 0.12	0.18
12月	1.34	1.52	▲ 0.03	0.18	1.48	1.68	▲ 0.18	0.20
6年 1月	1.31	1.50	▲ 0.02	0.19	1.45	1.66	▲ 0.22	0.21
2月	1.33	1.51	0.01	0.18	1.45	1.65	▲ 0.16	0.20
3月	1.35	1.55	0.04	0.20	1.40	1.58	▲ 0.10	0.18
4月	1.38	1.56	0.01	0.18	1.26	1.43	▲ 0.06	0.17
5月	1.36	1.55	▲ 0.01	0.19	1.20	1.37	▲ 0.04	0.17
6月	1.34	1.52	▲ 0.03	0.18	1.23	1.40	▲ 0.06	0.17
7月	1.31	1.51	▲ 0.01	0.20	1.26	1.46	▲ 0.07	0.20
8月	1.31	1.51	0.00	0.20	1.29	1.49	▲ 0.07	0.20
9月								
10月								
11月								
12月								
7年 1月								
2月								
3月								

(注)1. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. 受理地別有効求人倍率とは、求人を受理したハローワークが所在する都道府県別に有効求人を集計して算出したもの。(特に指定のない限り、受理地別の求人で集計している)

就業地別有効求人倍率とは、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する都道府県別に有効求人を集計して算出したもの。

3. 令和5年12月以前の季節調整値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

第1表 一般職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

令和6年8月

項目		年月	6年	6年	5年	対前月増減率、差	対前年同月増減率、差
			8月	7月	8月	(%、ポイント)	(%、ポイント)
全数	1 月間有効求職者数 (人)		35,702	36,840	36,200	▲ 3.1	▲ 1.4
	2 新規求職申込件数 (件)		6,920	7,574	7,305	▲ 8.6	▲ 5.3
	3 月間有効求人数 (人)		46,062	46,540	49,172	▲ 1.0	▲ 6.3
	4 新規求人数 (人)		15,958	16,674	16,309	▲ 4.3	▲ 2.2
	5 就職件数 (件)		1,546	2,067	1,821	▲ 25.2	▲ 15.1
	6 充足数 (人)		1,476	1,918	1,743	▲ 23.0	▲ 15.3
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)		1.29	1.26	1.36	0.03	▲ 0.07
	季節調整値		1.31	1.31	1.38	0.00	▲ 0.07
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)		2.31	2.20	2.23	0.11	0.08
	季節調整値		2.17	2.11	2.23	0.06	▲ 0.06
9 就職率(5/2×100) (%)		22.3	27.3	24.9	▲ 5.0	▲ 2.6	
10 充足率(6/4×100) (%)		9.2	11.5	10.7	▲ 2.3	▲ 1.5	
常用	11 月間有効求職者数 (人)		35,542	36,687	36,075	▲ 3.1	▲ 1.5
	12 新規求職申込件数 (件)		6,888	7,536	7,277	▲ 8.6	▲ 5.3
	13 月間有効求人数 (人)		42,155	42,386	44,671	▲ 0.5	▲ 5.6
	14 新規求人数 (人)		14,682	14,985	14,582	▲ 2.0	0.7
	15 就職件数 (件)		1,436	1,925	1,691	▲ 25.4	▲ 15.1
	16 充足数 (人)		1,369	1,796	1,620	▲ 23.8	▲ 15.5
	17 有効求人倍率(13/11) (倍)		1.19	1.16	1.24	0.03	▲ 0.05
	18 新規求人倍率(14/12) (倍)		2.13	1.99	2.00	0.14	0.13
	19 就職率(15/12×100) (%)		20.8	25.5	23.2	▲ 4.7	▲ 2.4
	20 充足率(16/14×100) (%)		9.3	12.0	11.1	▲ 2.7	▲ 1.8

(注) 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. ▲は減少である。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。

第2表 雇用形態別常用職業紹介状況(新規学卒者を除く)

令和6年8月

項目		年月	6年	6年	5年	対前月増減率、差 (%、ポイント)	対前年同月増減率、差 (%、ポイント)
		8月	8月	7月	8月		
パートタイムを除く常用	1 月間有効求職者数 (人)	21,579	21,974	22,188	▲ 1.8	▲ 2.7	
	2 新規求職申込件数 (件)	4,352	4,776	4,746	▲ 8.9	▲ 8.3	
	3 月間有効求人数 (人)	27,377	27,200	28,417	0.7	▲ 3.7	
	4 新規求人数 (人)	9,657	9,528	9,237	1.4	4.5	
	5 就職件数 (件)	768	1,032	932	▲ 25.6	▲ 17.6	
	6 充足数 (人)	756	969	882	▲ 22.0	▲ 14.3	
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)	1.27	1.24	1.28	0.03	▲ 0.01	
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)	2.22	1.99	1.95	0.23	0.27	
	9 就職率(5/2×100) (%)	17.6	21.6	19.6	▲ 4.0	▲ 2.0	
	10 充足率(6/4×100) (%)	7.8	10.2	9.5	▲ 2.4	▲ 1.7	
正社員	11 月間有効求人数 (人)	22,684	22,620	23,704	0.3	▲ 4.3	
	12 新規求人数 (人)	7,921	7,822	7,694	1.3	3.0	
	13 就職件数 (件)	646	817	768	▲ 20.9	▲ 15.9	
	14 充足数 (人)	628	783	734	▲ 19.8	▲ 14.4	
	15 有効求人倍率(11/1) (倍)	1.05	1.03	1.07	0.02	▲ 0.02	
	16 充足率(14/12×100) (%)	7.9	10.0	9.5	▲ 2.1	▲ 1.6	
常用的パートタイム	17 月間有効求職者数 (人)	13,963	14,713	13,887	▲ 5.1	0.5	
	18 新規求職申込件数 (件)	2,536	2,760	2,531	▲ 8.1	0.2	
	19 月間有効求人数 (人)	14,778	15,186	16,254	▲ 2.7	▲ 9.1	
	20 新規求人数 (人)	5,025	5,457	5,345	▲ 7.9	▲ 6.0	
	21 就職件数 (件)	668	893	759	▲ 25.2	▲ 12.0	
	22 充足数 (人)	613	827	738	▲ 25.9	▲ 16.9	
	23 有効求人倍率(19/17) (倍)	1.06	1.03	1.17	0.03	▲ 0.11	
	24 新規求人倍率(20/18) (倍)	1.98	1.98	2.11	0.00	▲ 0.13	
	25 就職率(21/18×100) (%)	26.3	32.4	30.0	▲ 6.1	▲ 3.7	
	26 充足率(22/20×100) (%)	12.2	15.2	13.8	▲ 3.0	▲ 1.6	

(注) 1. ▲は減少である。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

第3表 主要産業別、規模別一般新規求人状況

○ 主要産業別、規模別一般新規求人状況(新規学卒者を除く)

令和6年8月

産業・規模		全数	パートを除く	常用	臨時・季節	パートタイム
新規求人 数 (人)	合計	15,958	10,378	9,657	721	5,580
	D 建設業	1,372	1,264	1,251	13	108
	E 製造業	1,919	1,476	1,422	54	443
	G 情報通信業	325	313	294	19	12
	H 運輸業, 郵便業	1,033	774	758	16	259
	I 卸売業, 小売業	1,345	886	874	12	459
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	605	458	419	39	147
	M 宿泊業, 飲食サービス業	519	155	148	7	364
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	590	322	320	2	268
	O 教育, 学習支援業	213	88	83	5	125
	P 医療, 福祉	4,755	2,702	2,686	16	2,053
	R サービス業(他に分類されないもの)	2,456	1,574	1,079	495	882
	(規模別)					
	29人以下	9,821	6,333	5,810	523	3,488
30~99人	3,705	2,401	2,291	110	1,304	
100~299人	1,566	997	936	61	569	
300~499人	443	335	334	1	108	
500~999人	324	228	208	20	96	
1,000人以上	99	84	78	6	15	
対前年 同月 比	合計	▲ 2.2	1.4	4.5	▲ 27.9	▲ 8.1
	D 建設業	5.6	5.4	5.4	8.3	8.0
	E 製造業	▲ 17.1	▲ 16.5	▲ 13.4	▲ 56.8	▲ 19.0
	G 情報通信業	20.8	24.2	27.8	▲ 13.6	▲ 29.4
	H 運輸業, 郵便業	(9.1)	(▲ 2.5)	(▲ 4.1)	(300.0)	(69.3)
	I 卸売業, 小売業	(▲ 16.7)	(▲ 3.6)	(▲ 1.7)	(▲ 60.0)	(▲ 34.0)
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	9.2	9.6	15.4	▲ 29.1	8.1
	M 宿泊業, 飲食サービス業	▲ 23.7	▲ 1.9	▲ 6.3	-	▲ 30.3
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	▲ 11.4	▲ 12.0	▲ 12.6	-	▲ 10.7
	O 教育, 学習支援業	17.7	33.3	27.7	400.0	8.7
	P 医療, 福祉	(9.0)	(18.8)	(18.9)	(6.7)	(▲ 1.7)
	R サービス業(他に分類されないもの)	(▲ 2.7)	(▲ 11.1)	(3.1)	(▲ 31.5)	(17.1)
	(規模別)					
	29人以下	1.4	5.3	9.2	▲ 24.9	▲ 5.0
30~99人	▲ 12.1	▲ 8.5	▲ 8.8	▲ 0.9	▲ 18.0	
100~299人	▲ 4.2	▲ 5.5	0.6	▲ 51.2	▲ 1.9	
300~499人	9.9	16.7	47.1	▲ 98.3	▲ 6.9	
500~999人	23.7	39.0	30.8	300.0	▲ 2.0	
1,000人以上	▲ 6.6	▲ 6.7	▲ 10.3	100.0	▲ 6.3	

○ 主要産業における対前年同月比の推移(新規学卒者を除く)

(%)

産業	5年				6年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
合計	▲ 6.4	▲ 5.5	▲ 7.3	▲ 10.1	▲ 12.1	▲ 8.5	▲ 10.6	1.4	▲ 2.1	▲ 12.5	▲ 3.1	▲ 2.2
D 建設業	▲ 7.4	▲ 2.0	▲ 6.6	▲ 15.2	▲ 11.4	▲ 11.0	▲ 13.6	▲ 4.3	▲ 6.7	▲ 23.8	▲ 5.6	5.6
E 製造業	▲ 12.2	▲ 6.5	▲ 11.9	▲ 5.8	▲ 21.3	▲ 12.9	▲ 6.8	▲ 12.1	▲ 12.5	▲ 14.0	▲ 11.8	▲ 17.1
G 情報通信業	▲ 10.2	▲ 13.9	▲ 18.4	▲ 13.7	3.9	▲ 24.6	▲ 36.1	24.8	▲ 6.4	▲ 33.7	▲ 2.7	20.8
H 運輸業, 郵便業	▲ 24.2	0.2	▲ 4.6	▲ 4.7	6.5	▲ 3.4	3.9	(▲ 3.9)	(15.2)	(▲ 22.7)	(▲ 9.5)	(9.1)
I 卸売業, 小売業	▲ 9.4	▲ 35.6	▲ 29.5	▲ 25.6	▲ 41.9	▲ 35.6	▲ 9.4	(3.9)	(▲ 9.5)	(▲ 23.4)	(▲ 9.9)	(▲ 16.7)
L 学術研究, 専門・技術サービス業	13.7	▲ 5.0	16.3	18.7	▲ 21.7	13.7	28.7	▲ 8.2	25.6	4.2	19.4	9.2
M 宿泊業, 飲食サービス業	43.8	▲ 31.2	12.7	5.0	▲ 16.7	▲ 16.6	▲ 22.4	50.2	▲ 35.5	▲ 41.4	68.6	▲ 23.7
N 生活関連サービス業, 娯楽業	▲ 25.1	▲ 0.2	10.3	▲ 30.4	▲ 8.0	▲ 4.4	▲ 22.6	▲ 1.6	▲ 12.7	▲ 2.2	▲ 19.5	▲ 11.4
O 教育, 学習支援業	0.0	18.2	▲ 20.2	▲ 13.1	7.1	▲ 27.7	▲ 28.6	4.8	16.0	▲ 1.0	13.1	17.7
P 医療, 福祉	▲ 3.6	5.1	1.8	▲ 6.0	▲ 2.4	12.8	▲ 5.9	(2.3)	(0.7)	(0.9)	(▲ 8.5)	(9.0)
R サービス業(他に分類されないもの)	▲ 7.8	▲ 3.1	▲ 11.5	▲ 4.4	▲ 15.7	9.3	3.9	(7.7)	(1.7)	(▲ 2.8)	(7.4)	(▲ 2.7)

(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

令和6年4月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

第4表 産業別一般新規求人状況(パートを含み、新規学卒者を除く)

産 業	令和6年8月				
	令和6年 8月	令和6年 7月	令和5年 8月	対前年同月差 (人)	対前年同月比 (%)
合 計	15,958	16,674	16,309	▲ 351	▲ 2.2
A, B 農, 林, 漁業(01~04)	96	182	110	▲ 14	▲ 12.7
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業(05)	1	7	3	▲ 2	▲ 66.7
D 建設業(06~08)	1,372	1,250	1,299	73	5.6
06 総合工事業	887	662	736	151	20.5
E 製造業(09~32)	1,919	2,180	2,314	▲ 395	▲ 17.1
09 食料品製造業	406	516	567	▲ 161	▲ 28.4
10 飲料・たばこ・飼料製造業	11	30	16	▲ 5	▲ 31.3
11 繊維工業	43	30	42	1	2.4
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	34	43	41	▲ 7	▲ 17.1
13 家具・装備品製造業	15	15	23	▲ 8	▲ 34.8
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	51	103	68	▲ 17	▲ 25.0
15 印刷・同関連業	23	33	30	▲ 7	▲ 23.3
16 化学工業	99	95	122	▲ 23	▲ 18.9
17 石油製品・石炭製品製造業	1	6	2	▲ 1	▲ 50.0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	158	173	185	▲ 27	▲ 14.6
19 ゴム製品製造業	24	19	6	18	300.0
21 窯業・土石製品製造業	67	75	55	12	21.8
22 鉄鋼業	31	31	12	19	158.3
23 非鉄金属製造業	46	67	54	▲ 8	▲ 14.8
24 金属製品製造業	243	263	334	▲ 91	▲ 27.2
25 はん用機械器具製造業	162	109	85	77	90.6
26 生産用機械器具製造業	80	118	140	▲ 60	▲ 42.9
27 業務用機械器具製造業	76	90	97	▲ 21	▲ 21.6
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	19	25	44	▲ 25	▲ 56.8
29 電気機械器具製造業	140	163	111	29	26.1
30 情報通信機械器具製造業	16	18	14	2	14.3
31 輸送用機械器具製造業	141	117	195	▲ 54	▲ 27.7
25~31 < 輸成型産業 小計 >	634	640	686	▲ 52	▲ 7.6
20, 32 その他の製造業	33	41	71	▲ 38	▲ 53.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	7	19	10	▲ 3	(▲ 30.0)
G 情報通信業(37~41)	325	249	269	56	20.8
39 情報サービス業	312	238	264	48	18.2
H 運輸業, 郵便業(42~49)	1,033	931	947	86	(9.1)
I 卸売業, 小売業(50~61)	1,345	1,314	1,614	▲ 269	(▲ 16.7)
50~55 卸売業	336	450	402	▲ 66	(▲ 16.4)
56~61 小売業	1,009	864	1,212	▲ 203	(▲ 16.7)
J 金融業, 保険業(62~67)	187	105	273	▲ 86	▲ 31.5
K 不動産業, 物品賃貸業(68~70)	156	201	146	10	6.8
L 学術研究, 専門・技術サービス業(71~74)	605	517	554	51	9.2
M 宿泊業, 飲食サービス業(75~77)	519	740	680	▲ 161	▲ 23.7
76 飲食店	333	558	491	▲ 158	▲ 32.2
N 生活関連サービス業, 娯楽業(78~80)	590	671	666	▲ 76	▲ 11.4
O 教育, 学習支援業(81, 82)	213	233	181	32	17.7
P 医療, 福祉(83~85)	4,755	4,794	4,363	392	(9.0)
83 医療業	1,415	1,538	1,262	153	(12.1)
85 社会保険・社会福祉・介護事業	3,332	3,246	3,070	262	(8.5)
Q 複合サービス事業(86, 87)	185	160	136	49	36.0
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	2,456	2,785	2,523	▲ 67	(▲ 2.7)
91 職業紹介・労働者派遣業	973	1,185	1,283	▲ 310	▲ 24.2
92 その他の事業サービス業	1,266	1,271	982	284	(28.9)
S, T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97・98・99)	194	336	221	▲ 27	▲ 12.2

(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

令和6年4月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

第5表 正社員求人・求職の状況

	全体の 有効求人 倍率 (原数値)	正社員 有効求人 倍率	有効求人数			構成比(%)		有効求職者数		
			合計	正社員	パート、 派遣、契約 社員等	正社員	パート、 派遣、契約 社員等	合計	常用 フルタイム	パート、 臨時・季節
3年度	1.38	1.02	617,902	283,451	334,451	45.9	54.1	448,817	277,102	171,715
4年度	1.49	1.13	651,483	299,230	352,253	45.9	54.1	437,507	265,107	172,400
5年度	1.37	1.09	599,908	289,091	310,817	48.2	51.8	436,886	264,379	172,507
5年4月	1.32	1.08	51,148	24,668	26,480	48.2	51.8	38,743	22,864	15,879
5月	1.24	1.03	48,500	23,560	24,940	48.6	51.4	39,214	22,904	16,310
6月	1.28	1.05	48,967	23,554	25,413	48.1	51.9	38,313	22,455	15,858
7月	1.35	1.09	49,381	23,931	25,450	48.5	51.5	36,706	22,050	14,656
8月	1.36	1.07	49,172	23,704	25,468	48.2	51.8	36,200	22,188	14,012
9月	1.38	1.09	49,379	24,005	25,374	48.6	51.4	35,843	22,122	13,721
10月	1.39	1.09	50,749	24,532	26,217	48.3	51.7	36,564	22,534	14,030
11月	1.43	1.13	50,652	24,637	26,015	48.6	51.4	35,524	21,809	13,715
12月	1.48	1.15	49,487	23,760	25,727	48.0	52.0	33,453	20,596	12,857
6年1月	1.45	1.13	49,498	23,676	25,822	47.8	52.2	34,041	20,932	13,109
2月	1.45	1.14	51,603	24,583	27,020	47.6	52.4	35,476	21,627	13,849
3月	1.40	1.10	51,372	24,481	26,891	47.7	52.3	36,804	22,293	14,511
4月	1.26	1.03	48,759	23,642	25,117	48.5	51.5	38,560	22,916	15,644
5月	1.20	0.99	47,558	23,007	24,551	48.4	51.6	39,548	23,229	16,319
6月	1.23	1.02	47,076	22,846	24,230	48.5	51.5	38,337	22,406	15,931
7月	1.26	1.03	46,540	22,620	23,920	48.6	51.4	36,840	21,974	14,866
8月	1.29	1.05	46,062	22,684	23,378	49.2	50.8	35,702	21,579	14,123
9月										
10月										
11月										
12月										
7年1月										
2月										
3月										

前年同月比(差・増減率)

5年4月	▲ 0.03	0.05	▲ 3.9	0.9	▲ 8.0	2.3	▲ 2.3	▲ 2.1	▲ 4.0	0.9
5月	▲ 0.07	0.02	▲ 7.4	▲ 1.6	▲ 12.3	2.9	▲ 2.9	▲ 2.1	▲ 3.3	▲ 0.5
6月	▲ 0.11	▲ 0.02	▲ 9.8	▲ 4.6	▲ 14.2	2.7	▲ 2.7	▲ 1.8	▲ 2.8	▲ 0.2
7月	▲ 0.11	▲ 0.02	▲ 8.5	▲ 4.2	▲ 12.2	2.2	▲ 2.2	▲ 0.9	▲ 1.9	0.8
8月	▲ 0.13	▲ 0.05	▲ 9.3	▲ 5.4	▲ 12.7	2.0	▲ 2.0	▲ 0.7	▲ 1.2	0.2
9月	▲ 0.08	▲ 0.04	▲ 6.7	▲ 5.0	▲ 8.2	0.8	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 1.3
10月	▲ 0.08	▲ 0.05	▲ 4.4	▲ 2.4	▲ 6.2	1.0	▲ 1.0	1.3	2.1	0.1
11月	▲ 0.13	▲ 0.07	▲ 6.9	▲ 2.8	▲ 10.4	2.0	▲ 2.0	1.9	2.9	0.5
12月	▲ 0.18	▲ 0.10	▲ 7.3	▲ 3.7	▲ 10.4	1.8	▲ 1.8	3.8	4.5	2.8
6年1月	▲ 0.22	▲ 0.10	▲ 9.9	▲ 4.0	▲ 14.7	2.9	▲ 2.9	3.7	4.0	3.3
2月	▲ 0.18	▲ 0.04	▲ 10.2	▲ 3.3	▲ 15.8	3.4	▲ 3.4	0.5	0.7	0.2
3月	▲ 0.11	▲ 0.03	▲ 10.2	▲ 4.5	▲ 14.8	2.9	▲ 2.9	▲ 3.0	▲ 1.7	▲ 4.8
4月	▲ 0.06	▲ 0.05	▲ 4.7	▲ 4.2	▲ 5.1	0.3	▲ 0.3	▲ 0.5	0.2	▲ 1.5
5月	▲ 0.04	▲ 0.04	▲ 1.9	▲ 2.3	▲ 1.6	▲ 0.2	0.2	0.9	1.4	0.1
6月	▲ 0.05	▲ 0.03	▲ 3.9	▲ 3.0	▲ 4.7	0.4	▲ 0.4	0.1	▲ 0.2	0.5
7月	▲ 0.09	▲ 0.06	▲ 5.8	▲ 5.5	▲ 6.0	0.1	▲ 0.1	0.4	▲ 0.3	1.4
8月	▲ 0.07	▲ 0.02	▲ 6.3	▲ 4.3	▲ 8.2	1.0	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 2.7	0.8
9月										
10月										
11月										
12月										
7年1月										
2月										
3月										

- (注)1. 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
2. 「パート、派遣、契約社員等」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者である。
3. ▲は減少を表す。

第6表 雇用保険被保険者得喪及び受給状況

	雇用保険被保険資格取得・喪失状況						雇用保険受給状況				
	①資格 取得者数	前年比	②資格 喪失者数	前年比	③②のうち 事業主都合 離職者数	前年比	④受給 資格決定 件数	前年比	⑤受給者 実人員	前年比	
令和元年度	138,637 (11,553)	▲ 1.1	129,024 (10,752)	▲ 1.0	6,985 (582)	17.1	24,994 (2,082)	▲ 0.9	7,444	6.3	
令和2年度	131,336 (10,945)	▲ 5.3	122,760 (10,230)	▲ 4.9	7,292 (608)	4.4	28,484 (2,374)	14.0	9,184	23.4	
令和3年度	128,638 (10,720)	▲ 2.1	125,570 (10,464)	2.3	6,753 (563)	▲ 7.4	25,609 (2,134)	▲ 10.1	8,386	▲ 8.7	
令和4年度	136,106 (11,342)	5.8	132,741 (11,062)	5.7	5,716 (476)	▲ 15.4	25,501 (2,125)	▲ 0.4	7,744	▲ 7.7	
令和5年度	135,519 (11,293)	▲ 0.4	133,814 (11,151)	0.8	7,608 (634)	33.1	26,550 (2,213)	4.1	8,273	6.8	
令和5年	4月	13,680	▲ 15.9	22,590	▲ 0.5	1,430	32.5	2,637	▲ 1.3	6,960	3.7
	5月	23,869	18.2	12,069	9.7	533	31.3	3,281	9.1	8,086	8.3
	6月	13,055	▲ 10.9	10,319	4.4	426	25.7	2,292	3.4	8,524	6.1
	7月	10,554	▲ 2.8	10,390	1.8	729	109.5	2,018	5.6	9,051	9.4
	8月	9,501	4.2	9,789	▲ 2.5	524	35.4	2,114	▲ 0.3	9,447	6.0
	9月	9,480	1.5	9,623	0.1	539	30.2	2,024	2.5	8,850	5.4
	10月	10,163	▲ 3.2	12,134	2.3	996	97.6	2,437	18.5	8,895	9.5
	11月	9,703	1.4	8,676	▲ 3.0	443	0.0	1,996	2.8	8,587	7.8
	12月	8,237	6.4	7,969	▲ 0.8	394	3.1	1,583	5.2	7,993	7.6
令和6年	1月	8,897	4.1	11,437	5.2	595	24.0	2,065	15.0	8,035	9.0
	2月	9,182	0.9	9,231	0.6	425	1.9	2,097	▲ 4.2	7,562	6.9
	3月	9,198	▲ 10.1	9,587	▲ 7.9	574	11.0	2,006	▲ 5.0	7,290	1.8
	4月	15,563	13.8	24,326	7.7	1,419	▲ 0.8	2,647	0.4	7,486	7.6
	5月	21,023	▲ 11.9	11,613	▲ 3.8	573	7.5	3,426	4.4	8,245	2.0
	6月	11,689	▲ 10.5	9,055	▲ 12.2	429	0.7	2,079	▲ 9.3	8,362	▲ 1.9
	7月	10,869	3.0	11,286	8.6	740	1.5	2,263	12.1	9,471	4.6
	8月	8,404	▲ 11.5	9,302	▲ 5.0	478	▲ 8.8	2,043	▲ 3.4	9,371	▲ 0.8
	9月										
	10月										
	11月										
	12月										
令和7年	1月										
	2月										
	3月										

(注)各年度の()及び受給者実人員は月平均の数値。 ▲は減少を表す。

第7表 公共職業安定所別求職・求人・就職・充足状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

令和6年8月

所別		項目	月間有効 求職者数	新規求職 申込件数	月間有効 求人数	新規 求人数	就職 件数	充足数	有効 求人倍率	新規 求人倍率	就職率
県央	水戸	原数値	7,151	1,395	11,355	3,806	327	370	1.59	2.73	23.4
		前年同月比	▲ 3.3	▲ 10.3	▲ 7.5	▲ 10.2	▲ 20.6	▲ 16.5	▲ 0.07	0.01	▲ 3.0
	(笠間)	原数値	1,131	221	938	318	67	52	0.83	1.44	30.3
		前年同月比	0.0	▲ 10.9	1.6	▲ 3.6	▲ 8.2	▲ 5.5	0.01	0.11	0.9
	常陸大宮	原数値	1,480	276	1,669	617	80	72	1.13	2.24	29.0
		前年同月比	▲ 6.6	▲ 7.7	5.4	56.2	▲ 4.8	1.4	0.13	0.92	0.9
県央計		原数値	9,762	1,892	13,962	4,741	474	494	1.43	2.51	25.1
		前年同月比	▲ 3.4	▲ 10.0	▲ 5.6	▲ 4.4	▲ 16.7	▲ 13.2	▲ 0.03	0.15	▲ 2.0
県北	日立	原数値	2,285	418	2,542	926	104	93	1.11	2.22	24.9
		前年同月比	5.1	▲ 8.9	▲ 4.3	10.9	▲ 13.3	▲ 13.9	▲ 0.11	0.40	▲ 1.3
	高萩	原数値	1,213	238	977	470	53	41	0.81	1.97	22.3
		前年同月比	5.3	▲ 16.2	▲ 12.9	▲ 0.8	▲ 18.5	▲ 25.5	▲ 0.16	0.30	▲ 0.6
県北計		原数値	3,498	656	3,519	1,396	157	134	1.01	2.13	23.9
		前年同月比	5.1	▲ 11.7	▲ 6.9	6.6	▲ 15.1	▲ 17.8	▲ 0.13	0.37	▲ 1.0
県南	土浦	原数値	5,932	1,102	10,687	3,605	242	246	1.80	3.27	22.0
		前年同月比	0.7	0.4	▲ 5.1	0.4	▲ 4.0	▲ 16.3	▲ 0.11	0.00	▲ 1.0
	常総	原数値	2,355	460	3,018	1,058	90	81	1.28	2.30	19.6
		前年同月比	▲ 4.6	▲ 5.5	1.4	▲ 5.3	▲ 22.4	▲ 10.0	0.08	0.01	▲ 4.3
	石岡	原数値	1,511	284	1,777	606	75	65	1.18	2.13	26.4
		前年同月比	0.6	▲ 14.5	2.2	3.8	▲ 16.7	▲ 11.0	0.02	0.37	▲ 0.7
龍ヶ崎	原数値	3,917	746	3,278	986	144	121	0.84	1.32	19.3	
	前年同月比	▲ 1.7	7.6	▲ 3.4	▲ 14.9	▲ 2.0	▲ 1.6	▲ 0.01	▲ 0.35	▲ 1.9	
県南計		原数値	13,715	2,592	18,760	6,255	551	513	1.37	2.41	21.3
		前年同月比	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 3.2	▲ 3.0	▲ 8.9	▲ 11.6	▲ 0.03	▲ 0.06	▲ 1.9
県西	筑西	原数値	2,452	457	2,741	1,014	86	84	1.12	2.22	18.8
		前年同月比	0.9	▲ 3.4	▲ 19.2	▲ 4.2	▲ 33.3	▲ 43.2	▲ 0.28	▲ 0.02	▲ 8.5
	(下妻)	原数値	1,064	226	884	288	53	40	0.83	1.27	23.5
		前年同月比	5.2	5.1	▲ 14.8	▲ 7.1	▲ 15.9	2.6	▲ 0.20	▲ 0.17	▲ 5.9
古河	原数値	2,450	532	2,923	1,141	104	91	1.19	2.14	19.5	
	前年同月比	▲ 4.4	▲ 2.9	▲ 13.6	▲ 1.1	▲ 8.0	▲ 2.2	▲ 0.13	0.03	▲ 1.1	
県西計		原数値	5,966	1,215	6,548	2,443	243	215	1.10	2.01	20.0
		前年同月比	▲ 0.6	▲ 1.7	▲ 16.2	▲ 3.1	▲ 20.3	▲ 23.2	▲ 0.20	▲ 0.03	▲ 4.7
鹿行	常陸鹿嶋	原数値	2,761	565	3,273	1,123	121	120	1.19	1.99	21.4
		前年同月比	▲ 5.3	▲ 7.8	▲ 4.4	5.2	▲ 22.9	▲ 20.5	0.02	0.25	▲ 4.2
鹿行計		原数値	2,761	565	3,273	1,123	121	120	1.19	1.99	21.4
		前年同月比	▲ 5.3	▲ 7.8	▲ 4.4	5.2	▲ 22.9	▲ 20.5	0.02	0.25	▲ 4.2
合計		原数値	35,702	6,920	46,062	15,958	1,546	1,476	1.29	2.31	22.3
		前年同月比	▲ 1.4	▲ 5.3	▲ 6.3	▲ 2.2	▲ 15.1	▲ 15.3	▲ 0.07	0.08	▲ 2.6

地域別	項目	月間有効 求職者数	新規求職 申込件数	月間有効 求人数	新規 求人数	就職 件数	充足数	有効 求人倍率	新規 求人倍率	就職率
県央	前年同月比	▲ 3.4	▲ 10.0	▲ 5.6	▲ 4.4	▲ 16.7	▲ 13.2	▲ 0.03	0.15	▲ 2.0
	前月比	▲ 4.4	▲ 7.9	0.7	▲ 2.9	▲ 26.7	▲ 22.8	0.07	0.13	▲ 6.4
県北	前年同月比	5.1	▲ 11.7	▲ 6.9	6.6	▲ 15.1	▲ 17.8	▲ 0.13	0.37	▲ 1.0
	前月比	▲ 3.1	▲ 22.9	0.8	4.6	▲ 31.1	▲ 28.7	0.04	0.56	▲ 2.9
県南	前年同月比	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 3.2	▲ 3.0	▲ 8.9	▲ 11.6	▲ 0.03	▲ 0.06	▲ 1.9
	前月比	▲ 3.0	▲ 7.4	▲ 3.3	▲ 11.4	▲ 19.4	▲ 21.1	0.00	▲ 0.11	▲ 3.2
県西	前年同月比	▲ 0.6	▲ 1.7	▲ 16.2	▲ 3.1	▲ 20.3	▲ 23.2	▲ 0.20	▲ 0.03	▲ 4.7
	前月比	▲ 1.1	▲ 1.6	1.0	8.5	▲ 25.7	▲ 24.0	0.03	0.19	▲ 6.5
鹿行	前年同月比	▲ 5.3	▲ 7.8	▲ 4.4	5.2	▲ 22.9	▲ 20.5	0.02	0.25	▲ 4.2
	前月比	▲ 2.9	▲ 10.9	▲ 0.5	▲ 2.3	▲ 33.1	▲ 23.6	0.03	0.18	▲ 7.1
合計	前年同月比	▲ 1.4	▲ 5.3	▲ 6.3	▲ 2.2	▲ 15.1	▲ 15.3	▲ 0.07	0.08	▲ 2.6
	前月比	▲ 3.1	▲ 8.6	▲ 1.0	▲ 4.3	▲ 25.2	▲ 23.0	0.03	0.11	▲ 4.9

(注)1. ()は出張所。▲は減少を表す。求人倍率は前年同月及び前月との差。

2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。

一般職業紹介状況一覧表(令和6年8月分)

＜ 茨 城 県 ＞

＜季節調整値＞		8月	前月比(P)	当県の位置
1	有効求人倍率(倍)	1.31	0.00	全国16番目
2	新規求人倍率(倍)	2.17	0.06	全国27番目

＜新規＞		8月	前月比(%・P)	前年比(%・P)	備考
3	新規求職(件)	6,920	▲ 8.6	▲ 5.3	前年比2か月ぶりの減少
4	新規求人(人)	15,958	▲ 4.3	▲ 2.2	前年比4か月連続の減少
5	求人倍率(倍)	2.31	0.11	0.08	—

＜有効＞		8月	前月比(%・P)	前年比(%・P)	備考
6	有効求職(人)	35,702	▲ 3.1	▲ 1.4	前年比4か月ぶりの減少
7	有効求人(人)	46,062	▲ 1.0	▲ 6.3	前年比17か月連続の減少
8	求人倍率(倍)	1.29	0.03	▲ 0.07	—

＜雇用保険＞		8月	前月比(%)	前年比(%)	備考
9	受給資格決定件数(件)	2,043	▲ 9.7	▲ 3.4	前年比2か月ぶりの減少
10	受給者実人員(人)	9,371	▲ 1.1	▲ 0.8	前年比2か月ぶりの減少

注:()は単位

産業別新規求人状況			
主な産業	8月	前月比(%)	前年比(%)
全産業	15,958	▲ 4.3	▲ 2.2
建設業	1,372	9.8	5.6
製造業	1,919	▲ 12.0	▲ 17.1
情報通信業	325	30.5	20.8
運輸業, 郵便業	1,033	11.0	9.1
卸売業, 小売業	1,345	2.4	▲ 16.7
学術研究, 専門・技術サービス業	605	17.0	9.2
宿泊業, 飲食サービス業	519	▲ 29.9	▲ 23.7
生活関連サービス業, 娯楽業	590	▲ 12.1	▲ 11.4
教育, 学習支援業	213	▲ 8.6	17.7
医療, 福祉	4,755	▲ 0.8	9.0
サービス業	2,456	▲ 11.8	▲ 2.7

＜ 全 国 ＞

＜季節調整値＞		8月	前月比(P)
11	有効求人倍率(倍)	1.23	▲ 0.01
12	新規求人倍率(倍)	2.32	0.10

＜新規＞		8月	前月比(%・P)	前年比(%・P)
13	新規求職(件)	317,381	▲ 11.4	▲ 9.2
14	新規求人(人)	792,456	▲ 6.0	▲ 6.5
15	求人倍率(倍)	2.50	0.15	0.08

＜有効＞		8月	前月比(%・P)	前年比(%・P)
16	有効求職(人)	1,906,785	▲ 2.9	0.0
17	有効求人(人)	2,336,666	▲ 1.2	▲ 4.5
18	求人倍率(倍)	1.23	0.03	▲ 0.05

＜雇用保険＞		8月	前月比(%)	前年比(%)
19	受給資格決定件数(件)	99,766	▲ 11.5	▲ 9.7
20	受給者実人員(人)	471,568	▲ 3.1	▲ 2.7

産業別新規求人状況			
主な産業	8月	前月比(%)	前年比(%)
全産業	792,456	▲ 6.0	▲ 6.5
建設業	65,056	▲ 10.3	▲ 8.3
製造業	72,289	▲ 6.8	▲ 10.5
情報通信業	21,760	▲ 6.9	1.4
運輸業, 郵便業	44,081	▲ 8.5	▲ 5.4
卸売業, 小売業	104,555	1.4	▲ 3.6
学術研究, 専門・技術サービス業	20,813	▲ 11.1	▲ 8.3
宿泊業, 飲食サービス業	58,337	▲ 19.3	▲ 23.5
生活関連サービス業, 娯楽業	26,588	▲ 2.6	▲ 12.3
教育, 学習支援業	12,535	3.6	▲ 5.1
医療, 福祉	216,200	▲ 2.4	▲ 1.4
サービス業	107,274	▲ 7.8	▲ 4.6

(注) 1. 資料出所: 厚生労働省「職業安定業務統計」・「雇用保険業務統計」

2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。

【別添資料2】季節調整済有効求人倍率(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	年度計	備 考
1963	S38	0.71	0.74	0.77	0.90	0.89	0.98	1.07	1.26	1.20	1.28	1.16	1.34	1.02	1.19	オリンピック景気(S37年11月～38年10月)
1964	39	1.27	1.51	1.45	1.46	1.52	1.55	1.52	1.41	1.28	1.33	1.47	1.54	1.44	1.43	
1965	40	1.46	1.37	1.27	1.11	1.17	1.10	1.04	0.93	0.96	0.93	0.83	0.80	1.08	0.95	
1966	41	0.85	0.83	0.93	0.99	1.00	1.03	1.15	1.28	1.36	1.43	1.39	1.43	1.14	1.32	いざなぎ景気(S40年11月～45年7月)
1967	42	1.52	1.64	1.67	1.76	1.75	1.88	1.98	1.84	1.70	1.80	1.79	1.95	1.77	1.84	
1968	43	1.84	1.91	1.91	1.71	1.85	1.80	1.90	1.93	1.85	1.83	1.72	1.83	1.84	1.84	
1969	44	1.86	1.86	1.97	2.18	2.12	2.26	2.35	2.32	2.38	2.45	2.46	2.73	2.24	2.37	
1970	45	2.57	2.44	2.17	2.24	2.41	2.55	2.04	1.97	2.14	2.19	2.15	2.08	2.24	2.11	
1971	46	1.91	1.86	1.89	1.81	1.79	1.71	1.74	1.60	1.41	1.45	1.37	1.28	1.63	1.49	列島改造景気(S47年1月～48年11月) 第1次オイルショック(S48年11月)
1972	47	1.28	1.34	1.35	1.45	1.46	1.49	1.51	1.67	1.88	2.03	2.24	2.51	1.66	2.08	
1973	48	2.98	2.94	3.12	3.07	3.11	3.31	3.38	3.38	3.43	3.16	3.30	2.99	3.18	3.11	
1974	49	2.90	2.68	2.73	2.52	2.48	2.05	1.82	1.49	1.51	1.46	1.29	1.18	1.95	1.46	
1975	50	0.96	0.93	0.88	0.75	0.73	0.74	0.76	0.78	0.76	0.81	0.80	0.80	0.81	0.81	
1976	51	0.87	0.95	1.01	1.02	1.07	1.09	1.14	1.09	1.10	1.06	1.04	1.04	1.04	1.07	第2次オイルショック(S55年2月)
1977	52	1.07	1.05	1.04	1.03	0.99	0.92	0.92	0.88	0.93	0.88	0.84	0.85	0.95	0.89	
1978	53	0.83	0.80	0.82	0.86	0.89	0.92	0.91	0.97	0.98	0.95	0.98	1.01	0.91	0.96	
1979	54	1.05	1.03	1.04	1.09	1.14	1.18	1.27	1.23	1.27	1.30	1.30	1.25	1.18	1.24	
1980	55	1.23	1.25	1.30	1.22	1.28	1.18	1.07	1.02	1.05	1.12	1.02	1.03	1.14	1.07	
1981	56	0.98	0.96	0.94	0.96	0.99	1.01	1.12	1.05	1.03	1.01	1.02	1.01	1.01	1.01	半導体景気(S58年3月～60年6月) 円高不況(S60年7月～61年11月)
1982	57	1.03	0.99	0.97	0.91	0.89	0.92	0.91	0.89	0.88	0.89	0.88	0.90	0.92	0.89	
1983	58	0.89	0.88	0.83	0.87	0.85	0.83	0.88	0.92	0.97	0.96	0.97	0.97	0.90	0.94	
1984	59	0.98	1.02	1.05	1.06	1.06	1.05	1.06	1.08	1.11	1.10	1.06	1.10	1.06	1.09	
1985	60	1.14	1.17	1.13	1.14	1.14	1.15	1.05	1.06	1.04	1.04	1.00	0.98	1.09	1.03	
1986	61	0.96	0.94	0.91	0.91	0.85	0.82	0.80	0.83	0.84	0.84	0.85	0.88	0.87	0.86	ブラザ合意(S60年9月) バブル景気(S61年12月～H3年2月)
1987	62	0.89	0.91	0.93	0.90	0.92	0.95	1.02	1.07	1.11	1.20	1.21	1.27	1.03	1.13	
1988	63	1.31	1.31	1.35	1.44	1.52	1.57	1.57	1.54	1.58	1.61	1.62	1.60	1.50	1.58	
1989	H元	1.63	1.64	1.66	1.70	1.77	1.77	1.78	1.86	1.80	1.83	1.89	1.93	1.77	1.86	
1990	2	1.96	2.05	2.05	2.09	2.09	2.15	2.19	2.17	2.14	2.15	2.21	2.20	2.12	2.16	
1991	3	2.21	2.19	2.20	2.20	2.17	2.22	2.17	2.12	2.00	2.00	1.94	1.95	2.11	2.00	バブル崩壊(H3年2月) 第1次平成不況(H5年10月) 阪神淡路大震災(H7年1月)
1992	4	1.87	1.76	1.70	1.62	1.59	1.53	1.48	1.45	1.40	1.37	1.31	1.25	1.52	1.36	
1993	5	1.20	1.14	1.10	1.04	1.00	0.95	0.93	0.87	0.85	0.81	0.78	0.75	0.94	0.84	
1994	6	0.74	0.72	0.74	0.74	0.74	0.74	0.72	0.71	0.72	0.72	0.69	0.66	0.65	0.71	
1995	7	0.68	0.69	0.72	0.70	0.69	0.68	0.66	0.67	0.68	0.70	0.69	0.74	0.69	0.70	
1996	8	0.72	0.72	0.71	0.72	0.73	0.73	0.74	0.75	0.76	0.79	0.81	0.80	0.75	0.78	震災景気、さざ波景気(H9年5月) 第2次平成不況、デフレ不況(H11年1月) IT景気(H12年11月)
1997	9	0.82	0.83	0.84	0.82	0.81	0.87	0.85	0.83	0.80	0.80	0.78	0.75	0.82	0.78	
1998	10	0.71	0.68	0.67	0.67	0.65	0.64	0.62	0.61	0.60	0.58	0.57	0.57	0.63	0.60	
1999	11	0.56	0.54	0.55	0.52	0.52	0.51	0.53	0.53	0.53	0.53	0.54	0.56	0.53	0.54	
2000	12	0.56	0.58	0.59	0.61	0.62	0.64	0.64	0.67	0.70	0.72	0.72	0.73	0.65	0.68	
2001	13	0.72	0.72	0.70	0.69	0.68	0.67	0.66	0.63	0.59	0.56	0.52	0.51	0.63	0.58	第3次平成不況、IT不況(H14年1月)
2002	14	0.50	0.50	0.52	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.52	0.53	0.54	0.52	0.52	
2003	15	0.55	0.55	0.54	0.56	0.56	0.58	0.59	0.61	0.63	0.65	0.67	0.70	0.60	0.64	
2004	16	0.71	0.72	0.72	0.72	0.71	0.74	0.76	0.81	0.83	0.85	0.87	0.87	0.77	0.81	
2005	17	0.86	0.87	0.89	0.91	0.88	0.86	0.86	0.86	0.85	0.87	0.85	0.87	0.87	0.88	
2006	18	0.90	0.90	0.92	0.91	0.91	0.93	0.94	0.94	0.95	0.95	0.97	0.99	0.94	0.96	いざのみ景気(H20年2月) サブプライム不況(H21年3月)
2007	19	0.99	0.99	0.99	1.03	1.04	1.03	1.00	0.98	0.98	0.92	0.93	0.92	0.98	0.97	
2008	20	0.93	0.92	0.94	0.95	0.96	0.92	0.91	0.88	0.84	0.79	0.75	0.71	0.87	0.76	
2009	21	0.61	0.54	0.49	0.46	0.43	0.40	0.39	0.38	0.38	0.39	0.38	0.38	0.43	0.40	
2010	22	0.40	0.41	0.44	0.44	0.45	0.47	0.48	0.50	0.52	0.53	0.55	0.56	0.48	0.52	
2011	23	0.58	0.60	0.60	0.61	0.61	0.62	0.64	0.67	0.68	0.72	0.74	0.74	0.65	0.69	東日本大震災(H23年3月)
2012	24	0.74	0.76	0.77	0.80	0.82	0.82	0.82	0.81	0.81	0.79	0.79	0.78	0.79	0.80	
2013	25	0.78	0.79	0.79	0.77	0.77	0.78	0.80	0.83	0.85	0.87	0.90	0.93	0.82	0.87	
2014	26	0.95	0.98	1.01	1.04	1.05	1.05	1.05	1.07	1.08	1.09	1.10	1.12	1.05	1.08	
2015	27	1.10	1.10	1.11	1.12	1.10	1.12	1.14	1.16	1.16	1.17	1.16	1.17	1.13	1.16	
2016	28	1.20	1.19	1.21	1.21	1.22	1.26	1.26	1.26	1.27	1.28	1.29	1.29	1.24	1.28	熊本地震(H28年4月) 台風19号(R元年10月) 新型コロナウイルス感染拡大(R2年4月～)
2017	29	1.33	1.34	1.37	1.41	1.45	1.46	1.47	1.49	1.49	1.51	1.51	1.54	1.45	1.50	
2018	30	1.55	1.55	1.61	1.61	1.61	1.60	1.61	1.61	1.65	1.62	1.60	1.63	1.60	1.62	
2019	R元	1.63	1.63	1.62	1.59	1.63	1.64	1.61	1.63	1.60	1.63	1.61	1.61	1.62	1.58	
2020	2	1.55	1.50	1.47	1.40	1.38	1.31	1.25	1.20	1.20	1.21	1.22	1.23	1.33	1.27	
2021	3	1.26	1.29	1.30	1.32	1.33	1.40	1.39	1.39	1.36	1.36	1.37	1.36	1.35	1.38	能登半島地震(R6年1月)
2022	4	1.38	1.41	1.43	1.46	1.48	1.52	1.51	1.51	1.48	1.48	1.50	1.51	1.47	1.49	
2023	5	1.49	1.49	1.45	1.43	1.41	1.40	1.39	1.38	1.39	1.39	1.36	1.34	1.41	1.37	
2024	6	1.31	1.33	1.35	1.38	1.36	1.34	1.31	1.31							

(注)1. 季節調整法はセンサス局法II(X-12-ARIMA)による。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. 令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂となった有効求人倍率は下線で示している。

3. 令和3年9月分からは、ハローワーク利用登録者及びオンライン登録者による件数を用いて算出している。

4. 年計及び年度計は実数値。

令和6年8月分 都道府県別有効求人倍率(季節調整値)

都道府県	有効求人倍率	対前月差
北海道	0.96	0.00
青森	1.12	0.00
岩手	1.21	0.02
宮城	1.22	0.00
秋田	1.24	0.00
山形	1.37	0.07
福島	1.24	▲ 0.01
茨城	1.31	0.00
栃木	1.14	▲ 0.01
群馬	1.32	0.01
埼玉	1.01	0.00
千葉	0.98	0.00
東京	1.76	▲ 0.08
神奈川	0.91	▲ 0.02
新潟	1.44	0.04
富山	1.37	▲ 0.01
石川	1.49	0.02
福井	1.75	0.07
山梨	1.28	0.01
長野	1.30	▲ 0.01
岐阜	1.51	0.01
静岡	1.12	0.03
愛知	1.26	0.00
三重	1.16	0.00
滋賀	1.00	0.02
京都	1.21	0.01
大阪	1.17	▲ 0.01
兵庫	1.02	0.01
奈良	1.14	0.03
和歌山	1.14	0.01
鳥取	1.22	▲ 0.03
島根	1.43	▲ 0.01
岡山	1.42	0.01
広島	1.42	▲ 0.01
山口	1.51	0.04
徳島	1.13	0.01
香川	1.44	0.01
愛媛	1.34	0.01
高知	1.10	0.02
福岡	1.18	0.05
佐賀	1.31	0.05
長崎	1.19	0.00
熊本	1.23	0.01
大分	1.35	0.04
宮崎	1.31	0.02
鹿児島	1.14	0.01
沖縄	0.99	0.02

順位	都道府県	有効求人倍率
1	東京	1.76
2	福井	1.75
3	岐阜	1.51
3	山口	1.51
5	石川	1.49
6	新潟	1.44
6	香川	1.44
8	島根	1.43
9	岡山	1.42
9	広島	1.42
11	山形	1.37
11	富山	1.37
13	大分	1.35
14	愛媛	1.34
15	群馬	1.32
16	茨城	1.31
16	佐賀	1.31
16	宮崎	1.31
19	長野	1.30
20	山梨	1.28
21	愛知	1.26
22	秋田	1.24
22	福島	1.24
24	熊本	1.23
25	宮城	1.22
25	鳥取	1.22
27	岩手	1.21
27	京都	1.21
29	長崎	1.19
30	福岡	1.18
31	大阪	1.17
32	三重	1.16
33	栃木	1.14
33	奈良	1.14
33	和歌山	1.14
33	鹿児島	1.14
37	徳島	1.13
38	青森	1.12
38	静岡	1.12
40	高知	1.10
41	兵庫	1.02
42	埼玉	1.01
43	滋賀	1.00
44	沖縄	0.99
45	千葉	0.98
46	北海道	0.96
47	神奈川	0.91

地域別	有効求人倍率	対前月差
北海道	0.96	0.00
東北	1.23	0.01
南関東	1.31	-0.04
北関東・甲信	1.27	0.00
北陸	1.48	0.03
東海	1.24	0.00
近畿	1.12	-0.01
中国	1.42	0.00
四国	1.27	0.01
九州	1.19	0.03

茨城県各種指標

区分	県内総生産		鉱工業生産指数		鉱工業生産者出荷指数		倒産件数		有効求人 倍率	消費者物価指数		毎月勤労統計調査					区分
	名目	前年比	2020年=100	前期比	2020年=100	前期比	件数	対前年同月 増減率		令和2年=100	前年同月比	現金給与総額			きまって支給する給与額		
	(百万円)	(%)		(%)		(%)	(件)	(%)	(%)		実数	名目賃金指数 2020年=100	実質賃金指数 2020年=100	実数	名目賃金指数 2020年=100		
2020年	13,742,697	△ 2.1	100	△ 11.1	100	△ 10.8	118	△ 7.8	1.33	100.0	△ 0.1	320,476	100.0	100.0	263,256	100.0	2020年
2021年	14,544,461	5.8	116	16.0	110.4	10.4	104	△ 18.8	1.35	99.8	△ 0.2	322,721	100.7	100.9	265,849	101.0	2021年
2022年	14,669,628	0.9	123.5	6.5	111.5	1.0	121	△ 5.5	1.47	102.3	2.4	317,359	99.0	96.5	262,486	99.7	2022年
2023年	15,254,124	4.0	120.4	△ 2.5	110.8	△ 0.6	135	14.4	1.41	105.8	3.4	323,140	100.8	94.6	266,072	101.1	2023年
2022年1月	3,565,900	0.4	122.6	0.8	111.8	△ 0.4	9	△ 18.2	1.38	100.0	0.2	274,519	85.7	85.7	260,878	99.1	2022年1月
2月			119.1	△ 2.9	109.9	△ 1.7	7	△ 30.0	1.41	100.4	0.6	265,356	82.8	82.4	260,428	98.9	2月
3月	3,515,779	△ 2.8	123.8	3.9	110.8	0.8	12	9.1	1.43	101.2	1.3	276,656	86.3	85.1	265,442	100.8	3月
4月			121.8	△ 1.6	111.4	0.5	7	40.0	1.46	101.5	2.5	274,643	85.7	84.3	265,114	100.7	4月
5月	3,573,706	0.0	129.0	5.9	112.4	0.9	7	△ 50.0	1.48	101.8	2.2	273,011	85.2	83.5	260,449	98.9	5月
6月			124.5	△ 3.5	112.1	△ 0.3	9	50.0	1.52	101.7	1.9	445,087	138.9	136.3	263,114	99.9	6月
7月	3,849,694	1.6	118.2	△ 5.1	108.1	△ 3.6	14	75.0	1.51	102.5	2.6	355,308	110.9	107.8	263,562	100.1	7月
8月			125.3	6.0	113.5	5.0	14	75.0	1.51	102.9	2.8	269,630	84.1	81.4	259,854	98.7	8月
9月	3,849,694	1.6	123.3	△ 1.6	114.6	1.0	13	116.7	1.48	103.1	3.0	267,217	83.4	80.6	262,267	99.6	9月
10月			131.2	6.4	113.9	△ 0.6	13	225.0	1.48	103.9	3.8	265,501	82.8	79.4	264,107	100.3	10月
11月	3,730,449	4.6	124.6	△ 5.0	112.6	△ 1.1	13	18.2	1.50	104.0	4.0	282,596	88.2	84.4	263,047	99.9	11月
12月			120.7	△ 3.1	110.2	△ 2.1	3	△ 70.0	1.51	104.5	4.5	558,787	174.4	166.1	261,566	99.4	12月
2023年1月	3,730,449	4.6	116.6	△ 3.4	106.1	△ 3.7	10	11.1	1.49	105.3	5.3	269,486	84.1	79.3	260,332	98.9	2023年1月
2月			121.0	3.8	111.2	4.8	9	28.6	1.49	104.7	4.3	265,395	82.8	78.6	260,883	99.1	2月
3月	3,791,847	7.9	125.4	3.6	112.7	1.3	11	△ 8.3	1.45	104.8	3.5	282,064	88.0	83.5	264,736	100.6	3月
4月			132.0	5.3	113.5	0.7	10	42.9	1.43	105.4	3.8	276,563	86.3	81.3	270,626	102.8	4月
5月	3,787,378	6.0	121.1	△ 8.3	112.5	△ 0.9	14	100.0	1.41	105.3	3.5	287,384	89.7	84.5	266,365	101.2	5月
6月			123.7	2.1	114.0	1.3	14	55.6	1.40	105.5	3.8	471,511	147.1	138.5	271,135	103.0	6月
7月	3,964,180	3.0	121.5	△ 1.8	111.4	△ 2.3	18	28.6	1.39	105.5	3.0	359,908	112.3	105.7	266,318	101.2	7月
8月			121.0	△ 0.4	112.6	1.1	12	△ 14.3	1.38	106.0	3.0	272,632	85.1	79.7	266,527	101.2	8月
9月	3,710,719	△ 0.5	116.5	△ 3.7	109.8	△ 2.5	9	△ 30.8	1.39	106.2	2.9	271,022	84.6	79.1	265,818	101.0	9月
10月			120.7	3.6	110.7	0.8	16	23.1	1.39	107.1	3.1	268,732	83.9	77.7	264,690	100.5	10月
11月	3,710,719	△ 0.5	112.9	△ 6.5	106.8	△ 3.5	5	△ 61.5	1.36	106.5	2.3	288,232	89.9	83.9	269,736	102.5	11月
12月			114.3	1.2	109.2	2.2	7	133.3	1.34	106.8	2.3	564,749	176.2	163.8	265,693	100.9	12月
2024年1月	3,710,719	△ 0.5	103.6	△ 9.4	98.4	△ 9.9	7	△ 30.0	1.31	106.9	1.5	265,813	82.9	77.0	258,620	98.2	2024年1月
2月			107.7	4.0	101.0	2.6	14	55.6	1.33	106.6	1.8	271,786	84.8	79.0	267,760	101.7	2月
3月			106.8	△ 0.8	104.5	3.5	14	27.3	1.35	106.9	2.0	285,297	89.0	82.6	271,408	103.1	3月
4月			105.7	△ 1.0	101.2	△ 3.2	4	△ 60.0	1.38	107.6	2.1	277,141	86.5	79.7	270,653	102.8	4月
5月			108.7	2.8	103.4	2.2	21	50.0	1.36	107.9	2.4	283,366	88.4	81.1	268,605	102.0	5月
6月			102.5	△ 5.7	100.1	△ 3.2	15	7.1	1.34	107.9	2.2	482,812	150.7	138.4	272,316	103.4	6月
7月			106.4	3.8	102.5	2.4	11	△ 38.9	1.31	108.2	2.5						7月
資料出所	茨城県県内総生産		茨城県企画部統計課				東京商工リサーチ		茨城労働局 職業安定部	茨城県企画部統計課					資料出所		
	四半期速報 県内総生産(支出側,名目原系列) ※年度値		茨城県鉱工業指数				全国企業倒産状況 (負債総額1千万以上)		最近の雇用情勢 有効求人倍率 (季節調整値)	水戸市消費者物価指数		毎月勤労統計調査地方調査月報(規模5人以上) 指数は、2020年=100とする					

全国各種指標

区分	国内総生産		鉱工業生産指数		鉱工業生産者出荷指数		倒産件数		有効求人倍率	消費者物価指数		毎月勤労統計調査					区分
	名目 (10億円)	対前年増減率 (%)	2020年=100	対前年増減率 (%)	2020年=100	対前年増減率 (%)	件数 (件)	前年同月比 (%)		2020年=100	前年同月比 (%)	現金給与総額			きまって支給する給与額		
												実数	名目賃金指数 2020年=100	実質賃金指数 2020年=100	実数	名目賃金指数 2020年=100	
2020年	538,825.8	△ 3.2	100.0	△ 11.6	100.0	△ 12.0	7,773	△ 7.3	1.18	100.0	0.0	318,405	100.0	100.0	262,325	100.0	2020年
2021年	554,834.2	3.0	105.4	5.4	104.4	4.4	6,030	△ 22.4	1.13	99.8	△ 0.2	319,461	100.3	100.6	263,739	100.5	2021年
2022年	568,649.4	5.5	105.3	5.3	103.9	3.9	6,428	6.6	1.28	102.3	2.5	325,817	102.3	99.6	267,461	101.9	2022年
2023年	596,458.8	7.5	103.9	△ 1.5	103.2	△ 1.2	8,690	35.2	1.31	105.6	3.2	329,777	103.5	97.1	270,229	103.0	2023年
2022年1月	138,613.8	1.2	104.6	△ 1.8	103.4	△ 2.9	452	△ 4.6	1.20	100.3	0.5	274,822	86.3	86.0	263,571	100.5	2022年1月
2月			106.0	0.1	104.0	△ 1.9	459	2.9	1.21	100.7	0.9	268,898	84.5	83.8	264,024	100.6	2月
3月			105.7	△ 0.8	104.7	△ 1.9	593	△ 6.5	1.23	101.1	1.2	288,709	90.7	89.5	267,598	102.0	3月
4月	138,408.7	1.4	105.3	△ 3.5	105.0	△ 3.4	486	1.9	1.24	101.5	2.5	282,437	88.7	87.1	270,840	103.2	4月
5月			100.7	△ 4.1	101.0	△ 4.8	524	11.0	1.25	101.8	2.5	277,026	87.0	85.2	266,086	101.4	5月
6月			105.7	△ 3.3	104.2	△ 3.5	546	0.9	1.27	101.8	2.4	451,763	141.9	139.0	268,411	102.3	6月
7月	136,213.2	1.4	106.3	△ 1.1	104.9	△ 1.5	494	3.8	1.29	102.3	2.6	376,028	118.1	115.0	268,185	102.2	7月
8月			107.8	4.0	105.7	3.9	492	5.6	1.31	102.7	3.0	279,346	87.8	85.1	266,004	101.4	8月
9月			107.3	8.5	105.0	9.2	599	18.6	1.32	103.1	3.0	276,113	86.7	83.7	267,896	102.1	9月
10月	148,515.6	2.1	105.5	4.1	104.4	5.6	596	13.5	1.33	103.7	3.7	275,195	86.4	82.8	268,796	102.5	10月
11月			105.5	△ 1.5	104.0	△ 1.1	581	13.9	1.35	103.9	3.8	288,071	90.5	86.5	269,215	102.6	11月
12月			104.9	△ 0.5	102.8	△ 1.5	606	20.2	1.35	104.1	4.0	567,916	178.4	170.1	268,844	102.5	12月
2023年1月	145,512.0	5.0	101.1	△ 3.5	99.9	△ 3.5	570	26.1	1.35	104.7	4.3	276,984	87.0	82.5	265,874	101.4	2023年1月
2月			104.5	△ 1.5	103.8	△ 0.2	577	25.7	1.34	104.0	3.3	271,143	85.2	81.4	266,160	101.5	2月
3月			104.9	△ 0.8	104.3	△ 0.4	809	36.4	1.32	104.4	3.2	292,546	91.9	87.4	268,979	102.5	3月
4月	146,402.9	5.8	105.2	△ 0.1	103.8	△ 1.2	610	25.5	1.32	105.1	3.5	284,595	89.4	84.3	272,918	104.0	4月
5月			104.1	3.4	103.5	2.5	706	34.7	1.32	105.1	3.2	284,998	89.5	84.4	270,132	103.0	5月
6月			105.0	△ 0.7	104.3	0.1	770	41.0	1.31	105.2	3.3	461,811	145.1	136.8	271,968	103.7	6月
7月	145,216.5	6.6	103.5	△ 2.8	102.9	△ 2.0	758	53.4	1.30	105.7	3.3	380,063	119.4	111.9	271,540	103.5	7月
8月			103.1	△ 4.7	102.7	△ 3.0	760	54.5	1.30	105.9	3.2	281,714	88.5	82.7	269,215	102.6	8月
9月			103.2	△ 4.1	103.3	△ 1.7	720	20.2	1.29	106.2	3.0	277,700	87.2	81.3	270,192	103.0	9月
10月	155,716.9	4.8	104.4	△ 1.1	103.6	△ 0.8	793	33.1	1.29	107.1	3.3	279,232	87.7	80.9	271,955	103.7	10月
11月			103.8	△ 1.7	102.8	△ 1.2	807	38.9	1.27	106.9	2.8	289,905	91.1	84.3	271,785	103.6	11月
12月			105.0	0.1	104.4	1.6	810	33.7	1.27	106.8	2.6	572,315	179.8	166.5	271,904	103.7	12月
2024年1月	149,122.6	2.5	98.0	△ 3.1	96.6	△ 3.3	701	23.0	1.27	106.9	2.2	287,563	90.3	83.5	274,770	104.7	2024年1月
2月			97.4	△ 7.1	95.9	△ 7.9	712	23.4	1.26	106.9	2.8	281,087	88.3	81.7	276,230	105.3	2月
3月			101.7	△ 3.2	100.4	△ 3.9	906	12.0	1.28	107.2	2.7	302,060	94.9	87.5	279,231	106.4	3月
4月	149,522.8	2.1	100.8	△ 4.4	100.0	△ 3.8	783	28.4	1.26	107.7	2.5	295,709	92.9	85.2	283,316	108.0	4月
5月			104.4	0.3	103.9	0.4	1,009	42.9	1.24	107.1	2.8	297,162	93.4	85.3	281,665	107.4	5月
6月			100.0	△ 5.0	99.0	△ 5.3	820	6.5	1.23	108.2	2.8	498,887	156.7	143.0	283,880	108.2	6月
7月			103.1	△ 0.4	101.7	△ 1.2	953	25.7	1.24	108.6	2.8	403,090	126.6	115.0	283,858	108.2	7月
資料出所	内閣府(経済社会総合研究所)		経済産業省				東京商工リサーチ		厚生労働省 職業安定局	総務省統計局	厚生労働省政策統括官					資料出所	
	四半期別GDP速報 国内総生産(支出側名目原系列) ※年度値		鉱工業指数(IIP)				全国企業倒産状況 (負債総額1千万以上)		一般職業紹介状況 有効求人倍率 (季節調整値)	消費者物価指数(CPI)結果 2020年=100		毎月勤労統計調査(規模5人以上) 指数は2020年=100					

報道関係者 各位

令和6年8月2日

【照会先】

政策統括官付 労使関係担当参事官室

参事官 大塚 弘満

室長補佐 渡辺 剛史

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7766)

(直通電話) 03(3502)6735

**令和6年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を公表します
～賃上げ額 (17,415 円)、賃上げ率 (5.33%) はいずれも昨年を大きく上回った～**

厚生労働省では、労使交渉の実情を把握するため、民間主要企業の春季賃上げ要求・妥結状況を毎年、集計しています。

このたび、令和6年の集計結果を以下のとおりまとめましたので、お知らせします。

【集計対象】

妥結額（妥結上明らかにされた額）などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業348社。

【集計概要】

平均妥結額は17,415円で、前年（11,245円）に比べ6,170円の増。

また、現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は5.33%で、前年（3.60%）に比べ1.73ポイントの増。

賃上げ額、賃上げ率はともに昨年を大きく上回った。

(第1表・第2表)

第1表 令和6年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

産 業	集 計 企業数	平 均 年 齢	現 行 ベ ー ス	要 求 額	妥 結 額	賃 上 げ 率	(参考) 令和5年		
							社 数	妥 結 額	賃 上 げ 率
	社	歳	円	円	円	%	社	円	%
1 建 設	26	35.9	362,950	21,590	21,548	5.94%	26	11,913	3.36%
2 食 料 品 ・ た ば こ	18	38.9	336,844	17,809	18,057	5.36%	26	8,614	2.73%
3 織 維	19	40.8	326,296	19,340	18,235	5.59%	12	15,027	4.62%
4 紙 ・ パ ル プ	6	42.2	306,294	14,827	13,439	4.39%	5	5,201	1.73%
5 化 学	38	38.5	347,422	19,673	18,416	5.30%	38	13,929	4.07%
6 ゴ ム 製 品	11	40.0	306,182	15,733	15,776	5.15%	9	9,161	3.03%
7 窯 業	5	39.4	320,558	18,485	18,426	5.75%	8	10,470	3.57%
8 鉄 鋼	10	36.2	296,926	35,236	37,090	12.49%	11	8,062	2.72%
9 非 鉄 金 属	10	39.6	308,480	19,888	17,961	5.82%	10	11,325	3.71%
10 機 械	24	39.2	331,349	21,640	21,385	6.45%	27	13,593	4.33%
11 電 気 機 器	22	41.0	345,918	20,027	18,391	5.32%	16	13,424	4.17%
12 造 船	7	38.9	353,170	23,709	23,057	6.53%	8	18,144	5.37%
13 精 密 機 器	5	40.3	347,468	21,391	17,582	5.06%	5	17,070	4.92%
14 自 動 車	46	40.0	335,609	16,812	16,189	4.82%	46	12,225	3.83%
15 そ の 他 製 造	8	40.9	322,017	17,287	15,804	4.91%	8	9,392	3.09%
16 電 力 ・ ガ ス	11	39.3	289,064	15,581	12,841	4.44%	11	2,410	0.84%
17 運 輸	12	41.8	302,439	13,744	9,829	3.25%	7	8,097	2.72%
18 卸 ・ 小 売	51	39.6	309,899	18,156	16,192	5.22%	70	11,166	3.83%
19 金 融 ・ 保 険	4	38.3	343,821	17,992	15,756	4.58%	3	13,092	4.15%
20 サ ー ビ ス	15	40.6	306,222	19,523	17,739	5.79%	18	11,692	3.88%
平 均 ※集計企業数、 社数は総数	348	39.9	326,724	18,767	17,415	5.33%	364	11,245	3.60%

(注)

1. 本年の集計対象企業は、妥結額（妥結上明らかにされた額）などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業348社である。ただし、要求額については、具体的な要求額が把握できた332社について算出している。なお、数値は、各企業の組合員数による加重平均である。
2. 妥結額は、原則として定期昇給込みの賃上げ額を用いたが、一部に年齢ポイント（30歳、35歳など）での妥結額を含んでいる。

第2表 民間主要企業における春季賃上げ状況の推移

年	現行ベース (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	分散係数	年	現行ベース (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	分散係数
昭和					6	291,694	9,118	3.13	0.12
40	29,635	3,150	10.6	0.16	7	296,006	8,376	2.83	0.10
41	32,095	3,403	10.6	0.12	8	305,066	8,712	2.86	0.10
42	35,037	4,371	12.5	0.07	9	308,106	8,927	2.90	0.11
43	38,800	5,296	13.6	0.07	10	312,914	8,323	2.66	0.12
44	43,339	6,865	15.8	0.07	11	316,745	7,005	2.21	0.15
45	49,503	9,166	18.5	0.06	12	315,347	6,499	2.06	0.14
46	57,459	9,727	16.9	0.07	13	315,359	6,328	2.01	0.15
47	66,243	10,138	15.3	0.08	14	316,399	5,265	1.66	0.15
48	75,446	15,159	20.1	0.05	15	321,308	5,233	1.63	0.16
49	88,209	28,981	32.9	0.07	16	319,788	5,348	1.67	0.18
50	116,783	15,279	13.1	0.16	17	316,940	5,422	1.71	0.16
51	131,349	11,596	8.8	0.10	18	316,723	5,661	1.79	0.18
52	143,109	12,536	8.8	0.07	19	314,910	5,890	1.87	0.14
53	156,615	9,218	5.9	0.20	20	308,948	6,149	1.99	0.13
54	166,026	9,959	6.0	0.10	21	307,991	5,630	1.83	0.16
55	173,320	11,679	6.74	0.06	22	303,151	5,516	1.82	0.17
56	182,690	14,037	7.68	0.06	23	303,453	5,555	1.83	0.17
57	194,154	13,613	7.01	0.06	24	303,238	5,400	1.78	0.18
58	203,655	8,964	4.40	0.15	25	304,330	5,478	1.80	0.17
59	209,617	9,354	4.46	0.12	26	306,469	6,711	2.19	0.18
60	215,998	10,871	5.03	0.09	27	309,431	7,367	2.38	0.22
61	222,869	10,146	4.55	0.14	28	310,671	6,639	2.14	0.20
62	232,118	8,275	3.56	0.18	29	311,022	6,570	2.11	0.19
63	238,409	10,573	4.43	0.12	30	311,183	7,033	2.26	0.20
平成					令和				
元	246,549	12,747	5.17	0.11	元	311,255	6,790	2.18	0.19
2	252,752	15,026	5.94	0.08	2	315,051	6,286	2.00	0.20
3	264,082	14,911	5.65	0.08	3	314,357	5,854	1.86	0.20
4	276,275	13,662	4.95	0.11	4	313,728	6,898	2.20	0.22
5	284,444	11,077	3.89	0.12	5	312,640	11,245	3.60	0.30
					6	326,724	17,415	5.33	0.21

(注)

1. 平成15年までの主要企業の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業である。(昭和54年以前は単純平均、昭和55年以降は加重平均。)

平成16年以降の集計対象は、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業である。

(加重平均)

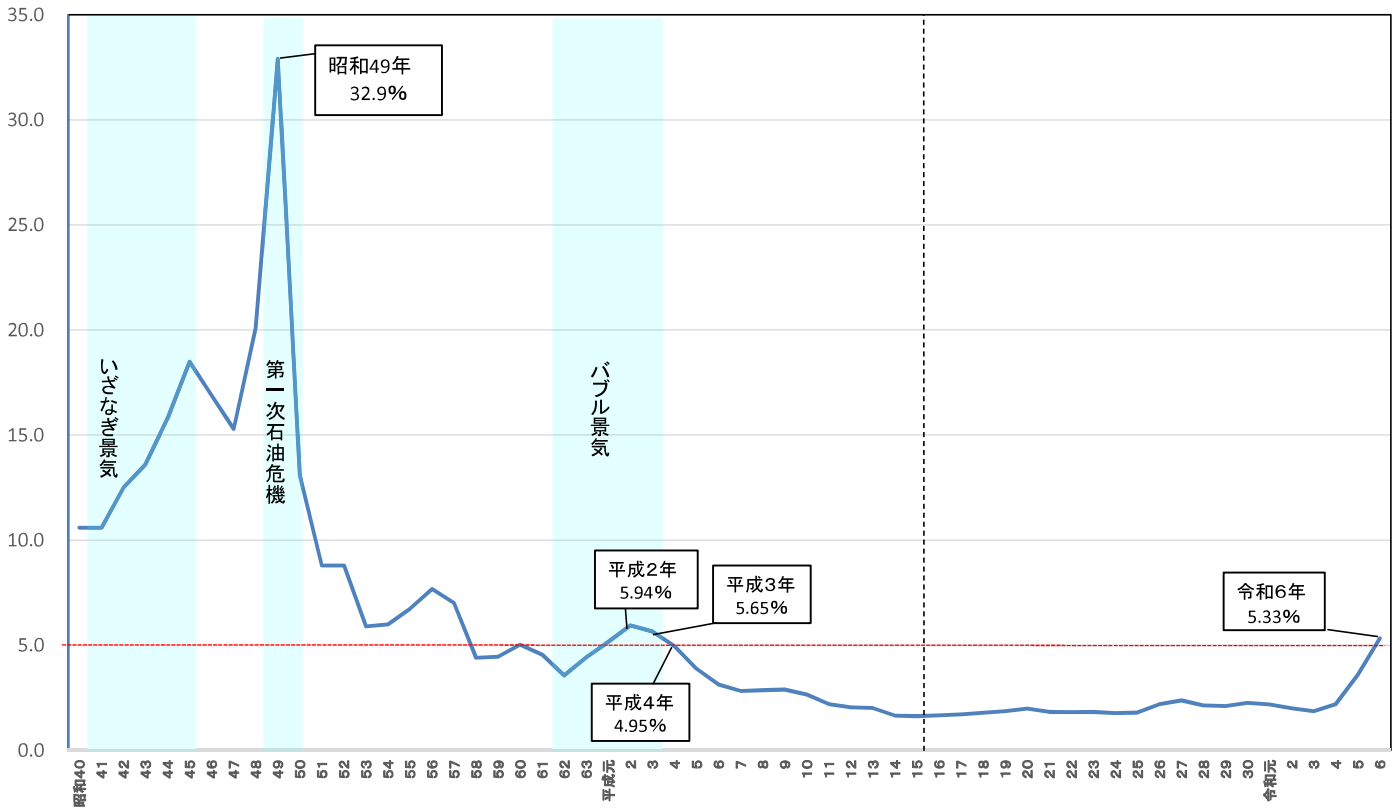
2. 分散係数は、妥結額の四分位分散係数で、次の式により計算した。

なお、四分位分散係数は、妥結額の企業間のばらつきが大きいほど、その値は大きくなり、ばらつきが小さいほど値は小さくなる。

$$\text{四分位分散係数} = \frac{\text{第3四分位数} - \text{第1四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

第2表・参考 厚生労働省 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況 賃上げ率の推移(%)

集計対象が異なるため厳密な比較は出来ないものの、令和6年の賃上げ率は、平成3年(1991年)の5.65%に次ぐ水準となり、33年ぶりの高水準となった。



(注) 平成15年までの主要企業の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業である。(昭和54年以前は単純平均、昭和55年以降は加重平均。)
平成16年以降の集計対象は、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業である。(加重平均)

第3表 令和6年春季賃上げ交渉における要求提出時期別企業数

要 求 提出時期		令和6年				令和5年(参考)			
		要求提出企業数		累 計		要求提出企業数		累 計	
		社	(%)	社	(%)	社	(%)	社	(%)
2 月	上旬以前	38	11.4%	38	11.4%	30	8.7%	30	8.7%
	中 旬	172	51.7%	210	63.1%	133	38.7%	163	47.4%
	下 旬	66	19.8%	276	82.9%	119	34.6%	282	82.0%
3 月	上 旬	24	7.2%	300	90.1%	36	10.5%	318	92.4%
	中 旬	14	4.2%	314	94.3%	8	2.3%	326	94.8%
	下 旬	8	2.4%	322	96.7%	10	2.9%	336	97.7%
4 月	上 旬	4	1.2%	326	97.9%	3	0.9%	339	98.5%
	中 旬	3	0.9%	329	98.8%	2	0.6%	341	99.1%
	下 旬	3	0.9%	332	99.7%	2	0.6%	343	99.7%
5 月	上 旬	1	0.3%	333	100.0%	0	0.0%	343	99.7%
	中旬以降	0	0.0%	333	100.0%	1	0.3%	344	100.0%
計		333	100.0%	333	100.0%	344	100.0%	344	100.0%

(注) 1. (%)は構成比。

2. 令和6年の集計対象企業348社のうち、15社は要求提出時期を把握できなかったため、本表の集計からは除外している。

第4表 令和6年春季賃上げ交渉における妥結時期別企業数

妥結時期		令和6年				令和5年(参考)			
		妥結企業数		累 計		妥結企業数		累 計	
		社	(%)	社	(%)	社	(%)	社	(%)
3 月	上旬以前	29	9.1%	29	9.1%	17	4.8%	17	4.8%
	中 旬	179	56.1%	208	65.2%	187	52.7%	204	57.5%
	下 旬	70	21.9%	278	87.1%	91	25.6%	295	83.1%
4 月	上 旬	7	2.2%	285	89.3%	18	5.1%	313	88.2%
	中 旬	13	4.1%	298	93.4%	13	3.7%	326	91.8%
	下 旬	7	2.2%	305	95.6%	6	1.7%	332	93.5%
5 月	上 旬	7	2.2%	312	97.8%	1	0.3%	333	93.8%
	中 旬	6	1.9%	318	99.7%	5	1.4%	338	95.2%
	下 旬	1	0.3%	319	100.0%	16	4.5%	354	99.7%
6 月	上 旬	0	0.0%	319	100.0%	1	0.3%	355	100.0%
	中旬以降	0	0.0%	319	100.0%	0	0.0%	355	100.0%
計		319	100.0%	319	100.0%	355	100.0%	355	100.0%

(注) 1. (%)は構成比。

2. 令和6年の集計対象企業348社のうち、29社は妥結時期を把握できなかったため、本表の集計からは除外している。

秋田労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、秋田県最低賃金(昭和55年秋田労働
基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
令和6年8月30日
秋田労働局長 山本 博之

第4号中「1時間897円」を「1時間951円」に
改める。
附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ず
る。

埼玉労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、埼玉県最低賃金(昭和55年埼玉労働
基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
令和6年8月30日
埼玉労働局長 片淵 仁文

第4号中「1時間1,028円」を「1時間1,078円」
に改める。
附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ず
る。

茨城労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、茨城県最低賃金(昭和55年茨城労働
基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
令和6年8月30日
茨城労働局長 澤口 浩司

第4号中「1時間953円」を「1時間1,005円」
に改める。
附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ず
る。

千葉労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、千葉県最低賃金(昭和55年千葉労働
基準局最低賃金公示第7号)の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
令和6年8月30日
千葉労働局長 岩野 剛

第4号中「1時間1,026円」を「1時間1,076円」
に改める。
附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ず
る。

栃木労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、栃木県最低賃金(昭和55年栃木労働
基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
令和6年8月30日
栃木労働局長 川口 秀人

第4号中「1時間954円」を「1時間1,004円」
に改める。
附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ず
る。

東京労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、東京都最低賃金(昭和55年東京労働
基準局最低賃金公示第8号)の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
令和6年8月30日
東京労働局長 富田 望

第4号中「1時間1,113円」を「1時間1,163円」
に改める。
附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ず
る。

神奈川労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、神奈川県最低賃金(昭和55年神奈
川労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次の
ように改正する決定をしたので、同法第14条第1
項の規定により公示する。
令和6年8月30日
神奈川労働局長 藤枝 茂

第4号中「1時間1,112円」を「1時間1,162円」
に改める。
附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ず
る。

新潟労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、新潟県最低賃金(昭和55年新潟労働
基準局最低賃金公示第3号)の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
令和6年8月30日
新潟労働局長 千葉 茂雄

第4号中「1時間931円」を「1時間985円」に
改める。
附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ず
る。

富山労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、富山県最低賃金(昭和55年富山労働
基準局最低賃金公示第3号)の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
令和6年8月30日
富山労働局長 小島 悟司

第4号中「1時間948円」を「1時間998円」に
改める。
附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ず
る。

第4号中「1時間938円」を「1時間988円」に
改める。
附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ず
る。

岐阜労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、岐阜県最低賃金(昭和55年岐阜労働
基準局最低賃金公示第4号)の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
令和6年8月30日
岐阜労働局長 千葉登志雄

第4号中「1時間950円」を「1時間1,001円」
に改める。
附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ず
る。

静岡労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、静岡県最低賃金(昭和55年静岡労働
基準局最低賃金公示第10号)の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
令和6年8月30日
静岡労働局長 笹 正光

第4号中「1時間984円」を「1時間1,034円」
に改める。
附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ず
る。

山梨労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の
規定に基づき、山梨県最低賃金(昭和55年山梨労働
基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
令和6年8月30日
山梨労働局長 高西 盛登